

Journal of Information Studies, No.87
Interfaculty Initiative in Information Studies
The University of Tokyo

CONTENTS

Opening essay:
Poetics of the Korean Historical Consciousness :
Focusing on the “Sewol Tragedy”
[*Yuko Manabe*] ——— i

Faculty Papers

The Constitution and its Context :
The Constitutional Theory of Lawrence Lessig [Satoshi Narihara] ——— 1

Refereed Papers

Paradox of high academic career
- Workers management in the Japanese educational industry
[Takumi Niwano] ——— 37

The Effect of Information Sources on Modern Chinese Images
to Japan [Jiang Hui] ——— 53

Modernization of Consciousness on Time in Japan
-A Case Study of Name of Era, Imperial Periodization and New Calendar-
[Hirobita Suzuki] ——— 71

Field Review

New Sources for the Study of Historiographical Information
[Hiroki Kikuchi] ——— 87

ISSN 1880-697X

情報学研究
学環
No. 87
東京大学大学院情報学環紀要
2014

情報学研究
JOURNAL OF INFORMATION STUDIES

学環

No. 87

情 報 学 研 究
JOURNAL OF INFORMATION STUDIES

学環

思考の環

歴史意識の詩学－「セウォル号の惨事」に寄せて－ [真鍋 祐子]—— i

教員研究論文

憲法とコンテクスト (2・完) [成原 慧]—— 1
－ 初期ローレンス・レッシグの憲法理論－

査読研究論文

高学歴の逆説—受験産業における労働力の調達過程 [庭野 匠] —— 37

現代中国人が抱く対日イメージの形成における情報源の役割 [江 暉] —— 53

時間意識の近代 [鈴木 洋仁] —— 71
－ 元号、皇紀、新暦を素材として－

フィールド・レビュー

新しい史料学としての歴史情報論 [菊地 大樹] —— 87



思考の環

OPENING ESSAY

歴史意識の詩学

－「セウォル号の惨事」に寄せて－

1. 民衆史の企て

4月16日、韓国珍島沖で乗客・乗務員476人を乗せた大型旅客船「セウォル号」が沈没した事故は、300人を超える死者・行方不明者の多くが修学旅行の高校生だったという痛ましきから、日本でも連日報道が過熱した。また安全より利益を優先させた船舶会社の体質だけでなく、「官民癒着と機関利己主義」（中央日報、7月9日付）による事故直後の対応の遅れと無責任体質なども指摘され、それゆえ社会の歪みもたらした犠牲、つまり「セウォル号の惨事」として受け止められ、朴槿恵政権の支持率下落の引き金にもなった。

事故直後、ネット上で「悲しい。本当に悲しい。80年5・18の時は怒りが大きかったが、今回は悲しみが怒りより大きい」という風変わりな書き出しのコラムを見つけた。書き手は聖公会大学の金東椿教授で、「大韓民国号はすでに沈没中だ」という刺激的なタイトルが付されている（ハンギョレ、4月22日付）。大韓民国号

2. 「李－朴」史観のたくらみ？

そもそも、セウォル号から唐突に「80年5・18」のイメージが喚起されるのはなぜか。犠牲になった高校生の親たちは、多くが安山市近郊の新興工業団地で働く労働者だったという。そして船が没した海域は全羅南道の珍島沖だった。光州を中心とした全羅道一帯は古くからの被差別地域であり、わけても世襲シャーマン

という船では、歴代権力者は忠誠心が演出される船上舞台の主役で、自分だけはいつでも個人用救命ボートで脱出する準備ができていた。彼らは二等三等船室の国民には目もくれず、船底の裂け目から海水が入ってくると大声で急を告げる者には「従北派」のレッテルを貼り、警察と検察を使って脅しをかける。李承晩時代からある船底の亀裂は、朴正熙の時代にさらに深刻なものとなった。稀に金大中と盧武鉉の政権が作った亀裂もあるが、最大の亀裂は李明博と朴槿恵の政権が押し広げたものだという。

以上を総括して、金東椿は「社会が破壊されれば小さな事故も大惨事になり、大惨事の犠牲者は主に船底の人々だ」と述べる。セウォル号を大韓民国号という国家構造に見立てながら、「船底の人々」の惨事を韓国現代史に埋め込もうとする書き手の意図は、冒頭に「80年5・18」（光州抗争）を持ち出したことで明らかのように、民衆史の企てにはかならない。

が伝えてきた死霊祭「シッキム・クツ」で有名な珍島は、流刑地として蔑まれてきた歴史をもつ。セウォル号が珍島の沖合に沈んだ偶然は、犠牲者の多くが生への怨望をのんで死んだ幼い高校生だったこと、またその多くが労働者の子女だったことを受けて、この事件を民衆史に編み込もうとする歴史意識にとって必然となる。

金東椿は、大韓民国号の船底の亀裂を「李承晩－朴正熙」と「金大中－盧武鉉」と「李明博－朴槿恵」の3つの単位で論じる。全斗煥・盧泰愚・金泳三の3つの時代（1981～97年）がそっくり欠落しているのは、単に「李承晩－朴正熙」時代の残滓と見なされたか、あるいは意図的に捨象されたかだろう。それというのも、彼が描く大韓民国号の歴史では、「金－盧」を例外の時代として、その前の時代も後の時代もまるで韻を踏むように「李－朴」の政権が船底の人々を蹂躪したとされるからだ。考えてみれば、これは斬新な歴史意識だ。李明博以後の「民主化が20～30年は退歩した」とも言われる現状を解釈するには、（軍事）独裁政権に対抗する民族民主主義運動という従来の民衆史

3. 民衆詩の企て

セウォル号の惨事からほどなくして、一篇の短詩がネットに流され、またたく間に拡散された（作者不詳、原文韓国語）。

1948年の済州、事件と言ったが、虐殺だった。

1980年の光州、事態と言ったが、虐殺だった。

2009年の龍山、惨事と言ったが、虐殺だった。

2014年の珍島、事故と言ったが、虐殺だった。

五千万国民は、記憶しなくては、繰り返されるばかりだ。

ここにも「李－朴」史観が読み取れる。

観を修正する必要がある。李明博も朴槿恵も、「金－盧」の時代を経験した国民が、民主的手続きを踏んで選んだ文民政権だからである。両政権の正統性を民主主義というこれまでの準拠枠から問えない以上、新たな歴史意識の定立が喫緊とされるのは必定だろう。

仮にこれを「李－朴」史観とでも名付けておこう。船上と船底に二分された社会では、常に「大惨事の犠牲者は主に船底の人々」で、船上舞台を愉しんだ権力者たちは自分専用の救命ボートで逃亡し、結局誰も責任をとらないのである。「そうであるから」と、金東椿は、次なる予言的な一文でコラムを結ぶ。

「そうであるからこの船の本格的な沈没は今からだ。」

「1948年の済州」は李承晩政権により島民の三分の一が虐殺された4・3事件を、「1980年の光州」は朴正熙～全斗煥の過渡的時期に起きた5・18民主化抗争を、「2009年の龍山」とは李明博の都市再開発に抵抗する住民が警官隊と衝突し、6人が犠牲になった事件をいう。朴槿恵政権下での「2014年の珍島」はセウォル号の惨事であり、珍島という場所性を強調することで、民衆史に組み入れようとする企てが明らかに見て取れる。

奇異に思えるのは1980～2009年の約30年間で丸ごと脱落していることだ。金泳三時代には聖水大橋や三豊百貨店の崩落事故、金大中時代には二人の女子中学生が米軍装甲車に轢き殺される事件があり、また盧武鉉時代には大邱地下鉄放火事件というセウォル号惨事と比肩すべき

大惨事が起きている。民衆史の観点からしても、これらの事件が看過されてよいとは言えない。あえて語らない意図は何なのか。

そこには金東椿のコラムと相似した民衆詩の構造が見出される。民衆史的な歴史叙述の中で

4. 歴史意識の詩学

二つの語りに通底する歴史意識は、70～80年代以降の民衆史観に照らせば目新しいが、さらに歴史を遡れば、既視感を呼び起こすいくつかのフックに探り当たる。

たとえば、全羅南道島嶼部に伝わる13世紀の將軍伝説の変容を分析した羅京洙は、順次構造と並列構造からなる伝説の構造に「民衆天」と「支配天」の二律背反、つまり黙示録的歴史認識と英雄待望を見出しながら、伝説で国史を補うことで歴史の全貌を明らかにすることが、語り手たちの使命感であったと指摘する（『光州・全南道 民俗研究』、1998年）。全羅道に言い伝わる「南海真人説」は、開闢の世は南から開かれるとして英雄（＝真人）の出現を待望する民間信仰だが、そこには羅京洙が明らかにした伝説の構造が反映されている。

「李－朴」時代の歪みが前景化されるあまり、非「李－朴」の時代の記憶すべき大惨事が捨象される。加えて、この詩も、国民が記憶しなくては「李－朴」の暴虐は繰り返されるばかりだと、予言的な警句で結ばれる。

また、李朝中期に成立した「鄭鑑録」はそんな黙示録的世界観を最も端的に示した書物で、李氏500年の後に鄭氏の800年が訪れるとし、易姓革命による李朝滅亡が予言された。王朝は禁書としたが、民間に広く流布した。

本稿で引用した語りが、ともに「李－朴」の姓に特化された歴史叙述である点に、さしあたり留意しておく。前の「李－朴」時代は、全羅南道出身の金大中という「南海真人」の出現で、克服されたかに思われた。だが今、再び「李－朴」の時代が訪れ、詩人は災厄が繰り返されると、金東椿は国が亡びると、語りの最後に警告する。これを黙示録的な予言と読み取れば、セウォル号の惨事に寄せた新たな歴史意識の予兆となる。その詩学が全うされるかは、語り手たちの使命感にかかっている。



真鍋 祐子 (まなべ ゆうこ)

[生年月日] 1963年10月1日

[出身大学又は最終学歴] 筑波大学大学院、博士(社会学)

[専門領域] 朝鮮研究

[主たる著書・論文]

『増補 光州事件で読む現代韓国』平凡社、2010

(共著)『昔ばなしで親しむ環境倫理』くろしお出版、2009

『中心と周縁からみた韓国社会の諸相』慶應義塾大学出版会、2007、(論文)『アイデンティティ・ポリティクス

としてのツーリズム—中国東北部における韓国のパッケージ・ツアーの事例から』『文化人類学』74-1、2009 他

[所属] 東京大学大学院情報学環／東洋文化研究所・教授

[所属学会] 日本文化人類学会、日本社会学会、「宗教と社会」学会、韓国朝鮮文化研究会、現代韓国朝鮮学会



教員研究論文

FACULTY PAPERS

憲法とコンテキスト（2・完）

—初期ローレンス・レッシグの憲法理論—

The Constitution and its Context:
The Constitutional Theory of Lawrence Lessig

成原 慧*
Satoshi Narihara

目次

1. はじめに
2. 可塑性と変革
3. 憲法への忠節と翻訳

(以上、No.86に掲載)

4. 規制概念の再構成
5. 立憲主義と民主主義の連関
6. むすびにかえて

(以上、本号に掲載)

4. 規制概念の再構成

前章でみてきたように、レッシグは、憲法のコンテキストとして、法的なコンテキストのみならず、法の外のコンテキストも意識して、憲法の翻訳のあり方について論じてきた。かかる問題意識の延長線上に、レッシグは、経済学や社会学などの議論を参照しつつ、社会規範やアーキテクチャなどの法以外の規制についての

研究に取り組むことになる。本章では、1990年台半ばから後半におけるレッシグの規制研究に関する論文について検討することにより、レッシグにおける規制手段の多元性・重層性という認識とかかる認識を踏まえた価値選択の必要性というインプリケーションを明らかにする。

* 東京大学大学院情報学環助教

キーワード：憲法、コンテキスト、レッシグ、社会規範、アーキテクチャ、立憲主義、民主主義

4.1 法と経済学による規制研究

レッシグが各種の非法的規制について研究を行う上で土台となり批判的に承継することになったのが「法と経済学」(law and

economics)、特に「シカゴ学派」の法と経済学による規制研究である。

4.1.1. シカゴ学派の法と経済学

「法と経済学」は、「法の経済分析」と呼ばれることにも見て取れるように、法制度を経済学の観点から研究するアプローチの総称である。法と経済学は、一般に、ミクロ経済学の方法論を用いて、法制度に関する諸個人が合理的に選択を行うという前提に基づいて、人々の相互作用の均衡を分析することを通じて、法制度を説明ないし評価してきた。法と経済学には、法制度の経済学的説明に徹する記述的研究と法制度の評価を伴う規範的研究が含まれるが、後者においては、多くの場合、効率性の観点から法制度の評価が行われてきた。法と経済学は、当初は主に不法行為法や競争法を中心に適用されてきたが、今日では、契約法、刑事法、憲法など法分野の各領域において展開されるようになってきている¹。現代米国における法と経済学の中でも、ロナルド・

コース²らシカゴ大学の経済学者の方法論および規範的インプリケーションの影響を受けつつ³、リチャード・ボズナーらシカゴ大学ロースクールに關係する法学者や法実務家が形成してきた「シカゴ学派」は、最有力の学派の一つとなっている。同学派の代表的論者であるボズナーは、効率性の概念を「富の最大化」(wealth maximization)として再定式化した上で、「富の最大化」の観点からコモンローの体系を説明すると同時に、制定法による規制を批判的に説明ないし評価してきた⁴。レッシグも、1989年から1990年にかけて第7巡回区連邦控訴裁判所においてボズナーのもとでロークラークを務め、1991年から1997年までシカゴ大学ロースクールで教鞭をとるなど、シカゴ学派の法と経済学とは浅からぬ関係がある⁵。

4.1.2. 法的規制の代替手段の研究

シカゴ学派の法と経済学の論者は、効率性の観点から法制度を評価すると同時に、法以外の手段がより効率的に政策目的を達成する可能性を検討してきた。例えば、シカゴ学派の法と経済学に多大な影響を与えたコースは、1960年の論文「社会的費用の問題」において、取引費用(transaction cost)が無視できるほど低い場合には、法的規制等の政府による介入がなく

ても、市場における当事者の自主的な交渉によって外部性の解決が実現される可能性を提示した⁶。また、次節で詳しくみるように、1990年代以降のシカゴ学派の法と経済学では社会規範による法的規制の機能の代替可能性についても活発に研究が行われるようになってきている。このように、シカゴ学派の法と経済学の論者は、様々な領域において、効率性を基準に法制度

を評価し、市場メカニズムや社会規範などの法以外の規制手段が法的規制よりも効率的に紛争

や外部性を解決する可能性を示してきたのである。

4.2. 社会規範と社会的意味

レッシグが憲法を翻訳する際の法の外のコンテキストに対する関心をもとに、法以外の規制の研究に取り組む上で最初に着目した対象が社

会規範 (social norm) とそれを支えている社会的意味 (social meaning) に関する理論である。

4.2.1. 社会規範論の再構成

レッシグの社会規範論の意義を理解する上では、彼が対峙することになったシカゴ学派の法と経済学における社会規範論の性格を把握しておくことが求められよう。1990年代以降の法と経済学においては社会規範に関する研究が活発に行われるようになってきている⁷。社会規範については論者により様々な定義が提起されてきたが、さしあたり、「裁判所や議会のような公的機関によって定められるわけでも、法的サンクションの威嚇によってエンフォースされるわけでもないが、通常は遵守されているルール」というポズナーの定義⁸、あるいは、「国家機関以外の第三者によって社会的なサンクションを通じて分散的にエンフォースされる個人の行動を統制するルール」というロバート・エリクソンの定義⁹が参照に値しよう。法と経済学における社会規範研究には少なからぬ蓄積があるが、この分野の第一人者であるエリクソンは、カリフォルニア州シャスタ郡の農村地帯でのフィールドワークに基づき、1991年に『法なき秩序』を公刊し、農村地帯の人々が、迷い牛の処理やフェンスの設置費用の負担など近隣間の紛争問題を、しばしば法ではなく地域のインフォーマルな規範によって解決していることを

明らかにした上で、社会規範が一定の条件下で法よりも効率的に紛争解決しうることを経済学的に論証しようとした¹⁰。また、近年では、契約法、家族法、刑事法、人種差別などの様々な領域において評判、スティグマ、村八分などの社会的サンクションに支えられた社会規範による規制の機能について法的規制との関係を意識しつつ分析が行われるようになってきている¹¹。

従来の法と経済学における社会規範論と比べて、レッシグの社会規範論の性格はどのように位置づけられるのであろうか。この点について、1996年にペンシルバニア大学で開催されたシンポジウム「法、経済学、規範」での報告をもとにした論文「社会的意味と社会規範」に即してみたい¹²。レッシグは、経済学が理論の希薄性と単純性ゆえに少ない概念装置により多くの現象について説明することに成功してきたことを評価した上で、経済学がかかる理論の特性ゆえに見落としてきた重要な要素があると指摘している。経済学が見落としてきた重要な要素を補足するために近年ではいくつかの新たな概念装置が提起されるようになっており、社会規範もその一つということができよう。しかしながら、レッシグによれば、社会規範論も

従来の経済学への補足として十分なものではない。すなわち、経済学における社会規範論は、社会規範の規制する人々の行動 (behavior) に焦点を当て、それを外的に観察し、人々が規範から逸脱して行動することに伴うコストについて分析してきた。だが、社会規範が人々の行動に与える制約について十全に把握する

4.2.2. 社会的意味の探究

次に、社会的意味に着目したレッシグの社会規範論の内容とインプリケーションについて、1995年にシカゴ大学ローレビューに掲載された論文「社会的意味の規制」に即してみよう。この論文の前半部においてレッシグは、彼が社会思想の二つの伝統と位置づけるところの「解釈学的」(interpretive)な伝統(人類学、社会学)と「非解釈学的」な伝統(経済学)を結びつけることで、社会規範論に社会的意味の概念を導入することを試みている。すなわち、レッシグは、従来の経済学的ないし行動主義的な社会規範論の限界を意識して、バーガー&ルックマン、ブルデュー、デュルケムら社会学者の議論を参照しつつ、社会規範を支える社会的意味の構成について研究を行ったのである¹⁴。レッシグによれば、我々の生きる社会的現実 (social reality) は社会的意味によって構成されている。社会的意味とは、一定のコンテキストにおいて何らかの行為や地位に付着した記号論的内容 (semiotic content) であり、その例として、一定のコンテキストにおいてある種の行為が創出するスティグマやジャスチャーが含意する侮辱などがあげられる。社会的意味は個人や集団に制約を課したり力を与え

ためには、社会規範の規制する行動が何らかの具体的なコンテキストのもとで有する意味 (meaning) を理解することが求められるはずである。そこでレッシグは、社会規範論の「解釈学的転回」(interpretive turn)を説くことになるのである¹³。

一方で、個人や集団は自らの目的を促進するために社会的意味を利用していてもいる。政府も自らの目的を促進するために社会的意味を利用したり、社会的意味の再構成を試みることがある。例えば、政府は「家族の価値」の意味を利用することで同性愛者を社会生活から排除することがある。社会的意味が個人を拘束する力は、背景にある理解や期待の構造が人々によって自明視され不可視なものとなるほど強力なものとなる。例えば、人種間の優劣を自明視する理解の構造が存在する場合には、特定の人種を差別する社会的意味は自然で必然的なものと理解され、強力なものとなる¹⁵。

レッシグは、個人が人々に自明視されてきた社会的意味のコンテキストに挑戦することは困難であり、社会的意味を再構成するには集合行為 (collective action) が必要になると指摘した上で、この種の集合行為問題の解決を促す上で政府が果たしうる役割に着目している。政府は、個人が社会的意味と対峙する際のインセンティブの構造を変化させることなどにより、社会的意味の再構成を促すことができるのである¹⁶。例えば、かつての米国南部のエリート層においては自らの名誉を守るために決闘を

行うことが求められ、決闘を拒む者は臆病者とされる規範が支配していたが、かかるコンテキストにおいて、決闘を行った者に刑罰を科したとしても、決闘に伴うリスクを増大させることで、決闘を拒む者を臆病者と捉える意味付けをかえって強化することになってしまい、決闘を抑止することは期待しがたい。一方、政府は決闘を行った者を公職から不適格者として排除することで、共同体への公的な責務を果たすために決闘を拒むのだという理由を人々に提供することにより、決闘を拒む者は臆病者である

4.2.3. 社会的意味と憲法

上述のような社会的意味に関するレッシグの理論は、憲法学にも少なからぬインプリケーションを与えることになる¹⁹。レッシグによれば、従来の憲法学は、政府による社会的意味の構成を通じた正統の公定という問題を適切に考慮してこなかった。1943年のBarnette判決において法廷意見を執筆したジャクソンは「もし我々の憲法の星座の中に不変の恒星が存在するのであれば、それは、地位の高低にかかわらず公務員が、政治、ナショナリズム、宗教、その他の意見に関わる問題について何が正統（orthodox）であるのかを定めてはならず、また、市民に言葉や行為によって彼らの信条を告白するよう強いてはならないというものである」とのべ、憲法は政府に正統な思想を公定することを禁じていると判示した²⁰。だが、レッシグが論じているように、Barnette判決においてジャクソンが示した正統公定禁止原理にもかかわらず、政府は意見に関わる問題について何が正統であるのかを定めることを憲法上完

という従来の意味付けを曖昧化し、人々が決闘を拒む際に直面する社会的意味に伴うコストを低下させ、決闘の抑止を図ることができるという¹⁷。また、近年の刑事法学において提唱されるようになってきている罰金刑と短期の自由刑ないし羞恥刑（shaming punishment）との併科は、人々が、罰金刑を、金銭的成本としてではなく、犯罪に対する非難として理解するように促し、罰金刑の刑罰としての意味を明確化することを狙ったサンクションの構成手法として捉えることができるという¹⁸。

全に禁じられてきたわけではなかった。従来の憲法学は、社会的現実が社会的意味によって構成されているという社会理論において広く支持されている見解に目を背けることで、政府による社会的意味の構成を通じた正統の公定という問題を十分に考慮してこなかった。すなわち、何が正統であるかが社会的意味によって構成されているのであるとすれば、政府は社会的意味を規制することによって、思想に関する正統を定めることが可能になってしまうというのである²¹。そこでレッシグはBarnette判決の正統公定禁止原理を、社会的意味の規制に関するより完全な理解が獲得された世界へと翻訳することを試みる。そして、翻訳された原理は、公務員に正統に関する規制を一切禁じるものではなく、いかなる場合に正統に関する規制が許容されるのかについて基準を示すものでなければならないとされる²²。

社会的意味の構成を通じた思想に関する正統の公定という視点は、表現の自由論に2つの問

題を提起することになる。第1が、社会的意味のコンテキストの操作を通じた正統の公定という問題である。レッシングによれば、修正第1条の判例法理は、政府が個人の表現活動を規制することに対して様々な規律を課してきたが、表現活動を取り囲むコンテキストの操作に対しては十分な規律を行ってこなかった。だが、政府は、表現活動を規制する代わりに、それを取り囲むコンテキストを操作することで、社会的意味をコントロールし、正統を定めることが可能である。例えば、公共の場所において物乞い目的で歩き回ることを禁じたニューヨーク州法は修正第1条に違反するとして裁判所により違憲無効とされたが²³、代わりに、ニューヨーク州当局は、物乞いに応じることは物乞いする人のためにはならないという趣旨の公共広告を展開し、物乞いのコンテキストを変えることでその社会的意味を変えようとした。このことから見て取れるように、修正第1条をめぐる判例法理は、コンテキストの操作による社会的意味の構成を通じた正統の公定という問題を考慮することが求められるようになってきている²⁴。近年の米国憲法学における政府言論をめぐる活発な議論は、このような政府による社会的意味の操作を通じた正統の公定という問題に対する規律のあり方を探求する試みとしても理解することが可能であろう²⁵。

第2のより困難な問題は、思想の自由市場の前提に関わる問題である。思想の自由市場論によれば、真理は思想の間の自由な競争により獲得されるものであり、誤った言論は政府による禁止ではなく対抗言論によってこそ是正されることになる²⁶。だが、レッシングによれば、思想

の自由市場は、Xに関して言明を行うこと自体がXの「真実性」に影響を与えない場合には十分に機能することになるが、Xに関して言明を行うこと自体がXの「真実性」に影響を与える場合には十分に機能しないおそれがある。すなわち、思想の自由市場においては、言説から一応独立に実在すると想定することができる「自然」(nature)に関する言明の場合には虚偽の言明の是正を期待することができる一方で、言説によって構成される社会的現実に関する言明の場合には「虚偽」の言明の是正を期待することが困難なときがあるというのである。例えば、「女性は男性よりも劣っている」という言明は、社会の中で繰り返し表明されることで、何が「真実」であるかをめぐる社会的現実を構成し、かかる言論に対抗しようとする人々の社会的地位を貶め、対抗言論によって当該言明が虚偽であることを明らかにすることを困難にしてしまうおそれがある。ヘイトスピーチやポルノグラフィをめぐる論争はかような論点をめぐって顕著な対立をみせることになる²⁷。例えば、マッキヤナンらフェミニストが制定にかかわったインディアナポリス市の反ポルノグラフィ公民権条例は、女性を性的に従属した仕方で描写するポルノグラフィを規制していたが、第7巡回区連邦控訴裁判所により違憲無効とされた²⁸。この判決の法廷意見でフランク・イースターブルックは、同条例を、修正第1条が求める政府の中立性に反するがゆえに違憲であると判示した。すなわち、同条例のもとでは、どれほど性的に露骨であっても女性を男性と平等な地位にあるものとして描写する表現は規制されず、一方で、女性を性的に従属的な存在と

して描く表現は、どれほど文学的、芸術的、政治的価値があったとしても規制される。イースターブルックは、Barnette判決においてジャクソンが示した正統公定禁止原理を引いて、かかる規制は、女性に関する公定された見解を定めるものであり、修正第1条の禁じる思想統制（thought control）にあたるとしたのである²⁹。だが、先にみたように、社会的意味の操作を通じた正統の公定にあたる事例が少なからず許容されてきたことを踏まえると、Barnette判決の正統公定禁止原理は米国の憲法判例にお

4.3. サイバー法の形成

レッシグは、社会規範と社会的意味に関する研究に続いて、1990年代後半に入ると、サイバースペースという新たなコンテクストを背景に、アーキテクチャとコードという概念を提示し、規制理論の対象を広げていくことになる。

4.3.1. サイバー法の黎明

インターネットに関する法的問題を論じる「サイバー法」（cyberlaw）は、当初、ネット上のコミュニケーションの領域をサイバースペースという新たな空間として表象した上で、この新たな空間に対して法はいかに関わるべきかという問題を論じていた。レッシグが1994年にイエール大学において開催されたシンポジウム「現れつつあるメディアと修正第1条」での報告を元に1995年に公表した論文「サイバー法の道のり」（The Path of Cyberlaw）³²を含め、この時期の米国のサイバー法の議論

いて完全な形で遵守されてきたとは言いがたく、ポルノグラフィの規制に対して上記の命題をことさらに厳格に適用することの正当性は自明ではない³⁰。この論文で、レッシグは、社会的意味の構成に対する認識を踏まえた正統公定禁止原理の翻訳について解答を示しているわけではないが³¹、上述のような問題提起を行うことで、ヘイトスピーチやポルノグラフィをはじめとする近年の表現の自由に関する困難な問題を再考するための手がかりを示すことを試みたということができよう。

本節では、アーキテクチャおよびコードの概念について検討する前に、これらの概念が提示されるコンテクストとなったサイバー法の形成過程についてみていこう。

は、発展途上のサイバースペースにおける新たな創造やコミュニケーションの実験の可能性を重視し、サイバースペースに対する政府の介入に慎重さを求め、コモンロー的な方法による漸進的な法の発展と、サイバースペースにおける自律的な秩序の形成に期待する志向が色濃くみられた³³。レッシグはその後、アーキテクチャおよびコードという概念を中核に据えたサイバー法理論を形成していくことになるが、その中で対峙することになった言説がサイバー・リバタリアニズムと「馬の法」論である。

4.3.2. サイバー・リバタリアニズム

1990年代後半の米国において、サイバースペースに対する政府の介入を否定ないし極力排除しようとする「サイバー・リバタリアニズム」は、先端的なインターネット利用者やサイバー法の研究者を中心に広く支持を集めていた。例えば、「電子フロンティア財団」(Electronic Frontier Foundation—EFF)の創設者の一人でありサイバー・アクティビストとして知られるジョン・ペリー・バーローは、通信品位法が成立した1996年に同法の制定に抗議した文書「サイバースペース独立宣言」を公表している。彼は、同宣言において、通信品位法をはじめとする政府によるサイバースペースに対する介入に強く抗議した上で、サイバースペースのリアルスペースからの「独立」を宣言し、今や「主権」を有したサイバースペースが独自の法秩序を形成すべきだとの立場を明確にしている³⁴。

また、デビッド・ジョンソンとデビッド・ポストは、1996年にスタンフォード・ロースクールで開催されたシンポジウム「法と境界」(Law and Borders)での報告をもとにした論文「法と境界—サイバースペースにおける法の発生」において、国境を越えてグローバルに展開されるインターネット上のコミュニケーションが地理的境界に依拠してきた既存の主権国家による法的規制の実効性と正統性を脅かすことになる」と指摘し、主権国家によるサイバースペース上の行為に対する法的規制の不可能ないし困難性を強調した上で、サイバースペース

において、従来の主権国家による法的規制に代わり、サイバースペースの利用者や管理者による自主的なルール形成とサンクション行使に基づく新たな法秩序が発展していく可能性を探究している³⁵。

これに対して、同じシンポジウムでの報告をもとにした論文「サイバースペースの諸領域」(The Zones of Cyberspace)においてレッシングは、サイバースペースの利用者は同時にリアルスペースの住民でもあり、サイバースペースをリアルスペースの規制から逃れた独立した領域として観念することはできないとして、ジョンソン&ポストの議論を批判した上で、政府がゾーニングを通じてサイバースペースに対する規制を強化する可能性について検討している。すなわち、現在のサイバースペースのアーキテクチャは開放的でゾーニングされておらず、集権的なコントロールを受けない構造になっている。だが、このような現在のサイバースペースのアーキテクチャは人為的な選択に基づくものであって、必然的なものではない。サイバースペースのアーキテクチャは変化しつつあり、政府はコードを通じてサイバースペースをゾーニングする試みを支援している。サイバースペースのアーキテクチャは原理上、完全なゾーニングを可能にするというのである³⁶。このような観点からサイバー・リバタリアニズムを批判するレッシングの姿勢は、主著『コード』へと引き継がれることになる。

4.3.3. サイバー法と「馬の法」

一方、同時代の米国の法学においては、サイバー法という新たな法分野の成立を認めることに対して懐疑的な見方も有力であった。例えば、イースターブルックは「サイバースペースと馬の法」と題された論文の中で、インターネット上の知的財産法に関する問題を中心に検討を行い、サイバー法という新たな法学領域を構築することに対して懐疑的な姿勢を示している。イースターブルックによれば、ロースクールの科目は「法の全体を照らし出す」ことのできる主題に限定されなければならない。だが、馬の売買や馬に蹴られた場合の不法行為責任など馬に関する法的問題を寄せ集めても、それらに共通の原理を見出すことができないのと同様に、サイバースペースにおける法的問題を寄せ集めても、それらに共通する一般的な原理を見出すことはできない。サイバースペースにおける法的問題に対しても、基本的には、リアルスペースにおける法的問題と同様に、知的財産法、契約法、不法行為法等の既存の法制度が適

用されるべきことには変わりはない。そうである以上、学際的ディレクタントに陥ることなく、従来の知的財産法等の法制度を健全に発展させていき、それらをサイバースペースに適切に適用していくことを通じて、サイバースペースの取引費用を低減していくべきだということである³⁷。

これに対してレッシグは、後に1999年の論文「馬の法—サイバー法は何を教えることができるか」において、イースターブルックの問題意識を共有しつつ、彼の議論への反論を試みている。すなわち、この論文において、レッシグは、サイバースペースにおける法とアーキテクチャの関係に着目して、サイバースペースの法的問題を考察することを通じて、法的規制と非法的規制の相互作用の解明という他の様々な法領域にも拡張可能な方法論の構築を試みることにより、サイバー法が「法の全体を照らし出す」主題となる可能性を示そうとしたのである³⁸。

4.4. アーキテクチャとコード

前節でみたような経緯で形成されてきたサイバー法のコンテキストのもとで、レッシグは「アーキテクチャ」および「コード」という概

念を提起し、それらが憲法との関係で有する問題について考察していくことになる。

4.4.1. コード・アーキテクチャ・自然

まず、レッシグにおけるアーキテクチャおよびコードの概念の定義を整理しておこう。1990年代後半のサイバー法に関する一連の論稿の中でレッシグはまず、「コード」を「ソフトウェアに組み込まれたルールないし法」³⁹、

あるいは、「サイバースペースにおける個人の行為可能性に対する制約の集合を構成するもの」⁴⁰という形で定義している。また、「アーキテクチャ」については、「一定の社会空間において何が可能となるのかを規定する」⁴¹

ものとして把握したり、「我々が接する物理的世界」として定義している⁴²。このように、「アーキテクチャ」と「コード」は、おおむね互換的な概念として用いられており、どちらも一定の空間における個人の行為可能性を規定する物理的・技術的条件として理解されているものの、「コード」は主にサイバースペースにおける規制を念頭に用いられた概念であるということができよう。また、レッシングは、一定の空間における行為可能性を規定する物理的条件について、「自然」(nature)という概念のもとに論じることもある。レッシングによれば、「自然」には、法や社会規範と同様に、個人の行動を規制する機能があるが、法学においては「自然」がもつ規制作用について論じられることは

4.4.2. コードと法

このように、サイバースペースにおいては、法に代わり、コードによって個人の行動を規制することが可能になりつつあるが、コードによる規制には、個人の自由や民主主義との関係で、法とは異なる新たな問題が含まれている。レッシングによれば、法的規制は、それを遵守するか、遵守せずにサンクションの可能性を引き受けるのかを自ら選択できる機会が規制の名宛人に与えられているという意味で、「自主的」(voluntary)なものであり、規制の名宛人にある種の「自由」(freedom)を与えているということすらできる。これに対して、コードによる規制は、規制を受ける個人の側に規制を遵守するか否かを選択する機会も、「市民的不服従」(civil disobedience)の余地も与えること

少なかった。我々は従来、「自然」を所与のものとして捉え、社会規範をコントロール不能なものと考えた上で、法による規制はいかにあるべきかについて論じてきた。だが、このような伝統的な秩序は変容しつつある。サイバースペースの登場によって、我々は、最も重要な問題が、法ではなく、「自然」によって規制される時代に突入しようとしている。サイバースペースにおける「自然」のあり方を規定するコードは、リアルスペースにおける「自然」に比べて可塑的であり、また、法に比べても可塑的である。それゆえ、サイバースペースにおいてコードは法に代わる現実的な選択肢となりうるというのである⁴³。

がないため、より完全な遵守を実現することができる。それゆえ、コードは、実効的かつ効率的な規制手段となりうるが、自由に対する新たな脅威ともなりうる⁴⁴。また、民主国家において法は民主的なプロセスを通じて形成されるのに対して、コードの設計に関しては一部の技術者が決定的な役割を果たしており、コードは民主的正統性の観点からも問題を抱えている。すなわち、サイバースペースのアーキテクチャは規範的な意義を有しており、コードの設計を通じたアーキテクチャの構築は価値選択を伴う政治的なものである以上、コードのあり方について技術者だけに任せるのではなくてサイバースペースの市民が決定に関わらなければならないというのである⁴⁵。

4.4.3. コードと憲法

レッシグは、1996年の論文「サイバースペースにおける憲法の解釈」において、アーキテクチャやコードによる規制が、憲法解釈、さらには、立憲主義に対して困難な問題を提起することになると論じている。サイバースペースの憲法問題に直面した場合、裁判官は、Olmstead判決の反対意見においてブランダイスが行ったように、憲法の価値を現代の技術的コンテキストを踏まえて翻訳することが求められる。だが、技術変化の激しい今日のサイバースペースにおいて裁判官が憲法の翻訳を行うことには限界が伴い、結果として司法は憲法判断に消極的な姿勢をとるようになる⁴⁶。というのも、サイバースペースがもたらす憲法問題は、しばしば論争的なものであり、その争いについて憲法制定者がいずれの立場をとっていたのか明確ではないことから、憲法の翻訳が政治的なものとして捉えられるおそれがあり、裁判官は憲法の翻訳を躊躇することになるというのである⁴⁷。

1996年の通信品位法違憲訴訟における2件の連邦地裁判決⁴⁸についてもレッシグは同様の問題意識から懐疑的な評価を示している。レッシグによれば、2件の判決は「裁判所はあたかもサイバースペースの性質(nature)についての事実を『認定』(finding)しているかのよう」に語っている」。たしかに、両判決の事実認定は、1996年当時のサイバースペースの描写としてはおおむね正確であった。だが、サイバースペースには本来備わっている不変の性質は存在せず、サイバースペースの性質は設計に

よって変更可能である。「サイバースペースをゾーニング化する議会の立法を違憲無効とすることによって裁判所は、サイバースペースはどのようなものであるのかを語ったのではなく、むしろ、サイバースペースはどうあるべきかを語ったのである」。すなわち、「裁判所はサイバースペースの性質を認定したのではなく、創造(making)したのである」。時の経過とともに、「裁判所は自らの事実認定が認定されることになる事実に影響を与えるということを感じることになるだろう」。レッシグはかかる現象を「憲法に適用されたハイゼンベルク」と評している。かかる観測者効果的な現象を把握することによって、裁判所は、自らの憲法判断が事実認定よりも政策判断に依拠したものであることを認識し、本来の政策決定者である議会に対して敬讓を払うようになるだろうとレッシグは予測している⁴⁹。

このような技術的コンテキストの根本的な変化と司法審査の観測者効果に対する認識は、裁判所による憲法判断を困難にし、人民自身に憲法の価値についての再考と選択を迫ることになる。かかる認識を踏まえレッシグは、アッカーマンの二元的民主政論を参照しつつ、憲法が守るべき価値について人民が再考し選択することの意義を説くと同時に、今日の米国において憲法政治の機会が忘却されるようになっており、人民による憲法的価値の選択を実現することもまた困難になっていると認めるのである⁵⁰。かかるジレンマの解決は『コード』へと持ち越されることになる。

4.5. 学際的な規制研究としての新シカゴ学派

本節では、レッシグが自身や同世代の研究者による社会規範論やサイバー法研究を踏まえ、学際的な規制研究を試みる新たなプロジェクト

を体系的に示した論文「新シカゴ学派」を中心に検討することにより、レッシグの規制理論の全体像を明らかにしたい。

4.5.1. シカゴ学派から新シカゴ学派へ

1997年にシカゴ大学ロースクールにおいてレッシグと刑事法学者のダン・カーンがオーガナイザーとなり「社会規範、社会的意味、法の経済分析」と題されたシンポジウムが開催された。このシンポジウムには、ポズナーやエリクソンらシカゴ学派の法と経済学の第一世代の論者に加え、ロバート・クーター、エリック・ポズナー、キャス・サンスティンら新しい世代の研究者が参加し、法学における社会規範や社会的意味に対する学際的アプローチの意義と課題について議論が行われた⁵¹。レッシグは、このシンポジウムでの報告をもとに、1998年の論文「新シカゴ学派」において、同シンポジウムに参加したシカゴ学派の新しい世代の研究者を中心に取られるようになっていく規制の研究に対する新たなアプローチを主題化し、その課題を整理している⁵²。

「新シカゴ学派」とは、規制に関する経済的および規範的な捉え方を統合することを志向する近年の新たな研究アプローチに対してレッシグが与えた総称であり、その主たる担い手として上記のシンポジウムに集ったシカゴ学派の新しい世代の研究者が念頭に置かれている。レッシグによれば、新シカゴ学派には、彼が「旧シ

カゴ学派」と呼ぶところの従来のシカゴ学派の法と経済学を継承している面と立場を異にする面の両方を有している。まず、新シカゴ学派は、旧シカゴ学派から、個人の行動を規制する手段として法のみに焦点を当てるのではなく、社会規範や市場などの法以外の規制手段の機能にも着目するアプローチを承継している。だが、旧シカゴ学派と新シカゴ学派の間には結論として導かれる政策的インプリケーションにおいて重要な立場の相違が存在する。社会規範や市場などが法に代わり規制手段としての機能を果たすことができるという認識に基づいて、旧シカゴ学派が国家や法の機能の縮小を説いてきたのに対して、新シカゴ学派は、社会規範や市場などの代替的な規制手段が国家による法的規制の道具となりうるという認識に基づき、国家や法がより積極的な役割を果たす可能性を探求するのである⁵³。法以外の規制手段に着目するという共通の方法論的前提に立ちながら、旧シカゴ学派と新シカゴ学派が導きだす政策的インプリケーションが分かれるのはなぜなのか。以下ではこの問いを意識しながら、新シカゴ学派の議論の特徴を順に検討していくことにする。

4.5.2. 規制手段の多元性と代替可能性

レッシングは、「規制」(regulation)を「何らかの作用または政策が有する制約効果」として定義した上で、個人の行動を規制する作用の例として、法、社会規範、市場、アーキテクチャを挙げている。法は、国家による制裁の威嚇を裏づけとした命令であり、社会規範は、共同体の社会的サンクションを通じた制約である。また、市場は、価格による個人の行動に対する制約である。レッシングが指摘しているように、新シカゴ学派は、社会規範や市場が個人の行動を規制する点で法と等価な機能を果たするという認識を旧シカゴ学派から引き継いでいる。レッシングは、以上の3種類の規制手段に加

4.5.3. 直接規制と間接規制

レッシングによれば、新シカゴ学派は、他の規制手段に対して法が有する特別な地位を強調し、法の機能の拡張可能性を支持している。つまり、法は、社会規範、市場、アーキテクチャなどの法以外の規制手段を規制することができるというのである。例えば、社会規範は政府言論によって変容しうる。市場は税金や補助金を通じてコントロールを受ける。そして、リアルスペースにおけるアーキテクチャの典型である建築物は、建築法規による規制を受ける。したがって、法以外の規制手段は、国家が個人の行動を規制する上で、新たな道具を与えることになる。法は、個人の行動を自ら規制するのみならず、社会規範や市場、アーキテクチャなどの法以外の規制手段を規制することを通じて個人の行動を規制することもできるとい

えて、自らのサイバー法研究を踏まえ、「アーキテクチャ」という概念を4番目の規制手段として付け加えている。アーキテクチャとは、「我々の接する世界」であり、個人の行動を物理的に制約したり可能にしたりする世界の特性である。新シカゴ学派は、法が個人の行動を事後的に規制するのに対してアーキテクチャが個人の行動を事前に抑制するといったように、各々の規制の間に様々な性質の相違があることを認めつつも、異なる規制の間の代替が可能であるという観点から、各種の規制を比較検討してきた⁵⁴。

うのである。すなわち、法的規制は、個人に義務やサンクションを課すことで当該個人の行動を規制する直接規制(direct regulation)という態様のみならず、社会規範、市場、アーキテクチャなどの法以外の規制手段を規制することを通じて個人の行動を規制する「間接規制」(indirect regulation)という態様をとることもでき、後者において法は「メタ規制手段」(meta-regulator)としての役割を果たすことになる。このような新シカゴ学派の考え方の背景には、社会規範、市場、アーキテクチャなどの非法的規制は、法から独立に所与のものとして存在するのではなく、作為によるか不作為によるかはともかく、部分的には法の産物であるという認識がある⁵⁵。

4.5.4. 価値の多元性

以上でみてきたように、新シカゴ学派の論者は、複数の規制手段を比較検討し、それらの相互関係について分析しているが、さらに特筆すべきは、この学派の論者が、規制手段を評価する基準となる価値についても、多元性を認めるようになっている点である。法と経済学、とりわけシカゴ学派の法と経済学の論者の多くは、伝統的に効率性を規制手段の唯一の価値基準として位置づけてきた⁵⁶。すなわち、規制主体は、規制の便益がその費用を上回るか、また、どの規制手段が最も効率的に規制目的を達成するのかという観点から、規制のあり方を選択すべきだとされてきたのである⁵⁷。

しかし、近年のシカゴ学派の法と経済学の論者は、規制手段の効率性を評価する際に考慮する要素を拡大すると同時に、規制手段の選択において効率性以外の価値を参照することにより、規制のあり方を多元的に評価することを試みるようになってきている。まず、規制手段の効率性を評価する際に考慮する要素の拡大について、レッシグは、基礎研究の成果に財産権を認める政策を例に検討を行っている。単純化された経済学的視点からすれば、基礎研究の成果に財産権を認める政策は、基礎研究に金銭的インセンティブを与えることで、研究成果の増大に寄与することになると考えられるかもしれない。だが、より洗練された経済学的見地から

は、かかる政策が研究者共同体において重要な役割を果たしてきた基礎研究に対する名声や評判といった非金銭的インセンティブの基盤にもたらす負の影響を考慮して、政策の効率性を総合的に評価することが求められるという⁵⁸。

次に、規制手段を選択する際の価値の多元性についてみていこう。レッシグが論じているように、規制手段の選択は価値の選択に関わる問題を提起することになる。というのも、複数の規制手段を評価し選択する際の基準は効率性以外にも自由や平等など多様な価値を想定することができるからである。それゆえ、何が最適な規制手段にあたるのかという判断は、評価基準を効率性に求めるのか、それとも他の価値に求めるのかによって変わりうることになる⁵⁹。例えば、ポズナーは、社会規範が個人により内面化され思考を経ることなく遵守されるようになることで、規範を遵守させるためのコストが削減され効率的に規制を行うことができる一方で、選択の機会という意味での「自由」が縮減される可能性を示した上で、「自由」に価値を置く場合には、社会規範の内面化に消極的な姿勢がとられることになるかもしれないと指摘している⁶⁰。かかるポズナーの議論などを踏まえ、レッシグは、近年のシカゴ学派の論者における価値の多元性の承認という方向性を読み取るのである。

4.5.5. 直接的立憲主義から間接的立憲主義へ

レッシグによれば、米国の憲法は直接規制による侵害から個人の権利を保護することを想定して制定されたものであり、間接規制による権利侵害に対する憲法上の規律は十分なものではなかった。だが、政府による規制が直接的なものから間接的なものへと移行しつつある中で、間接規制に対する憲法的規律が求められるようになってきている。かかるコンテキストにおいて、新シカゴ学派の知見は、伝統的な「直接的立憲主義」(direct constitutionalism)に等価な「間接的立憲主義」(indirect constitutionalism)の形成に寄与しうる。すなわち、新シカゴ学派は、直接規制のコンテキストにおいて強固に存在してきた憲法上の制

約を、間接規制のコンテキストにおいても適切に機能するものへと翻訳する方法の発展に寄与することができるというのである⁶¹。間接規制に対する憲法的規律を考える上でとりわけ重大な問題が、間接規制による規制の迂回(indirection)の危険性である。すなわち、1991年のRust判決⁶²で合憲とされた公的助成を受ける医院に中絶に関する助言の提供を禁じる規制において、政府が中絶を抑制する手段として医療現場における社会規範を隠れ蓑として用いたように、間接規制は、規制の構造を不透明化することにより、政府が自らの政治的責任を回避して規制目的を達成するために濫用されるおそれがあるというのである⁶³。

4.5.6. 新シカゴ学派・フーコー・ハーバーマス

最後に見落とされるべきではないのは、レッシグが新シカゴ学派の立場を無批判に肯定しているわけではないということである。この論文の結論部においてレッシグは、同学派がもつ「陰の側面」に目を向けるよう読者に促すことを忘れていない。レッシグによれば、新シカゴ学派における規制のあり方は社会の「全体化」(totalizing)を志向するものである。すなわち、あらゆる空間をコントロールしうる潜在的な能力が、この学派の目的だということである。レッシグは、新シカゴ学派が有する陰の目的を、知と権力の相互作用を告発するフーコーの議論を参照しつつ、「文化を権力に従属させる企て」として捉えると同時に、ハーバーマスのいう「生活世界の植民地化」にあたるものでもあるとのべた上で、新シカゴ学派の企てに「抵

抗」し、その射程を「制限」する十分な理由があることを認めている⁶⁴。ここでレッシグがフーコーの知=権力論⁶⁵とハーバーマスの「生活世界の植民地化」概念⁶⁶を援用していることは、レッシグと新シカゴ学派の間の距離を測定する上で手がかりを与えているように思われる。フーコーは、権力を無数の力関係からなる錯綜した戦略的状况として捉えた上で、社会における権力の遍在を説いて、権力から自由な知の領域を否定する一方で、権力のあるところには抵抗があるとして、権力に対する諸個人による分散的で多様な抵抗の可能性を認めている⁶⁷。かかるフーコーの権力論に鑑みると、彼の議論を参照するレッシグにおいても、間接規制という新たな権力に対して個人による永続的な「抵抗」という戦略が想定されていると考え

ることは不可能ではないだろう。一方、ハーバーマスは、生活世界に根ざした公共圏における討議を通じて政治システムに影響力を行使し、政治システムを制限に服せしめるという戦略を示すようになってきている⁶⁸。このようなハーバーマスの議論に鑑みると、新シカゴ学派による「生活世界の植民地化」を懸念するレッシングも、民主的な討議のプロセスを通じて政治システムによる間接的支配の「制限」を試みること

4.6. 権力のモードの変容と概念の再構成

本章でこれまで見てきたように、レッシングは1990年代中盤に、法と経済学における社会規範論を批判的に承継しつつ、社会学の議論などを参照することにより、社会規範を支える社会的意味に関する研究に取り組み、90年代後半になると、サイバー法というコンテクストを意識しつつ、アーキテクチャやコードという新たな規制手段の研究に取り組むことになる。このようなレッシングの規制研究における対象の変化は、同時代の権力のモードの変化を反映したものであるということができよう。すなわち、伝統的に規制手段として重要な役割を果たしてきた社会規範や社会的意味の力が相対的に低下し、代わりに、サイバースペースを中心にアーキテクチャやコードが重要な役割を果たすようになっていった当時の時代状況を反映する形でレッシングの規制理論は展開していったという側面を認めることができる。だが、レッシングの規制研究は、社会規範や社会的意味からアーキテクチャやコードへの権力の移行を単純に説くものでもなければ、技術決定論を主張するものでもない。先にみたように、レッシングは通信品位法

を企図している側面があると理解することが可能であろう。すなわち、レッシングの姿勢は、フーコー流の分散的で多様な抵抗という小文字の政治とハーバーマス流の討議民主主義という大文字の政治の両面から⁶⁹新シカゴ学派による「全体化」のプログラムを困い込もうとする戦略を示唆したものとして理解することができるように思われる⁷⁰。

違憲訴訟を題材に、司法の場でサイバースペースのアーキテクチャの性質がどのように理解され、語られるかによって、その後のアーキテクチャのあり方が規定されるという観測者効果的な現象を主題化していた。この点からも、レッシングが、アーキテクチャやコードの構成において意味や言説が持つ力を無視することはできないと考えていたということが窺い知れよう。また前章でみたように、レッシングが憲法解釈方法論としての翻訳を研究する中で、新たな概念の提起による法実践の変化に着目していたという事実を踏まえると⁷¹、彼による「アーキテクチャ」や「コード」という概念の提起自体も、新たな概念の提起が法実践に与えるインパクトに対する認識を踏まえて行われた自覚的な戦略として理解することが可能であるように思われる。

このような自身の研究の変遷を踏まえ、レッシングは論文「新シカゴ学派」において、シカゴ学派の法と経済学における新たな潮流を総括し、規制手段の多元化と重層化を明らかにした上で、規制手段を評価する際の価値の多元性を

主題化することになったのである。レッシグが示した規制手段を評価する際の価値の多元性は、規制手段の選択が単なる専門技術的な判断には収まらず、価値の選択を伴う政治的な判断であるということ、それゆえ、価値選択を行う

ための政治の契機を要請するということを示唆しているように思われる⁷²。かかる政治の契機の必要性を意識しつつ、次章ではレッシグにおける立憲主義と民主主義の構想について検討していくことにしたい。

5. 立憲主義と民主主義の連関

本章では、これまで検討してきたレッシグの憲法理論の形成過程を踏まえ、彼の書評論文や東欧における憲法理論の展開を検討することにより、レッシグの憲法理論に対する基本姿勢を

明らかにした上で、主著『コード』⁷³において論じられている立憲主義と民主主義の連関構造を分析する。

5.1. 書評としての憲法理論

レッシグが、翻訳という憲法解釈方法論の枠を越えて、自らの憲法理論の全体像や基本原理について体系的に論じる機会は少ない。だが、レッシグの憲法理論に対する基本的な姿勢は、彼が書

いた3本の書評論文の中から読み取ることができる。レッシグは、書評という特定の他者のテキストをコンテキストとして据える媒体を借りて、自らの憲法理論を展開してきたのである。

5.1.1. 基礎づけなき憲法理論

マイケル・ドルフの論文「規範的な憲法理論と記述的な憲法理論の統合—原意の場合」⁷⁴に対する応答論文（response）においてレッシグは、ドルフが原意主義の政治哲学的基盤を社会契約論に求めている点で、憲法上の実践の基底に一定の理論を見出すという誤りをおかしていると批判している。レッシグは、理論と実践の間の関係とは、床とテーブルの間の関係のようなものではなくて、ハンマーやノコギリとテーブルの間の関係のようなものであると喩えている。すなわち、憲法理論は、憲法に関する実践を基礎づけたり、憲法が仕える価値や一般

的な公式を明らかにする基盤ではなく、実践を理解した上で、その問題点を解明し是正するための道具だというのである。このような憲法理論観を踏まえ、レッシグは自らの翻訳理論についても、忠節という目的を掲げる裁判官による憲法上の実践を理解し再構築することを目指すものとして捉えている⁷⁵。それでは、レッシグは憲法理論を用いてどのように実践を理解し、再構築しようとしているのであろうか。以下では、その点を2本の書評に即してみたい。

5.1.2. ポスト立憲主義

ロバート・ポストの名著『憲法の諸領域—民主政、共同体、管理』⁷⁶の書評において、レッシグはポストの憲法理論を、個別のコンテクストに即した憲法上の原理を明らかにすることを試みる理論として評価した上で、ポストの議論から従来の立憲主義に代わる新たな憲法理論が導きだされる可能性を示している⁷⁷。レッシグが整理しているとおおり⁷⁸、ポストは、いかなるコンテクストにも適用可能な修正第1条の一般原理を探求する代わりに、修正第1条が適用される3種類の社会生活の領域、すなわち、「民主政」(democracy)、「共同体」(community)、「管理」(management)に内在した修正第1条の諸原理を明らかにすることを試みている⁷⁹。レッシグは個別の社会生活の領域に則した憲法上の原理を探求しようとするポストの議論を評価しつつも、裁判所による領域間の境界の画定は価値を巡る論争に立ち入ることになるがゆえに容易ではなく、裁判所による憲法判断を躊躇させることになるとの見通しをもとに⁸⁰、ポストの理論は裁判所による憲法解釈に伴う問題を容易にすることを約束する

5.1.3. 法文化の背後にある前提の探求

サンフォード・レヴィンソンの編著『不完全性への対応—憲法改正に関する理論と実践』⁸²の書評においてレッシグは、同書に収録された米国および諸外国の憲法の改正(amendment)に関する諸論稿を批評しながら、憲法の改正について比較法的考察を行っている⁸³。まず、レッシグは、憲法解釈と憲法改正を区別する基準を探求するレヴィンソンの

ものではなく、むしろその困難さを明らかにするものであると指摘する。かかる認識を踏まえレッシグは、ポストの議論が読者を「ポスト立憲主義」(Post Constitutionalism)へと導く可能性があるとのべる。レッシグは立憲主義を憲法上の原理の名のもとに権力を制限する実践として捉え、米国では裁判所により立憲主義のエンフォースメントが行われてきたことを確認した上で、裁判所が憲法の番人として行為する意欲や情熱はかなりの程度、裁判所が単に憲法の命じるものを執行しているかのようにみえる程度に依存してきたと指摘している。すなわち、米国において立憲主義は、憲法の意味の明確性、単純性、直接性に支えられた裁判所の活力を求めてきたという。だが、ポスト立憲主義においてはこのような活力は衰えることになる。すなわち、憲法の命じているものが明確ではない場合、あるいは、憲法の命じているものが論争的な言説に依拠している場合には、裁判所は、論争を解決することに対して慎重な姿勢を示し、論争の解決は民主政に委ねられることになるというのである⁸¹。

論文⁸⁴などを検討することにより、いかなる場合に憲法の改正が行われたとみなされるかは、既存の憲法から何が導出可能(derivable)であるかに依存すると論じている⁸⁵。次に、憲法の修正手続について定めた米国憲法第5条について論じたアッカーマンやアキル・アマーの論文⁸⁶などを検討しつつ、レッシグは、既存の憲法から何が導出可能であり、憲法改正にいかな

る実体的・手続的制約が課せられるかは、法文化 (legal culture) の背後にある諸前提に依存しているとのべる⁸⁷。最後にレッシグは、冷戦終結後の東欧における憲法改正の機能について論じたスティーブン・ホームズとサンスティンによる共著論文⁸⁸などを検討することにより、米国のような成熟した立憲民主政と東欧諸国のような発展途上の立憲民主政における憲法改正の機能の相違を指摘した上で、法文化の背後に

5.2. 東欧・立憲主義・サイバースペース

レッシグは共産主義体制崩壊後の東欧において立憲主義の導入のための研究と実務に携わった経験をもつが、東欧における経験はレッシグ

5.2.1. 東欧における立憲主義

レッシグは、1990年代前半、シカゴ大学の「東欧における立憲主義の研究センター」(Center for the Study of Constitutionalism in Eastern Europe)において共同ディレクターとして、共産主義体制崩壊後の東欧への立憲主義の導入に関する研究と実務に携わり、ロシア等における司法の役割について研究を行うと同時に、グルジアの憲法の起草の支援に携わった⁹¹。同センターは、1989年にシカゴ大学のロースクール教授であった政治哲学者のホームズらによって設立され、シカゴに加え、モスクワとブダペストに事務所を置き、レッシグ、サンスティン、ヤン・エルスターらを共同ディレクターに迎え、東欧における立憲主義に関する研究と支援活動を行ってきた⁹²。レッシグによれば、同センターは、当時の少なからぬ米国の憲法学者が米国の憲法ないし憲法典を東欧に

ある諸前提は各々の法文化の中で構成されたものであり可変的なものであると論じている⁸⁹。レッシグは、同書に収録された諸論稿が、通常の憲法解釈の背景にあり憲法の導出可能性を構成している法文化の諸前提を理解する必要性を明らかにする点で、憲法改正にとどまらず、立憲主義全体に関わる洞察を示していると評価するのである⁹⁰。

のサイバー法理論にも少なからぬ影響を与えることになる。

輸出しようとしていた姿勢から距離をとり、東欧に立憲主義を根付かせるためにまず、東欧における立憲主義のコンテクストとなる共産主義体制崩壊後の東欧における政治、経済、社会の移行 (transition) について研究することを重視していた⁹³。すなわち、東欧におけるレッシグらのプロジェクトは、憲法典のコンテクストとなる法文化に着目し、東欧の法文化を構成する規範の変更可能性を模索してきたのである⁹⁴。立憲主義への移行期にある東欧諸国において求められるのは、議会や裁判所等の立憲主義的な諸制度を創出することよりもむしろ、それらの制度に対する公務員を含む人々の理解、すなわち社会的意味を立憲主義的なものへと再構成していくことである。例えば、裁判所は、国家や党の道具ではなく、国家権力の恣意的な行使を抑制する独立した機関であるという人々

の理解を育むことが求められるという⁹⁵。このような法文化を重視する研究を踏まえ、レッシグは、自らがシカゴ大学においてグルジアの代表者らによる憲法の起草作業に関わった際も、

5.2.2. 積極的立憲主義

「東欧における立憲主義の研究センター」を設立しディレクターを務めたホームズは「積極的立憲主義」(positive constitutionalism)の提唱者としても知られる。ホームズは主著『情念と制約—リベラル・デモクラシーの理論』において、立憲主義と民主主義ないし主権の間の密接な相互関係を明らかにしている⁹⁷。ホームズによれば、リベラルな立憲主義の中核には、国家権力は憲法により制限されることでより強力なものになるという逆説的な洞察がある。かかる意味で、憲法により政治権力を制限するリベラリズムは、政治権力を忌諱するものではなく、むしろ、「これまで考案されてきた国家建設 (state building) の哲学の中で最も実効的なものの一つ」であるとされる⁹⁸。自由と国家権力は相互依存적であり、権利は国家によって画定され執行されることなくしては保障され

「我々は憲法典を自ら起草するためにはなく、コンテキストを提示し、起草を手助けするために存在しているのだ」という姿勢を貫いたと自己評価している⁹⁶。

えない。「主権の存在しない状況では、権利は想像されることはあったとしても体験されることはない」⁹⁹。ホームズは、ジャン・ボダンの思想を再検討することなどを通じて、強力な国家の主権があってはじめて個人の自由が可能となり、また、主権者が自己制限を課すことによって国家権力が可能になり強化されるという、主権と自由の間の相互関係を明らかにしている¹⁰⁰。かかる認識を踏まえ、ホームズは、現代の民主国家においても主権者である人民がプレコミットメントを行い、自己制限を課すことで、民主主義は可能になり強化されると論じ、憲法は権力を制限し専制を抑止するのみならず、権力を構成し秩序を創出する機能も有しているとして、憲法の権力構成的な側面に着目する「積極的立憲主義」を提唱するのである¹⁰¹。

5.2.3. サイバースペースにおける立憲主義

『コード』の冒頭部において、レッシグは、自身の東欧での経験を踏まえ、サイバースペースにおける自由を国家の不在と結びつけるサイバー・リバタリアニズムを批判した上で、「最大にして最も信頼しうる人権機構 (human rights organization) はリベラルな国家である」と説くホームズの論稿「ロシアは我々にいま何を教えるか—弱い国家はいかに自由の脅

威となるか」¹⁰²を参照しつつ、「サイバースペースにおける自由は国家の不在から生じることはない。そこでの自由は、他の場所と同様に、ある種の国家から生じるのである」と説いている。かかる認識を踏まえレッシグは、自由を可能にする条件としての国家を構成する上で憲法が果たす役割について次のようにのべている。「我々は、社会からあらゆる自覚的なコン

トロールを取り除くことによってではなく、社会を一定の種類の自覚的なコントロールが生きながらえるような場に置くことによって、自由が開花する世界を構築することができる。すな

5.3. レッシグにおける憲法概念と政治概念

本節では、『コード』におけるレッシグの憲法理論を検討する前提として、彼の憲法理論の

5.3.1. レッシグにおける憲法概念

レッシグは自由を構築するための不可欠の条件とされる憲法の概念をいかに理解しているのであろうか。『コード』の前掲引用部分に続いてレッシグは、憲法を、「通常政治（ordinary politics）の妥協を越えたところにある原理と理念からなる根本的な価値を保護するために社会のおよび法的な権力を構造化し制約」する「アーキテクチャ」ないし「生活の様式」として定義している。その上で、かかる意味での憲法は、発見されたり、自然に生成されるものではなく、構築（built）されるものであるとのべている¹⁰⁴。憲法の定義の中で「通常政治」

5.3.2. レッシグにおける政治概念

それでは、レッシグは究極的には憲法的な価値を選択する権力も有している政治という概念をどのように構想しているのであろうか。『コード』におけるレッシグによる政治の規定の仕方は二面性を有している。レッシグは一方で、「通常、我々は、競合する価値の集合とそれらの中から我々がなす選択について記述するとき、我々はいかかを選択を「政治的な」（political）ものと呼ぶ。かかる選択は、

わち、我々は、米国の建国者が行ったように、社会を一定の憲法の上に築くことによって自由を構築するのである」¹⁰³。

核となる憲法および政治の概念を明らかにしておきたい。

という概念が用いられていることからわかるように、『コード』においてもレッシグの憲法概念はアッカーマンの二元的民主政論の枠組みに少なからず依拠しているということができよう。レッシグは、憲法を通常政治から根本的な価値を保護するものとして理解しているが、先にみたようにレッシグは、憲法が保護する根本的な価値について、理論的に基礎付ける可能性に懐疑的であり、究極的には憲法政治の場面で政治的に選択されるべきものであると理解しているように思われる。

世界がどのように秩序づけられるのか、いかなる価値が優先されることになるのかに関する選択なのである」とのべた上で、「政治とは、我々の生活がいかにあるべきかについて我々が集合的に決定するプロセスである」と規定している。レッシグは他方で、「政治とは、物事がいかにあるべきかについて我々が理性的に思考（reason）するプロセスである」とも規定している。その上で、レッシグは、

「すべては政治だ」(it's all politics) というアンガ어의テーゼ¹⁰⁵を引いて、その意味するところを「我々は、いかなる社会秩序についても、それが真に必然的なものであるのか問いただし、それが命じる権力を正当化するものであることを要求しなければならない」と主張するものであると解している。さらにレッシグは、アッカーマンの『リベラル国家における社会正義』の議論¹⁰⁶を援用して、「ブルース・アッカーマンがいうように、我々はあら

5.4. サイバースペースの憲法構造

前節で明らかにした憲法および政治の概念を踏まえ、本節では、サイバースペースにおける

5.4.1. 憲法の実体的価値と構造的価値

レッシグは、憲法について語ることは空間が保護すべき価値を明らかにすることであり、サイバースペースにおいて憲法を語ることは、サイバースペースにいかなる価値が組み込まれるべきなのか問うことであるとのべた上で、憲法上の価値には、表現の自由やプライバシーのような「実体的」な価値のみならず、権力分立や抑制と均衡 (checks and balances) のような「構造的」な価値も含まれると読者に注意を促している。憲法の起草者が当初、政府の構造に焦点を当て、権利章典を含めずに憲法を制定したように、米国憲法の伝統においては、実体的な価値よりも先に構造的な価値に関心が寄せられてきた。実体的な価値と構造的な価値は相互に依存しており、一方を欠いては他方も守り抜くことができない。レッシグは、サイバースペースにおいても我々は、実体的な価値

ゆる権力の行使について「なぜ」(Why?) と問わなければならない」とのべるのである¹⁰⁷。以上から明らかなように、『コード』においても、レッシグは自らの憲法理論の核となる政治概念を、アンガーとアッカーマンの理論を踏まえつつ、個人による理性の行使と人民による熟議を踏まえた世界ないし社会秩序に関する価値選択として構成していることが見て取れよう。

憲法的価値についてレッシグが重視する構造的価値を中心に検討することにしたい。

のみならず、構造的な価値にも目を向ける必要があると説く。すなわち、サイバースペースにおいても、いかに権力を分立し、相互の抑制と均衡を図るか、また、恣意的な規制権力の抑止をいかに空間の設計に組み込むか検討しなければならないというのである。レッシグがサイバースペースの構造的な価値の鍵として重視するのが、アーキテクチャの「所有」(ownership) の構造である。コードが何者かによって「所有」されている場合には、政府によるコントロールが容易に行われることになるのに対して、フリーソフトウェアやオープンソースソフトウェアのように、コードが特定の主体によって「所有」されていない場合には、政府による恣意的な規制権力の行使に対する抑制が働きやすくなるというのである¹⁰⁸。

5.4.2. サイバースペースにおける国家と私的権力

レッシグは、サイバースペースにおける「コントロール」は、政府の後ろ盾を受けた商業（commerce）によってコードを通じて行われる」と指摘している。あるいは、「未来のコントロールの大部分は、法の支配の支援を受けつつ、商業を主体として技術を用いて行使されることになる」というのである¹⁰⁹。すなわち『コード』においては、「新シカゴ学派」で提起された「間接規制」という概念が、政府の後押しを受けた私企業によるコードを用いた規制として敷衍されているということができよう。一方で、レッシグは、「商業的利益はアーキテクチャのあり方を決定することで、ある種の私化された法（privatized law）を創り出している」として、アーキテクチャを用いた私的コントロールを問題視し、政府による介入の必要性を示唆している¹¹⁰。このように、『コード』におけるレッシグの議論は、国家がコードを管理・製造する私企業を通じて間接的に規制を行うことが問題なのか、それとも、私企業が

コードを用いて規制を行うこと自体が問題なのか、どちらとも理解しうる側面があり、この点に関するレッシグの姿勢は両義的かつ曖昧である。前章でみたとおり、レッシグは、論文「新シカゴ学派」では、前者に近い問題意識に基づいて、「直接的立憲主義」から「間接的立憲主義」への翻訳の可能性を提起し、間接規制に対する憲法的規律のあり方を探究していた。一方、『コード』においてレッシグは、私企業によるアーキテクチャを用いたコントロールは、私人の行為であり、憲法が適用されることはないとする通説的な立場に疑問を呈し、ステイト・アクションの法理の射程を拡大する可能性を検討しているものの、ステイト・アクションの法理に関する原意は明確ではなく、裁判所が従来のステイト・アクションの射程を突破するような解釈を行うことは米国の憲法の伝統に鑑みると革命に匹敵するとして、司法がかかる方向性をとることの困難さを認めている¹¹¹。

5.4.3. サイバースペースにおける主権と憲法政治

レッシグは『コード』の14章において、サイバースペースにおける「主権」（sovereignty）のあり方について考察している。レッシグは、主権を「自らの領域内において人民の行動を正当に統治するルールを制定する主権者（sovereign）の権力」と定義した上で、米国の建国が伝統的な主権理論に二重主権（dual sovereignty）という新たな概念をもたらしたと評価している。すなわち、伝統的には、主権の観念に内在する論理上の問題とし

て、人は同時に複数の主権者に統治されることはないと考えられてきたが、米国（the United States）においては、市民は連邦政府と州という2つの主権者に同時に統治されることになったというのである。米国のような二重主権の国家においては、権威の競合という問題が生じうるが、米国では、連邦法の州法に対する優越（supremacy）という原理によって、かかる問題が解決されてきた。一方、サイバースペースにおいては、従来は例外的な事象であった国

境を越えた権威の競合が常態化し、人々の行動は複数の法域（jurisdiction）によって統治されるようになってきているが、かかる問題を解決しようとする国際的な憲法制定の機会（founding international constitutional moment）はこれまで存在してこなかった¹¹²。サイバースペースのアーキテクチャが人々の行動を統治するルールである限りにおいて、サイバースペースは主権を有するようになってきているが、サイバースペースのアーキテクチャは商業によってコントロールされるようになっており、アーキテクチャのあり方を選択するための自己統治（self-government）は確立していない。ここでレッシグは再び米国の憲法史を参照する。憲法制定時の米国においてヴァージニア州における奴隷制の存在はメイン州の市民には無関係であるということができたかもしれないが、19世紀に入り経済的・社会的な統合が進展すると、南部の諸州における奴隷制は米国全体にとって無関係な問題とはいえなくなっていく。同様に、1990年代初頭にはシンガポールにおける言論統制は米国の市民には無関係だということができたかもしれないが、インターネットの発展した今日においては他国における言論統制が自分たちに無関係であるとはいえず難しくなっている。

5.5. 司法・立法・コード

レッシグは、『コード』の後半部において、再び米国の憲法問題に回帰し、サイバースペースにおける新たな憲法問題に対処する上で米国

このような認識を踏まえ、レッシグは、国際的な共同体（international community）としてのサイバースペースには解決されるべき憲法問題が存在しており、我々は単なる消費者としてではなく共同体の成員（member）として、サイバースペースのアーキテクチャの構築をめぐるグローバルな政治に責任を持たなければならないと説くのである¹¹³。このような問題意識からレッシグが注視するのがグローバルな規模で表現の自由を構築するアーキテクチャをめぐる憲法政治である。サイバースペースのアーキテクチャは、分散的な情報流通や匿名性を可能にすることなどにより、表現活動のコントロールを困難にしているという意味で、「現実の『サイバースペースにおける修正第1条』」であり、米国憲法の修正第1条とは異なり、国境を越えて効力をもつようになってきている。すなわち、米国は、インターネットのアーキテクチャを通じて、コードに実装された「修正第1条」を世界に輸出してきたというのである。かかる認識を踏まえ、レッシグは、グローバルな規模で表現の自由を構築する「サイバースペースのアーキテクチャにおける憲法政治」を理解するよう読者に促している¹¹⁴。

の統治構造が抱える課題を司法、立法府ないし政治、コードの3つの領域に即して明らかにし、問題への対応策を提案している。

5.5.1. 裁判所の課題と対応策

『コード』においてもレッシグは、サイバースペースによって提起された新たな憲法上の問題を原意の翻訳によって解決することと試みる一方で、その限界を確認している。サイバースペースのコンテキストへの憲法の翻訳は、憲法の原意が何であるのかに関する「潜在的な曖昧性」(latent ambiguity)を顕にすることが少なくない¹¹⁵。このように翻訳の限界が露になった場合には、価値の選択が求められる。我々はサイバースペースの価値に関する憲法上の選択を必要としているが、このような選択を行うのに適した制度や実践を手にしていないとは言い難い。すなわち、裁判所が憲法をサイバースペースのコンテキストへと翻訳することを試みた結果、潜在的な曖昧性が明らかと

5.5.2. 立法府ないし民主政の課題と対応策

レッシグによれば、憲法的な価値の選択を委ねる上で立法府もまた大きな問題を抱えている。我々の多くは、政府による介入を原理的に否定するリバタリアンではなく、政治により集合的な価値を実現することの意義を認めているが、その担い手として今日の代表民主政を信頼できなくなっている。代表民主政のプロセスは、私的利害に支配されており、その産物である立法が公益を実現するということを信頼できなくなっているというのである¹¹⁸。レッシグは、今日の代表民主政の抱える問題を、私的

な場合、裁判所の翻訳は政治的な選択として捉えられることになり、裁判所は価値選択を伴う翻訳を躊躇することになるというのである¹¹⁶。そこでレッシグは、このような状況に対する司法の対応策として、憲法の原意に潜在的な曖昧性が存在し、翻訳が困難な場合に、下級審の判事を中心とする裁判官に、コンテキストの変化がもたらした問題を提示し、そこにおいて争われている競合する価値を明らかにすることで、人民が憲法的価値について議論し選択することを手助けすることを求めた上で、ガイド・カラブレイジの議論を参照しつつ、連邦最高裁にも政治部門ないし人民に憲法的価値の再考(second look)を促すような形で司法審査を行うことを求めている¹¹⁷。

利害による腐敗に加えて、世論調査などを通じて人民の一時的な衝動が政策に反映されやすくなっている点に見出した上で、民主政がとるべき対応策として、ジェイムズ・フィッシュキンの提唱する熟議世論調査(deliberative poll)¹¹⁹を導入することなどにより、人民の一時的な衝動ではなく、理性の行使を通じて形成される熟議のプロセスを尊重するという、米国の建国者が元来想定していた民主政のあり方を回復することを求めている¹²⁰。

5.5.3. コードの課題と対応策

レッシグは、裁判所および立法府という統治機構と併せて、コードという新たな社会的権力をも憲法構造を構成する担い手として位置づけ、その課題と対応策について検討している。サイバースペースにおいてコードは、法と同様に規制手段としての役割を果たすようになってきているが、法の場合とは異なり、誰がコードのあり方を決定すべきか、いかにコードを規律するのか、コードにどのような公共的な価値を組み

込むべきかについて十分な議論は行われてこなかった¹²¹。レッシグは、コードの改善策として、コードが法と同じように我々の行動を規制する手段としての役割を担うようになっていることを踏まえ、コードの設計においても、フリーソフトウェアのようなオープンコードを採用することなどにより、立法の場合と同様に、透明性という憲法的な価値を実装していくことを求めている¹²²。

5.6. 立憲主義と民主主義の再定位

レッシグの憲法理論は、究極的には、立憲主義よりも民主主義を優先させる議論なのであろうか。たしかに、レッシグの憲法理論においては、通常政治の産物である立法に対する司法審査に向けて憲法の原意の翻訳という方法論が提示されつつも、裁判所による憲法の翻訳の限界が意識され、憲法政治を通じた人民による憲法的価値の選択が重視されている。だが、レッシグの構想する憲法政治は何らの枠組みももたない無定形の民主主義ではありえないだろう。レッシグとともに東欧における立憲主義の研究と実践に携わったホームズが指摘しているように、人民が集合的に意思を表明するためには、それを可能にする「構成的ルール」(constitutive rules)、すなわち、集合的な意思決定の процедуруを創出する法的枠組みが求められるはずだからである¹²³。レッシグがロバート・ポストの憲法理論を批評する中で提示した「ポスト立憲主義」という構想も、司法審査を中心とする従来の米国型の立憲主義に代わるオルタナティブとして提示されているものの、

立憲主義という概念自体を否定するものではなく、むしろ、憲法政治を規律するより高次の立憲主義の枠組みとして理解することが可能であるように思われる。

それでは、レッシグが想定する憲法政治を構成する立憲主義的な枠組みはいかなるものなのであろうか。先にみたようにレッシグは、政治を、我々が集合的に価値について選択・決定するプロセスとして規定すると同時に、我々が理性を行使するプロセスとして捉えていた。レッシグが構想する政治秩序において、理性を行使することは、集合的に価値を選択・決定することに論理的に先行する契機といえる。というのも、集合的な価値選択・決定は、理性を行使して秩序の必然性を疑い、権力の正当性を問い、競合する諸々の価値について熟議を行うことが先行してはじめて意味と正統性をもつことができるはずだからである。また、レッシグは、政治において理性を行使する主体を、「我々」(we)に求めているが、この意味での「我々」は「個人」の概念に立脚するもので

なければならないだろう。というのも、理性を行使して社会秩序の必然性を疑い権力の正当性を問うことは、究極的には個人の思考においてのみ可能なはずだからである¹²⁴。実際、レッシグは『コード』の結論部においてあるべき民主主義の姿について論じる中で、その担い手として、トクヴィルが描き出した建国期の米国における陪審員像と、少年時代のレッシグにおじが語った法律家像をモデルにして、理性により他者を説得しうる主体という個人像を描き出している¹²⁵。このように個人による理性の行使と人民による熟議を踏まえた価値選択のプロセスを政治と捉えるのであれば、政治の前提として、個人による理性の行使と人民による熟議や価値選択を可能にし、規律するための立憲主義的な枠組みが求められることになるだろう。

これまで明らかにしてきたように、レッシグの憲法理論においては、通常政治の産物である立法が司法による憲法の翻訳により規律され、司法が憲法を翻訳する際に依拠すべき価値が憲

6. むすびにかえて

本稿で明らかにしてきたように、「可塑性」と「変革」という概念の分析から出発したレッシグの憲法理論は、憲法改正の手續を容易にすることを要求するものでもなければ、憲法のたえざる変更可能性をことさら強調するものでもなかった。むしろ、レッシグの憲法理論は、法、社会規範、市場、アーキテクチャを含めた社会的世界を構成するあらゆる構造が原理的に変更可能性に開かれているという事実を人々に啓発し、個人が自らを取り巻く社会構造の必然

法政治により選択され、憲法政治が立憲主義的枠組みにより規律されるというように、立憲主義と民主主義の間の連関構造を認めることができる。さらに、レッシグは、米国憲法における立憲主義と民主主義の連関構造を踏まえ、アーキテクチャのレベルで胎動し始めているグローバルな規模での憲法政治に着目し、新たな形の憲法政治を通じてサイバースペースにおける立憲主義を構築していく可能性を模索していることができよう。しかしながら、グローバルな規模での憲法政治を語るためにも、誰がその主体となり、いかなるプロセスで意思決定が行われ、そこにおいて熟議はいかに確保されるのかといった問いに解答を与えるための一定の枠組みが求められるはずであるが、そのようなグローバルな規模での憲法政治を可能にするための構成的ルールが明らかにされていないなど、サイバースペースの立憲主義を構想するレッシグの憲法理論にはなお課題や難点も多いと言わなければならない。

性と正当性を問い直すことを可能にすると同時に、人民が社会構造の再構成について熟議と選択を行うことを可能にするような立憲主義と民主主義のあり方を構想するものであったといえることができよう。そして、レッシグの構想する憲法政治の枠組みにおいては、憲法の原意の翻訳に関して不確定性ないし潜在的な曖昧性が明らかになったとしても、直ちに人民による憲法的価値の選択が求められるというわけではなく、司法による多様な憲法の翻訳の提示や、人

民の熟議を通じて、憲法が保護すべき価値とは何なのかについて議論を深めていくことがまずは期待されており、かかる動態的なプロセスの先に、最終的な契機として人民による憲法的価値の選択が求められることになるといえよう。

このようなレッシグの憲法理論はわが国の憲法学にどのような示唆を与えるのだろうか。本稿でもみてきたとおり、レッシグの憲法理論が依拠している原意主義的な解釈方法論やアカマン的な憲法政治論に対しては、米国の憲法学においても批判が少なくなく、レッシグの憲法理論もそれらが抱える難点を十分解決しているとは言い難い側面をもっている。さらに、わが国においては、米国と比べて、憲法解釈において原意が重視される局面は限られており¹²⁶、また、国民の名により憲法的価値の決定を語ることに對する警戒も強い¹²⁷。レッシグの憲法理論もまたコンテクストを越えて普遍的に妥当するものではない以上、レッシグの憲法理論をわが国に輸入する際には、日米のコンテクストの相違を踏まえた翻訳が求められることになるだろう。レッシグの憲法理論をわが国のコンテクストを踏まえいかに翻訳すべきか、本稿において解答を示すことはできないが、仮に日米の憲法を取り巻くコンテクストの相違を踏まえた適切な翻訳が可能であるとすれば、学際的な方法論を用いて様々なコンテクストの変容を分析することで、憲法の意味を問い直すと同時に、かかる問い直しの過程における司法や政治の役割を再定位するレッシグの憲法理論は、日本の憲法学にとっても一定の示唆を与える可能性があるように思われる。

また、レッシグの憲法理論からは、サイバー

スペースにおける憲法問題の研究を含む情報法のあり方を再考する上でも少なからぬインプリケーションを読み取ることができるようと思われる。従来わが国では、レッシグの議論は、ともすれば、アーキテクチャによる法的規制の代替可能性や、インターネット上の法的問題に関する個別の論点が注目される形で受容されることが多く、レッシグの憲法理論の問題意識や思考形式から読み取りうるインプリケーションがわが国の情報法学において十分に汲み尽くされてきたとは言い難い。本稿で検討してきたレッシグの初期の憲法理論から読み取りうる情報法へのインプリケーションは、さしあたり以下の4点に整理することができよう。第1に、情報法における歴史研究の意義である。原意主義のように憲法制定時を特権化することの適否はあくとしても、レッシグの示した翻訳という方法論は、インターネット上の表現の自由、プライバシー、知的財産権のような先端的な法的問題に適切に対処するためには、それらの権利が形成された過去の歴史上のコンテクストを明らかにし、それらの権利がそもそもいかなる価値を守ろうとしていたのか、コンテクストの変化を踏まえ権利保障のあり方をいかに再構成すべきか考察することが求められるということ、したがって、情報社会の先端的な法的問題を研究する情報法にとっても歴史研究は少なからぬ実践的意義を有しているということを示しているように思われる。第2に、情報法における学際的研究の意義である。レッシグが行ってきた学際的な規制研究は、今日の情報社会における複雑化する規制のあり方を分析するためには、経済学や社会学等の社会科学の各領域の知見を参照

することが求められるということと同時に、隣接社会科学の方法論の採用は法的問題を直ちに解決する決定打となることは期待しがたく、法的な価値判断の契機は依然として必要となるということを示唆しているように思われる。第3に、表現の自由論の問い直しの可能性である。レッシグの憲法理論は、表現の自由を中心的な主題とすることは少ないものの、言説の変化が法的・社会的実践に与えるインパクトを論じることにより、言説の再編成を促すことを通じて法的・社会的実践の変化を可能にするという表現の自由の新たな機能を示唆する一方で、ある種の表現活動の産物ともいえる社会的意味やコードによる他者の自由の制約という問題を提起することにより、表現の自由の意義と限界を考察する上で新たな視点を提供しているように思われる。第4に、サイバースペースにおけ

るグローバルな立憲主義と憲法政治の可能性である。レッシグの憲法理論からは、国境を越えてコミュニケーションが展開されるサイバースペースにおいても、依然として従来の主権国家を単位とする立憲主義が重要な役割を果たし続けることは疑いない一方で、グローバルにビジネスを展開するIT企業によるアーキテクチャを用いた規制などの新たな問題に対処するためには、中長期的にみてグローバルな立憲主義とそれを創出する憲法政治が求められることになるというインプリケーションを読み取ることが可能であるように思われる。レッシグの憲法理論から読み取れるサイバースペースにおけるグローバルな立憲主義と憲法政治の構想は萌芽的で具体性を欠いたものにとどまっているが、かかる構想を吟味し具体化していくことは今後の情報法にとって重要な課題といえよう。

註

- ¹ 法と経済学の展開について概観を示したものとして、see Richard Posner, *Values and Consequences: An Introduction to Economic Analysis of Law*, in ERIC POSNER (ed), CHICAGO LECTURES IN LAW AND ECONOMICS (2000); ROBERT COOTER & THOMAS ULEN, LAW & ECONOMICS Ch. 1 (6th 2010). 林田清明『〈法と経済学〉の法理論』（北海道大学図書刊行会、1996年）1章、川浜昇「法と経済学の限界と可能性」井上達夫他編『法の臨界Ⅱ 秩序像の転換』（東京大学出版会、1999年）、川浜昇「法と経済学の現状と課題」『岩波講座 現代法の動態6 法と科学の交錯』（岩波書店、2014年）、細江守紀・太田勝造編著『法の経済分析—契約、企業、政策』（勁草書房、2001年）1章等も参照。
- ² シカゴ学派の法と経済学に多大な影響を与えた論文「社会的費用の問題」などを収録したコースの論文集として、see R. H. COASE, THE FIRM, THE MARKET, AND THE LAW (1988) [ロナルド・H・コース（宮沢健一他訳）『企業・市場・法』（東洋経済新報社、1992年）]。
- ³ シカゴ学派の法と経済学はシカゴ学派の経済学から、方法論および規範論の両面で影響を受けている。まず、方法論に関して、シカゴ学派の経済学者は、従来経済学の対象と考えられてこなかった市場外における人々の様々な行動にまで経済学的分析の対象を広げ、犯罪、差別、結婚などの経済分析を試みてきた。かかる志向は「経済学帝国主義」と呼ばれることがあるが、シカゴ学派の法と経済学も、この流れの延長線上に位置するものであるということが出来る。シカゴ学派の経済学における「帝国主義的」アプローチと法と経済学への影響につき、see POSNER, *infra* note 4, at 1-3 [邦訳17-19頁]、川濱前掲注(1) 226-227頁も参照)。次に、規範論に関して、シカゴ学派の経済学者は、一般に政府による市場に対する介入に懐疑的であり、新古典派経済学の理論に依拠して、市場の自動調整機能を重視するリバタリアン的な経済政策を支持する傾向がある。シカゴ学派の法と経済学の論者の多くも、政府による規制ないし介入には懐疑的であり、市場の自動調整機能を重視する立場をとっている（林田前掲注(1) 12-13頁参照）。
- ⁴ RICHARD A. POSNER, THE ECONOMICS OF JUSTICE (1983) [リチャード・A・ポズナー（馬場孝一・國武輝久監訳）『正義の経

済学』（木鐸社、1991年）]。経済学で用いられる「効率性」概念は、パレート効率性を意味して用いられることが一般的である。しかし、ポズナーは、資源配分の変化によって誰の状態も悪化しないことを要求するパレート優位原則が、外部性を伴う事案を扱うことの多い現実の政策判断の場面においては成立しがたいことなどを理由に、パレート効率性を実践的な評価基準として用いることを断念し（*Id.* at 88-99 [邦訳94-102頁]）、代わりに、人々の支払い意思（willingness to pay）によって財の価値を評価し、社会における財の価値の総計である富を最大化することを目指す原理である「富の最大化」を法制度の評価基準として採用している（*Id.* at 60-65 [邦訳pp.69-74]）。「富の最大化」基準に依拠したポズナーの法と経済学を批判的に検討したものとして、常木淳『法理学と経済学—規範的「法と経済学」の再定位』（勁草書房、2008年）1章参照。

- 5 レッシグの経歴については、ウェブ上で公表されているcurriculum vitaeを参照（Lawrence Lessig, CV, <http://lessigwpcache.s3.amazonaws.com/wp-content/uploads/2012/06/cv-current.pdf> (last visited Jul. 31, 2014)）。
- 6 Ronald Coase, *The Problem of Social Cost*, 3 J. L. & ECON. 1 (1960). *reprinted in* COASE, *supra* note 2, Ch. 5.
- 7 法と経済学における社会規範論に関して体系的に検討したものとして、飯田高『〈法と経済学〉の社会規範論』（勁草書房、2004年）参照。
- 8 Richard Posner, *Social Norms and the Law: An Economic Approach*, 87 AM. ECON. REV. 365, 365 (1997).
- 9 Robert Ellickson, *The Evolution of Social Norms: A Perspective from the Legal Academy*, in MICHAEL HEGHTER & KARL-DIETER OPP (ed.), SOCIAL NORMS 35 (2001). エリックソンは、レッシグら「『新たな』規範学派」ないし「新シカゴ学派」による社会規範の再定式化の試みを踏まえ上記の定義を示している。社会規範のサンクションには悪評や村八分などの負のサンクションのみならず、評判や名声などの正のサンクションも含まれる。また、主体が社会規範を内面化している場合には、自身による内面的サンクションも含まれる（*Id.* at 35-36）。
- 10 ROBERT ELLICKSON, ORDER WITHOUT LAW: HOW NEIGHBORS SETTLE DISPUTE (1991).
- 11 See, e.g., ERIC POSNER, LAW AND SOCIAL NORMS (2000) [エリック・ポズナー（太田勝造監訳）『法と社会規範—制度と分科の経済分析—』（木鐸社、2002年）]。
- 12 Lawrence Lessig, *Social Meaning and Social Norms*, 144 U. PA. L. REV. 2181 (1996).
- 13 *Id.* at 2181-2184.
- 14 Lawrence Lessig, *The Regulation of Social Meaning*, 62 U. CHI. L. REV. 943, 949-951 (1995) [hereinafter *Social Meaning*]。レッシグは、アンガーの『社会理論』における議論を参照しつつ、近代の社会理論を根本的に規定する立場を現実が社会的に構成されていることを主張する構成主義に求めた上で、その源流の一つをデュルケムの社会学に見いだしている。レッシグによれば現代において構成主義は、社会学ではバーガー&ルックマンやブルデューらによって、法学においてはアンガーの一連の著作によって発展を遂げている（*Id.* at 949-950 n.19）。同論文においてレッシグが参照している構成主義の文献として、see e.g., PETER BERGER & THOMAS LUCKMAN, THE SOCIAL CONSTRUCTION OF REALITY (1966) [P・バーガー、T・ルックマン（山口節郎訳）『現実の社会的構成』（新曜社、2003年）]; PIERRE BOURDIEU, LANGUAGE AND SYMBOLIC POWER (1991); ROBERTO M. UNGER, SOCIAL THEORY: ITS SITUATION AND TASK (1987).
- 15 *Social Meaning*, *supra* note 14, at 951-962.
- 16 *Id.* at 991-1016.
- 17 *Id.* at 968-972; Lessig, *supra* note 12, at 2186-2187.
- 18 Lessig, *supra* note 12, at 2187-2188. 犯罪に対する非難としての意味を明確にするために、罰金刑と短期の自由刑ないし羞恥刑との併科を提案する刑事法学者の議論として、see Dan Kahan, *What Do Alternative Sanctions Mean?*, 63 U. CHI. L. REV. 591 (1996).
- 19 わが国の憲法学において社会的意味に着目した研究として、駒村圭吾「『意味の秩序』と平等」憲法理論研究会編『憲法理論叢書20 危機的状況と憲法』（敬文堂、2012年）等を参照。駒村は、自由の秩序を構成するものとして、（1）身分の秩序、（2）権利義務の秩序、（3）意味の秩序の3類型をあげた上で、意味の秩序は、社会通念、世間一般の見解、道徳秩序、文化等として語られてきたものを包含し、早くから法思想史上の課題として取り上げられてきたが、憲法学的考察は深められてこなかったと指摘している（前掲129-132頁参照）。
- 20 West Virginia State Board of Education v. Barnette, 319 U.S. 624, 642 (1943).
- 21 *Social Meaning*, *supra* note 14, at 945-947.
- 22 *Id.* at 1036.

- ²³ Loper v New York City Police Department, 999 F.2d 699 (2nd Cir. 1993).
- ²⁴ *Social Meaning*, *supra* note 14, at 1039-1042.
- ²⁵ 政府言論については、MARK YUDOF, WHEN GOVERNMENT SPEAKS: POLITICS, LAW, AND GOVERNMENT EXPRESSION IN AMERICA(1983). 蟻川恒正「政府と言論」ジュリスト1244号91頁以下（2003年）も参照。
- ²⁶ 米国の判例における思想の自由市場論の起源として、Abrams v United States, 250 U.S. 616, 630 (1919) (Holmes dissenting). フェミニズム法学や批判的法学研究による思想の自由市場批判などを踏まえ、思想の自由市場論の再構築の可能性について検討したものと、山口いつ子「『思想の自由市場理論』の再構築——『言論の害悪』および『言論と行為の区別』を分析視座として」マス・コミュニケーション研究43号146頁以下（1993年）。
- ²⁷ *Social Meaning*, *supra* note 14, at 1036-1039. レッシグは、「自然」と「社会的現実」の区別は、ルールから独立に存在する「生の事実」（brute fact）と何らかのルールによって構成される「制度的事実」（institutional fact）を区別するジョン・サールの議論（JOHN SEARLE, THE CONSTRUCTION OF SOCIAL REALITY 31-57 (1995)）によって最も良く説明できるとのべている。その上で、レッシグは、「自然」と「社会的現実」の区別は絶対的なものではなく、「自然」も構成の可能性に開かれているものの、「社会的現実」に比べ可塑性が低いと補足している（Lessig, *supra* note 14, at 1037, n.321）。
- ²⁸ American Booksellers Ass'n, Inc. v Hudnut, 771 F.2d 323 (7th Cir. 1985). 同判決で違憲とされたインディアナポリス市公民権条例の制定にかかわったマッキヤナンとアンドレア・ドウォーキンによるポルノグラフィ規制論として、ANDREA DWORKIN & CATHARINE MACKINNON, PORNOGRAPHY AND CIVIL RIGHTS: A NEW DAY FOR WOMEN'S EQUALITY (1988) [キャサリン・マッキノン、アンドレア・ドウォーキン（中里見博・森田成也訳）『ポルノグラフィと性差別』（青木書店、2002年）] .
- ²⁹ 771 F. 2d 327-328.
- ³⁰ *Social Meaning*, *supra* note 14, at 945-948.
- ³¹ *Id.* at 1042-1044.
- ³² Lawrence Lessig, *The Path of Cyberlaw*, 104 YALE L. J. 1743 (1995).
- ³³ 山口いつ子『情報法の構造 - 情報の自由・規制・保護』（東京大学出版会、2010年）146-152頁等を参照。
- ³⁴ A Declaration of the Independence of Cyberspace by John Perry Barlow, <http://homes.eff.org/~barlow/Declaration-Final.html> (last visited Jul. 31, 2014).
- ³⁵ David R. Johnson & David Post, *Law and Borders: The Rise of Law in Cyberspace*, 48 STAN. L. REV. 1367 (1996).
- ³⁶ Lawrence Lessig, *The Zones of Cyberspace*, 48 STAN. L. REV. 1403, 1408-1409 (1996).
- ³⁷ Frank Easterbrook, *Cyberspace and the Law of the Horse*, 1996 U. CHI. LEGAL. F. 207(1996).
- ³⁸ Lawrence Lessig, *The Law of Horse*, 113 HARV. L. REV. 501 (1999).
- ³⁹ Lawrence Lessig, *Reading the Constitution in Cyberspace*, 45 EMORY L. J. 869, 896 (1996).
- ⁴⁰ Lawrence Lessig, *The Constitution of Code: Limitations on Choice-Based Critiques of Cyberspace Regulation*, 5 COMMLAW CONSPPECTUS 181, 183 (1997).
- ⁴¹ Lessig, *supra* note 36, at 1410.
- ⁴² Lessig, *supra* note 38, at 507.
- ⁴³ Lessig, *supra* note 40, at 181-184.
- ⁴⁴ Lawrence Lessig, *Constitution and Code*, 27 CUMBERLAND L. REV. 1, 3-4 (1997); Lessig, *supra* note 36, at 1408.
- ⁴⁵ Lessig, *supra* note 44, at 14-15; Lessig, *supra* note 36, at 1410.
- ⁴⁶ Lessig, *supra* note 39, at 872-874.
- ⁴⁷ *Id.* at 902-904.
- ⁴⁸ Shea v. Reno, 930 F. Supp. 916 (S.D.N.Y. 1996); ACLU v. Reno, 929 F. Supp. 824 (E.D. Pa. 1996).
- ⁴⁹ Lessig, *supra* note 39, at 904-905.
- ⁵⁰ *Id.* at 906-910. *See also*, Lessig, *supra* note 44, at 15.
- ⁵¹ Dan Khan & Lawrence Lessig, *Introduction*, 27 J. LEGAL STUD. v (1998).
- ⁵² Lawrence Lessig, *The New Chicago School*, 27 J. LEGAL STUD. 661 (1998) [hereinafter *New Chicago*]. 社会規範に関する論点を中心に「新シカゴ学派」の主張を批判的に検討したものと、飯田前掲注（7）142-152頁参照。飯田は、「新シカゴ学派」

は、法による社会的意味のコントロールの可能性を強調する一方で、コントロールの失敗が生ずる可能性が高いことをほとんど無視していると批判している（前掲書152頁参照）。

⁵³ *Id.* at 661.

⁵⁴ *Id.* at 662-664.

⁵⁵ *Id.* at 665-672. 新シカゴ学派の代表的論者の一人であるサンステインも、市場メカニズムは、自然の秩序ではなく、一定の法的規制を前提にして構成されたものであると論じている（Cass Sunstein, *Lochner's Legacy*, 87 COLUM. L. REV. 873 (1987)）。

⁵⁶ *New Chicago*, *supra* note 52, at 686.

⁵⁷ *Id.* at 668-669.

⁵⁸ *Id.* at 686. このように効率性の判断において考慮する要素を拡張するアプローチは、シカゴ学派の法と経済学の代表的論者であるポズナーが近年提唱しているプラグマティズム法学の中にも見いだすことができる。プラグマティズム法学を提唱する近年のポズナーは、個々のケース限りの短期的な帰結にのみ基づいてアド・ホックに法的判断を行うアプローチについて、法的判断が長期に渡り及ぼすことになる体系的な帰結（systematic consequence）を考慮していない点でプラグマティックなものであると言い難いと評した上で、長期に渡り及ぼすことになる体系的な帰結を考慮に入れて法的判断を行うアプローチを提唱している。ポズナーは、法的判断が長期に渡り及ぼすことになる体系的な帰結を考慮する観点から、「法の支配」の価値を評価し、法的実践における継続性、整合性、一般性、不偏性などの価値に一定の尊重を払うことを支持している（RICHARD A. POSNER, LAW, PRAGMATISM, AND DEMOCRACY 59-64 (2003)）。

⁵⁹ *New Chicago*, *supra* note 52, at 686-687.

⁶⁰ Posner, *supra* note 8, at 366-367.

⁶¹ *New Chicago*, *supra* note 52, at 687-690.

⁶² *Rust v. Sullivan*, 500 U.S. 173 (1991).

⁶³ *New Chicago*, *supra* note 52, at 690-691.

⁶⁴ *Id.* at 691.

⁶⁵ MICHEL FOUCAULT, DISCIPLINE AND PUNISH: THE BIRTH OF THE PRISON 27-28 (ALAN SHERIDAN trans. 1979) [ミシェル・フーコー（田村俊訳）『監獄の誕生—監視と処罰—』（新潮社、1977年）31-32頁]。

⁶⁶ JURGEN HABERMAS, THE THEORY OF COMMUNICATIVE ACTION: REASON AND RATIONALIZATION OF SOCIETY 339-44 (1981) (THOMAS MCCARTHY trans. 1984) [ユルゲン・ハーバーマス（藤沢賢一郎他訳）『コミュニケーション的行為の理論（中）』（未来社、1986年）95-100頁]。

⁶⁷ ミシェル・フーコー（渡辺守章訳）『性の歴史 I 知への遺志』（新潮社、1986年）119-132頁参照。杉田敦『権力の系譜学——フーコー以後の政治理論に向けて』（岩波書店、1998年）2章も参照。

⁶⁸ ユルゲン・ハーバーマス（河上倫逸・耳野健二訳）『事実性と妥当性（下）』（未来社、2003年）89-119頁参照。

⁶⁹ 政治学者の杉田敦は、フーコーとハーバーマスはともに、普遍的な道徳をアプリオリに信じることはなく、批判の「自己言及性」に直面せざるをえないという共通点を有しているものの、両者の間には、フーコーが個人の自由な倫理の実践をより前面に押し出す一方で、ハーバーマスは道徳についての普遍的な合意をより強調するというアプローチの相違を認めることもできると指摘している（杉田前掲注（67）125-126頁）。

⁷⁰ レッシグの新シカゴ学派に対するフーコーの戦略とハーバーマスの戦略の二正面作戦は、レッシグが第一論文においてイエールのコンテクストを意識しつつ対比させたアンガーの変革論とアッカーマンの変革論の布置連関を西欧の現代思想のコンテクストに「翻訳」したものとすることができるように思われる。

⁷¹ レッシグは、マッキヤナンらにより「セクシュアル・ハラスメント」という概念が提起され、法システムがそれを受容したことによって、世界のあり方が変化することになったプロセスに着目していた（本稿3.6.2参照）。

⁷² ローマ法学者の木庭顕は、法律学におけるサイエンスの構築に関して経済学や社会学に「特効薬」を求める試みについて、その価値を評価した上で、特に経済政策的アプローチについて、以下のように意義と問題点を指摘している。すなわち、「追求する目標についての省察は通常欠ける。その部分を所与とし、それを追求する手段として当該ツールが適しないではないか、という批判を向けるための装備がもっぱら工夫される。これは「政治的決定における前提的批判」というデモクラシーの思考の一部である（中略）。したがってそれ自体高く評価されるべきであるが、第一に政治的役割たる目標自体に関する議論が希薄であるた

めに空虚であり、第二にデモクラシーの他の半面であると同時に法的な思考の核心であるところの、他がどうであれ守らなければならない最後の一人の最後の砦については全く冷淡である」(木庭頭『ローマ法案内——現代の法律家のために』(羽鳥書店、2010年)1-2頁参照)。論文「新シカゴ学派」において示されたレッシグの姿勢は、規制手段の選択において考慮されるべき価値ないし目標の複数性について論じる点で第一の問題点を乗り越えることを試みており、また、個人の自由の観点から「全体化」に対する抵抗と制約の必要性を示唆することで、第二の問題点についても少なからぬ関心を払っているように思われる。

- 73 LAWRENCE LESSIG, CODE AND OTHER LAWS OF CYBERSPACE (1999) [hereinafter CODE] [ローレンス・レッシグ(山形浩生・柏木亮二訳)『コード—インターネットの合法・違法・プライバシー』(翔泳社、2001年)]。
- 74 Michael C. Dorf, *Integrating Normative and Descriptive Constitutional Theory: The Case of Original Meaning*, 85 GEO. L.J. 1765 (1997).
- 75 Lawrence Lessig, *The Puzzling Persistence of Bellbottom Theory: What a Constitutional Theory Should Be*, 85 GEO. L.J. 1837 (1997).
- 76 ROBERT POST, CONSTITUTIONAL DOMAINS: DEMOCRACY, COMMUNITY, MANAGEMENT (1995).
- 77 Lawrence Lessig, *Post-Constitutionalism*, 94 MICH. L. REV. 1422 (1996).
- 78 *Id.* at 1422-1423.
- 79 POST, *supra* note 76, at 1-18.
- 80 Lessig, *supra* note 77, at 1445-1450.
- 81 *Id.* at 1424.
- 82 SANFORD LEVINSON (ed), RESPONDING TO IMPERFECTION: THE THEORY AND PRACTICE OF CONSTITUTIONAL AMENDMENT (1995).
- 83 Lawrence Lessig, *What Drives Derivability: Responses to "Responding to Imperfection"*, 74 TEX. L. REV. 839 (1996).
- 84 Sanford Levinson, *How Many Times Has the United States Constitution Been Amended? (A) <26; (B) 26; (C) 27: Accounting for Constitutional Change*, in *supra* note 82.
- 85 Lessig, *supra* note 83, at 840-851.
- 86 Bruce Ackerman, *Higher Lawmaking*; Akhil Read Amar, *Popular Sovereignty and Constitutional Amendment*, in *supra* note 82.
- 87 Lessig, *supra* note 83, at 852-871.
- 88 Stephen Holmes & Cass Suinsein, *The Politics of Constitutional Revision in Eastern Europe*, in *supra* note 82.
- 89 Lessig, *supra* note 83, at 871-880.
- 90 *Id.* at 880.
- 91 レッシグによる東欧に関する研究として、*see, e.g.*, Lawrence Lessig, *Redesigning the Russian Court*, 3 E. EUR. CONST. REV. 72 (1994); *Making Sense of the Hague Tribunal*, 5 E. EUR. CONST. REV. 73 (1996).
- 92 「東欧における立憲主義の研究センター」が果たした役割について、*see* The University of Chicago Chronicle Vol. 15, No. 7 (1995), <http://chronicle.uchicago.edu/951207/georgia.shtml> (last visited Jul. 31, 2014).
- 93 CODE, *supra* note 73, at 3.
- 94 *New Chicago*, *supra* note 52, at 699-690.
- 95 Lessig, *supra* note 83, at 875-877.
- 96 *Supra* note 92.
- 97 STEPHEN HOLMES, PASSIONS & CONSTRAINT: ON THE THEORY OF LIBERAL DEMOCRACY (1995). ホームズの議論を批判的に検討したものとして、阪口正二郎『立憲主義と民主主義』(2001年、日本評論社)6章参照。
- 98 *Id.* at xi.
- 99 *Id.* at 19.
- 100 *Id.* at 100-133.
- 101 *Id.* at 6-8, 134-177.
- 102 Stephen Holmes, *What Russia Teaches Us Now: How Weak States Threaten Freedom*, AMERICAN PROSPECT No.33, at 30 (July-August 1997).

- ¹⁰³ CODE, *supra* note 73, at 5.
- ¹⁰⁴ *Id.* 言うまでもなく、この箇所での「アーキテクチャ」の用法は比喩的なものであろう。
- ¹⁰⁵ ROBERTO M. UNGER, *SOCIAL THEORY: ITS SITUATION AND TASK* (1987).
- ¹⁰⁶ BRUCE ACKERMAN, *SOCIAL JUSTICE IN THE LIBERAL STATE* (1980).
- ¹⁰⁷ CODE, *supra* note 73, at 59.
- ¹⁰⁸ *Id.* at 6-8. レッシグは、論文「馬の法」において、おそらくは共和主義の伝統を意識して、「政治哲学においては、財産権 (property) は政府に対する抑制となると論じられているが、サイバースペースのコンテキストにおいては、財産権はむしろ政府に対する抑制を困難にするというのが私の主張である」とのべている (Lessig, *supra* note 38, at 533)。
- ¹⁰⁹ CODE, *supra* note 73, at x.
- ¹¹⁰ *Id.* at 59.
- ¹¹¹ *Id.* at 217-218.
- ¹¹² *Id.* at 192-194. レッシグの参照する主権理論として、see Akihl Amar, *Of Sovereignty and Federalism*, 96 YALE L.J. 1425, 1430-1431 (1987).
- ¹¹³ CODE, *supra* note 73, at 198-206.
- ¹¹⁴ *Id.* at 166-167.
- ¹¹⁵ *Id.* at 119.
- ¹¹⁶ *Id.* at 213-218.
- ¹¹⁷ *Id.* at 222-223. レッシグが参照するカラブレジの議論として、see GUIDO CALABRESI, *A COMMON LAW FOR THE AGE OF STATUTES* 16-32 (1982); Guido Calabresi, *The Supreme Court 1990 Term Foreword: Antidiscrimination And Constitutional Accountability (What The Bork-Brennan Debate Ignores)*, 105 HARV. L. REV. 80, 83, 103-107, 119-120 (1991).
- ¹¹⁸ CODE, *supra* note 73, at 218-220.
- ¹¹⁹ 熟識世論調査については、see JAMES FISHKIN, *WHEN THE PEOPLE SPEAK: DELIBERATIVE DEMOCRACY AND PUBLIC CONSULTATION* (2009) [ジェイムズ・S・フィッシュキン (岩木貴子訳) 『人々の声が響き合うとき—熟識空間と民主主義』 (早川書房、2011年)] .
- ¹²⁰ CODE, *supra* note 73, at 225-230.
- ¹²¹ *Id.* at 220-221.
- ¹²² *Id.* at 223-225. オープンコードと透明性の関係については、see *Id.* Ch.8. See also, *Free Software, Free Society: Selected Essays of Richard M. Stallman*, available at <http://www.gnu.org/philosophy/fsfs/rms-essays.pdf>.
- ¹²³ Holmes, *supra* note 97, at 148, 163, 167. 関連して長谷部恭男『比較不能な価値の迷路——リベラル・デモクラシーの憲法理論』 (東京大学出版会、2000年) 139-141頁も参照。
- ¹²⁴ 蟻川恒正がBarnett判決の法廷意見を執筆したジャクソンの言説の分析を踏まえ論じているように、権威や秩序を疑うこと、自ら思考することを意味する動詞reasonの主体は、集団ではなく個人に求められなければならない。というのも、思考 (thinking) とは、つねに個人の頭脳の内にしか宿るものではないからである (蟻川恒正『憲法的思惟』 (創文社、1994年) 117, 122頁参照)。
- ¹²⁵ CODE, *supra* note 73, at 228-230.
- ¹²⁶ わが国の憲法判例や憲法学において憲法の「原意」が有している実践的意義は米国と比べるときわめて限られているように思われる。日本国憲法の解釈に関して憲法制定者の理解を採求することの意義を検討し、包括的基本権条項に関する憲法制定者の理解を採求したものと、土井真一「憲法解釈における憲法制定者意思の意義 (三) - 幸福追求権解釈への予備的考察をかねて -」法学論叢131巻5号 (1992年) 参照。憲法21条2項の定める「通信の秘密」に関する原意を画定することを試みる議論として、高橋郁夫・吉田一雄「『通信の秘密』の数奇な 運命(憲法) 情報ネットワーク・ローレビュー 5巻44頁以下 (2006年)、高橋・吉田論文の方法論的な問題点を指摘したものと、宍戸常寿「通信の秘密に関する覚書」『現代立憲主義の諸相』 (有斐閣、2013年) 494-496頁参照。
- ¹²⁷ 長谷部恭男は、憲法政治における人民の決定を重視し、憲法改正の内容的限界を認めないアッカーマン流の二元的民主政論と憲法改正の内容的限界を強調するわが国の憲法学の通説的立場との距離を指摘した上で、日本国憲法は、究極的な憲法改正権者で

ある国民をも完全には信頼しえないという立場を前提に、基本的人権を含む一定の根本原理を憲法政治における国民自身の決定からも保障しているとの見方を示している。長谷部は、憲法改正の内容的限界を認めない米国憲法と憲法改正の限界を明示するボン基本法を対比するアッカーマンの議論について、「改正の限界の存否が、それを定める憲法規定の存否によって決まるといふ安易な論法としてではなく、基本原則の変更をも国民に委ねうとする国民の公民意識への信頼の存否が、憲法規定の形で現れるという議論として受け取るべきである」と論じている（長谷部恭男「政治過程としての違憲審査」ジュリスト1037号107頁（1994年）参照）。レッシングの憲法理論を日本に輸入する際にも、米国と日本における国民の公民意識への信頼の存否を含めたコンテクストの相違を踏まえた翻訳が求められよう。国民による憲法改正の決定の契機を強調することへの懸念は、今日のわが国の憲法状況も踏まえ、わが国の憲法学において一層強まっているようにみえる。例えば、樋口陽一『いま、「憲法改正」をどう考えるか—「戦後日本」を「保守」することの意味』（岩波書店、2013年）参照）。近代憲法における社会の構造の基本を個人の概念に求めた上で（前掲書26-31頁）、「その社会の構造（constitution）を支える「保守」の基盤がなければ社会の安定はない。容易に崩れない構造があつてこそ、それにぶつかってゆく変革は新しいものを築き上げることができる」（前掲書134頁）とのべる樋口の議論は、本稿の問題意識からも重要な指摘といえよう。

*本論文は、日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究基金助成金）（基盤研究（C））「情報社会における規制の重層化に関する比較制度研究」の研究成果の一部である。



成原 慧（なりはら・さとし）

〔生年月〕 1982年12月6日生まれ

〔出身大学または最終学歴〕 東京大学大学院学際情報学府博士課程単位取得退学

〔専攻領域〕 情報法

〔主たる著書・論文〕

「多元化・重層化する表現規制とその規律—表現の自由・アーキテクチャ・パブリックフォーラム」
憲法理論研究会編『憲法理論叢書21 変動する社会と憲法』（敬文堂、2013年）

「代理人を介した表現規制とその変容」マス・コミュニケーション研究 80号 249頁以下（2012年）

「情報社会における法とアーキテクチャの関係についての試論的考察—アーキテクチャを介した間接
規制に関する問題と規律の検討を中心に—」情報学環紀要情報学研究 No.81・55頁以下（2011年）

〔所属〕 東京大学大学院情報学環助教

〔所属学会〕 日本マス・コミュニケーション学会、日本社会情報学会、日本公法学会、全国憲法研究会、憲法理論研究会、情報ネットワーク法学会、情報通信学会、日本法哲学学会

The Constitution and its Context: The Constitutional Theory of Lawrence Lessig

Satoshi Narihara*

Abstract

Lawrence Lessig is a distinguished scholar of constitutional law in the United States. Furthermore, he is well known as the pioneer in the foundation of cyberlaw, who presented the key concepts of “architecture” and “code” in this field. He has reconsidered meaning of the Constitution from the standpoint of emerging contexts, especially in cyberspace.

I explore the relationship between the Constitution and its context in Lessig’s constitutional theory, considering his earlier works. This article is the latter half of my monograph on his constitutional theory. In ch.4, I explore the reconstruction of the concepts of regulation by Lessig, examining his interdisciplinary approach to law, social norm, and architecture. In ch.5, I discuss the relationship between constitutionalism and democracy in his constitutional theory, considering his book reviews on constitutional theory, his experience in Eastern Europe, and his landmark book of cyberlaw, *Code and other laws of Cyberspace*. Finally, I show values and problems of his constitutional theory, and suggest its implications for constitutional law and information law in Japan.

Assistant Professor, Interfaculty Initiative in Information Studies, the University of Tokyo

Key Words : Constitution, Context, Lawrence Lessig, Social Norm, Architecture, Constitutionalism, Democracy



查讀研究論文

REFEREED PAPERS

高学歴の逆説—受験産業における労働力の調達過程

Paradox of high academic career

- Workers management in the Japanese educational industry

庭野 匠*

Takumi Niwano

1. 序論—教育<界>と産業<界>の結節点としての受験産業—

1.1 先行研究の整理と本論文の目的

本論文は、日本社会における教育と産業の関係の特殊性を明らかにすることを目的としている。近年の日本の教育と産業の関係で特徴的なのは、産業界の教育界への優越である。就職先や生涯賃金といった産業界の論理のもとで大学の序列を明示的に再編成しようとする傾向は加速するばかりで^(注1)、卒業後最初の就職先が学歴に代わり新たな身分として認識されるようになってきている。「グローバル人材育成」や「大学教育の質保証」に象徴されるような産業界から大学への要求も苛烈になる一方で、政府の教育投資は諸外国に比べて低いままに抑えられており、初等・中等・高等教育の教員の非正規率は上昇の一途を辿っている(舞田 2013:133-134,248-251)。

日本社会における教育と産業との関係は、学歴と社会的成功(=教育達成と社会的地位達成の関連性)をめぐる問題系の中で、学術的・社会的に様々な形で研究・議論されてきた。その1つの潮流は、日本は「学歴社会」=「地位達

成に対する学歴の客観的有用性、およびそうした学歴の有用性や価値に対する社会成員の主観的認識の度合いが高い社会」(本田・平沢 2007:3)か否かを検討するものであった。

上記の問いについては、①日本の学歴と社会的地位達成にはそれなりには関連性が見られるが、格別強力だとは言えないということ(竹内 1981)、②諸外国と比べても両者の関連性に強い特徴は見られないこと(潮木 1978)という2つの基本的な現状認識が1980年代初頭には既に共有されるに至っていた。

しかし、そこで注目されたのは当時の日本における受験競争の苛烈さであった。その状況を踏まえて、「学歴が地位達成にさほど影響していないのならば、なぜ日本ではこれほど激しい受験競争が見られるのか」といった問題提起が行われたのであった(園田 1983)。

その問いに対する返答パターンの1つとして、学歴内部の微細な差、つまり学校歴に着目すべきという経済学・教育経済学的な研究の潮

* 東京大学大学院学際情報学府博士課程

キーワード：<界>、社会関係資本、象徴資本、文化資本、学歴資本、受験産業、教授、教務

流が存在した。

教育経済学的な関係から学歴と所得の関係について研究した島は、日本は大卒・高卒といった教育水準が地位達成に影響する学歴社会ではなく、出身校の差が地位達成に影響する学校歴社会であるという知見を導き出している（島 1999）。

島と同様に出身大学に着目し、出身大学と企業内地位達成、すなわち出世の関連性を経済学的に分析した大橋は、島よりも一段進み、学校歴が「いかにして」地位達成の上で有効に機能しているのかという点についても分析を加えている。そして、名門校卒業生の優位性は、あらかじめ管理職候補として社内で出世に有利な部署に配属されるなど、出身校が身分として機能していることによると結論付けている（大橋 1995）。

もう1つの返答パターンとして、そもそも学歴と社会的地位達成の関連性を不過視にするという特徴を日本の選抜制度が内包していたのではないかとする社会学的な研究の潮流が存在する。

竹内は、専門職を主体とした職業モデルではなく、サラリーマンを中心とした職場モデルによって日本のキャリアパスが規定されているという基本構造が日本における選抜を根底で規定しており（竹内 1995:246-255）、その中ではサラリーマンとして滞りなく業務を行い、確実に昇進するための超階級的な国民文化（日本人らしさ）への同調度、サラリーマンの人間像への同化の程度が能力として見なされていることを看破している。（竹内 1995:233-234）それゆえに学校や受験における知識の取

得そのものの意義を冷笑的にとらえ、学歴の長期的な費用・収益を経済的合理的に計算することもなく、ただ目先の選抜にゲーム的に適応してしまう形で競争が行われていること（竹内 1995:247-250）を鮮やかに論じている点に竹内の研究の特徴がある。

竹内をはじめ、学歴と地位達成というテーマで探求を行う多くの論者は、Bourdieuの理論を援用・もしくは言及対象にする形で研究を展開している。

Bourdieuは、文化資本、学歴資本、象徴資本（各種資本が〈界〉内で認知・承認されたもの）、社会関係資本などの様々な種類の非経済資本が経済資本と交換可能なものとして存在していること、（Bourdieu 1979,1980）、学校という制度や学歴資本は、出身階級とそこで培われる文化資本を正統的な形で継承するための装置として機能することを論じてきた（Bourdieu&Passeron 1970）。Bourdieuの理論は単純な階級再生産理論に留まるものではなく、価値体系についての独自の基準を保持し、相互に自律した社会的圏域としての〈界〉を構成要素として社会を捉え直した上で（Bourdieu 1979,1989）、産業〈界〉・行政〈界〉・知識人〈界〉などの異なる〈界〉に属する権力者たちが、それぞれの〈界〉に対応し各〈界〉内で正統とされる価値体系を保持した学校を通して、自らの社会的地位の再生産を行っていることを論じてきた。

ここまで整理してきた先行研究の知見をBourdieuの概念で言い換えると、「産業〈界〉に対する教育〈界〉の自律性が極めて弱いものになっており、学歴資本の価値も産業〈界〉

の価値体系のもとで規定されている」ことが日本の学歴と地位達成について強く見られる特徴だということになる。

本論文が明らかにしようとしているのは、日本における産業と教育のこの歪な関係である。Bourdieuの概念で言い換えると、「日本では産業<界>の教育<界>に対する優越という基本構造のもとで、産業<界>における経済資本

1.2 本論文の対象

前節で示した仮説を具体的なレベルで立証するために本論文が分析対象とするのは、日本の民間教育産業のうち、小学校・中学校・高等学校といった公的な初等・中等教育サービスの享受者を主な顧客とし、入学試験突破を目的とした学習指導・受験対策サービスを提供する企業群、すなわち受験産業である^(注3)。

日本における民間教育産業の市場規模は2010年度で2兆4395億円に上り、そのうち9150億円を学習塾・予備校市場が、1925億円を通信教育市場（幼児～高校生および大学受験者向け）が占めており、受験産業は1兆円を超える規模の産業となっている。

その存在感の大きさは、家計から捻出される補助学習費の高さや通塾率の高さにも表われている。ベネッセ教育開発センターが2005年に行った、「第一回子ども生活実態基本調査報告書」によると、通塾率は小6で通塾率は30.6%、中3で59.4%、高2で19.7%、通信教育の利用率は小6で20.5%、中3で19.9%、高2で11.6%と、特に小学生・中学生段階で高い割合を示している。また、高校生においても、大学進学希望者が多いと考えられる偏差値55

と象徴資本の獲得手段としてのみ高学歴（潤沢な学歴資本）が価値を持ち、産業<界>で象徴資本だと認められない高学歴保持者が恵まれない経済資本に甘んじながらその基本構造を再生産する場として教育<界>が存在してきた」こと、日本の産業と教育を規定するこの構造の存在を立証するのが本論文の目的となる^(注2)。

以上の高校に限った場合、39.1%が塾・予備校に通っている（ベネッセ教育開発センター2006）。このように、塾・予備校や通信教育といった受験産業は、小学生・中学生・高校生の日常生活、そして中学受験・高校受験・大学受験という選抜体制の中で、中心的といってもよい役割を示してきたことが伺える。

本論文は受験産業の中核的な経営資源、すなわち労働力の調達過程とその管理過程を分析対象に据える。今日の大規模な受験産業は、その労働力の組成と管理方法について、①講義などの直接的な指導やテキストの執筆等の「一次教育コンテンツの作成」としての「教授」機能と、「教授」機能の周辺にある事務・管理・学習支援系の「教務」機能とを担当する労働力がそれぞれ異なっていること、②「教務」機能を担う労働力のみをフルタイムの基幹労働者として採用し、パートタイム労働者として調達した講師や執筆者として「教授」機能を担う労働力を「教務」機能担当の正社員が管理するという構造が存在すること（Z会 2013）（河合塾 2013）（駿河台学園 2013）、③パートタイム労働者として「教授」機能を担う人材には、

博士後期課程修了等の高学歴保持者が含まれていること、の3点を特徴としている。これらの特徴は、専門職に対するサラリーマンの優越という産業<界>の論理が教育<界>に反映されたものとして理解することが可能である。事業としては「教育」を営むが組織としては「企業体」の形を採るというその特性により、受験産業は産業<界>と教育<界>との結節点として機能する。それゆえに、日本における産業<界>と教育<界>との関係の特殊性を探求する本論文の目的に照らして、受験産業の労働力編成や組織構造は意味のある分析対象となるのである。

1.3 本論文の方法

前節で示した対象について、本論文では、Bourdieuの枠組みを援用して分析を行う。具体的には、産業<界>、教育<界>、その両者の結節点となる受験<界>の3つの<界>を設定し、その3者の関係や受験産業への人材供給元が社会空間の中に占める位置を規定要因としつつ、受験産業—労働者間の関係を、学歴資本、象徴資本、文化資本、社会関係資本等の非経済資本や経済資本の交換過程として、具体的な受験産業各社の事例に依拠して歴史的に記述していくという形を採る。

受験産業を対象とした研究において、特に本論文が対象とする昭和30年代までの受験産業については、例えば学校教育や教員の研究とは異なり、業界全体についての量的データの未整備という大きな問題点が存在する。そのため、既存の量的データを元に業界全体についての労働力構成を明らかにしていくという手法は採用

より具体的には、戦前から昭和40年代前半までの受験業界を対象とする。受験対策事業が大規模な市場を備えた産業として成立し、受験業界の各企業がそれに合わせて近代的な組織体制を整備し始めるのは昭和40年代半ばに入ってからのこととなるが、本論文ではそれ以前の時代における受験産業の労働力と組織編成を分析することで、今日の受験産業が備えている労働力と組織編成についての特徴の基礎—すなわち日本の産業<界>と教育<界>との関係を規定する構造—がその草創期に既に確立していたことを明らかにしていく。

できない。ゆえに、代表的な受験産業を取り上げ、各社の人材獲得戦略・組織戦略を分析していく、事例研究という形で分析を展開するのが本論文にとって最も適切な方法となる。

事例としては、塾・予備校業界から学校法人河合塾と学校法人駿河台学園の2つ、通信教育業界・出版業界から株式会社ベネッセコーポレーション（旧福武書店）、株式会社Z会（旧増進会出版社）、の2つ、計4つの法人を取り上げる。この4つの法人はいずれも創業50年を超え、一定の売上規模と名声を備える受験産業の老舗であるが、こうした老舗の企業を対象とすることは、戦前にまでさかのぼって受験産業の労働力調達と組織編成の特徴を分析する本論文の視座に極めて適合的である。この4社の事例研究により、労働力の供給源が置かれていた社会的文脈と関連付けながら、対象各社の労働力構成と人材獲得戦略を、社史や創業者の伝

記を主たる資料として論じていくことになる。

2章の第1節では創業者の経歴と資質について、第2節では「教授」機能の担い手たち、すなわち講師と執筆者の調達過程について、第3

節では「教務」機能の担い手として事務等の雑用を担当する労働者について、それぞれ記述していく。

2. 本論—受験産業の労働力構成と人材獲得戦略—

2.1 創業者の経歴と資質

1970年代以前の塾が主に教員経験者の手によって創設されていたことは従来から指摘されていたが（岩瀬 1995）、本論文で取り上げる4社の創業者もその例に違わず、全員が教員としての経歴を備えていた。

例えば、河合塾の創業者河合逸治は、旧制高校→東京帝大英文科のエリートコースを歩んできている。卒業後も、東京帝国大学大学院で英文学の研究を2年間続けた後、熊本の第五高等学校の英語教員として赴任した。その後政府命により米国、英国に2年半の留学を果たしており、修士号も獲得している。帰国後は名古屋高等商業学校英語主任教授に任命され、同時に第八高等学校でも講師を嘱託されていた（河合塾五十年史編纂委員会 1985：9-10）。高い学歴資本を教育<界>における高い象徴資本に変換していたのである。

駿台予備学校の創業者、山崎寿春も、最終的には河合逸治と似たキャリアに落ち着いている。東京外国語学校（現東京外国語大学）で英文学を専攻し、地方の商業学校や中学校で勤務した後、渡米してイエール大学で修士号を授与されている。帰国するとすぐに、海外の有名大学の学位という当時の教育<界>で高く評価される学歴資本を獲得したことを生かし、明治大

学の教授に就任することになる（駿河台大学七十年史編纂委員会 1998：2-3）。

福武書店（現ベネッセコーポレーション）の創業者福武哲彦も、同様に教員経験者であった。教員一家に生まれた哲彦は師範学校へと進学し、教員養成ルートに載せられる。高等教育における教員養成機関である高等師範学校には紆余曲折の末進学せず、師範学校が最終学歴となったものの、哲彦は卒業後岡山県女子師範学校の代用附属校であるエリート校、中山小学校を含むいくつかの小学校で教鞭を取り、敗戦後に県庁を退職するまで教員生活を続けていた（福武書店 1987：11-20）。

実力増進会（現Z会）の創業者藤井豊も、先の3名と同様に教員経験者である。豊は明治31年、山口県下関に生まれ、明治専門学校（現九州工業大学）を卒業後、大正12年に山口中学（現県立山口高校）に赴任し、昭和2年からは同校補習科の英語教員となった（増進会出版社 2001：77）。

このように、受験産業の創業者たちは、高い学歴資本を教育<界>における象徴資本に転化し、教員という知的労働者としてのキャリアを歩んでいた。そうした経歴を持つ彼らがなぜ教員としてのキャリアから離脱したのだろうか。

大きな要因になったのが、現職との不適合、病気などの要因で、教員としてのキャリアの継続が困難になったことである。岡山県の教育一家に育った福武哲彦は、教職養成ルートや教職に閉塞感を感じ、敗戦を機に、教職を離れて受験対策問題集を中心とした出版事業を興した（福武書店 1987：11-25）。河合逸治は、自動車事故で瀕死の重傷を負った事をきっかけに、学者・教員としての前途洋々たるキャリアを離脱して河合英学塾を創設している（河合塾五十年史編纂委員会 1985：10-11）。聴覚障害をきっかけに教員を辞職し、実力増進会を創設した藤井豊も同様の構図である（増進会出版社 2001：77）。そうした苦境に置かれていた彼らが興した事業が、塾・予備校であり、通信添削会社であり、教育系出版社であった。

それでは、なぜ彼らは数多ある事業の中で、上記のような受験指導に関する事業を営むことに、すなわち受験<界>で新たなキャリアをスタートすることにしたのだろうか。1つ目の理由は、彼らが備えていた学歴資本の特性である。彼らは高い学歴資本を備えてはいたものの、それは教育<界>で教員としてのキャリアを歩む際にのみ象徴資本だと認められるものであり、産業<界>で求職する際に象徴資本として機能するものではなかった。

福武哲彦以外の3名の学歴の特徴として、いずれも人文学専攻であることが挙げられる。戦前の高等教育制度のもとでは、法学や工学などの官<界>・産業<界>と親和性の高い学歴資本とは異なり、人文学は教育<界>でしか価値を持たず、進路もほぼ教員に限定されていた（竹内 2003:91-96）。加えて、当時の人文学

専攻の学生には「病弱」という産業<界>で負の象徴資本として機能する属性が付与されていたが（竹内 2003:115-117）、彼らの病歴は、産業<界>におけるそうした負の象徴資本を増幅するものであった。そのため、彼らは産業<界>における広範な職業選択の可能性から閉め出されたところにいたのである。

2つ目の理由は、彼らの能力、そして彼らの教育<界>における象徴資本が、<教育>界と<産業>界の狭間にある受験<界>において、受験向けの教科学習サービスを提供する上でプラスに作用したからである。

例えばワンマン経営者であった河合逸治は、創設した「河合英学塾」において、たった一人の英語講師、看板講師として、経営のみならず、専門である英語の教科指導を行った。英語のテキストは逸治自らが作成し、帰宅後も長時間プリント作成を行うことも珍しくなかった（河合塾五十年史編纂委員会 1985：69-70）。また、愛知一中の英語主任教諭岩田奇禅氏と共著で、開隆堂から『標準英単語の合理的覚え方』（昭和7年発行）『大学入試本位英単語類撰』（昭和9年発行）という2冊の大学入試用英単語集を出版し、それが高い人気を博していたことから、教員として、研究者として蓄積した教科指導の能力が受験<界>において高い象徴資本となっていたことがうかがえる。また、英学塾開設当初の主な顧客が教員時代の逸治の指導能力を評価していた教え子だったことから、教員時代の評判がそのまま受験業界にも引き継がれていたことがわかる。

英文学専攻で大学院まで修了した河合逸治はもちろんのこと、藤井豊も英語について深い学

識の持ち主であった。「COD（コンサイス・オックスフォード・ディクショナリー）や斉藤秀三郎の岩波文法中辞典はだいたい諳んじていて、イエスパーセン・クルージンガー・ポーツマといった文法学者の本についても、どこに何が書いてあるか頭に入っていた」というレベルに達していた。藤井豊はその学識を英語の添削問題の執筆・添削指導に注ぎ、昭和32年頃には、執筆した模試（添削問題）の数が1000を超えるなど、創業者自ら個人商店のような形で長期間に渡り実務の中心を担っていた（増進会出版社 2001：78-80）^{（注4）}。

2.2 「教授」機能の担い手たち—講師と執筆者の調達過程

前節では、受験産業の創始者たちが受験業界に参入した理由について記述を行ってきた。創業当初の事業規模は極めて小さいものであったが、創業者個人の労働力だけに依存して運営が可能でなかった。創業者の多くは英語を専門としていたが、英語専門塾といった形をとらない限り、数学を初めとした他の教科の講師や執筆者も集め、曲がりなりにも組織として事業を運営しなければならなかった。本節では、創業時の受験産業がいかにして講師や執筆者などの「教授」機能の担い手を調達して組織としての陣容を整えていったのか、労働者側はいかなる理由で受験産業での勤務を選択したのかを論じていく。

まず確認しておきたいのは、現職教員の兼業という形で講師の職が賄われていたという事実である。河合逸治は河合英学塾の開業前、大正13年から、中京高等予備校で英語講師の業務を行っていた。中京高等予備校は第八高等学

このように、創業当初の受験産業は個人事業の延長上で営まれるものであり、そこでは創業者の教科指導・受験指導能力がそのまま経営を左右するほどの重要性を持った。つまり、産業<界>の価値体系のもとでは評価されない能力が象徴資本として評価される場が受験<界>であった。また、教員として教育<界>で蓄積した象徴資本は、受験<界>においても同様に機能した。それまでに蓄積した各種資本が正の象徴資本、ひいては経済資本と変換可能なフィールドとして受験<界>が見出だされたのである^{（注5）（注6）}。

校、名古屋高等商業学校等のベテラン教授陣を講師陣として抱えており、第八高等学校と名古屋高等商業学校で教鞭をとっていた逸治もその例に漏れなかった。このように、予備校講師は教員の兼業先として非常にポピュラーな職種であった（河合塾五十年史編纂委員会 1985：12）。実際、昭和12年度の河合塾講師陣容は専任・非常勤の別なく、講師は全て現職教員か元教員となっている（河合塾五十年史編纂委員会 1985：75-76）。

彼ら教員・教員経験者を講師として招聘する際に、役立ったのは創業者の社会関係資本である。河合英学塾の創業直後、逸治は闇雲に全ての教員をスカウトの対象にしたわけではなく、第五高等学校勤務時の同僚や教え子といった人脈を活用して、講師の登用活動を行っていた（河合塾五十年史編纂委員会 1985：66-67）。当時の日本社会に高等教育在学者が占める比率は一貫して1割以下で推移してきてお

り（文部省調査局 1962）、受験産業において必要な教科指導能力を備えた存在も基本的には上記の範囲に限定されていた。彼らと接点を持つ上で、学歴資本や教育<界>における象徴資本と同時に蓄積してきた社会関係資本が必要だったのである。

予備校が講師を必要としたのに対し、福武書店などの出版社系の受験産業は雑誌記事・書籍の執筆者となる人材を必要とした。創業者の社会関係資本を頼りに、教員を人材として活用する構図はそこでも同じように観察できる。

福武哲彦は教員や県庁勤務の経歴があるため、その経歴を生かし、高校入試用の問題集や学校用教材の執筆を現職の教員に依頼していた（福武書店 1987：38,43-48）。また、山崎寿春も駿台高等予備校を創設する前に「受験英語社」という受験雑誌の出版社を興しているが、その際、出身校の東京外国語大学の先輩・後輩という社会関係資本を活用して執筆者集めを行い、現職の教員を中心に雑誌『受験英語』の執筆陣を揃えていた（駿河台大学七十年史編纂委員会 1998：4-7）。

受験産業の創始者たちは、その教科指導能力のみに着目して、教員を「教授」機能の担い手として採用していったわけではない。同様に重視されたのは、公的な学制の中で教員を経験したという事実そのものが受験<界>で象徴資本として活用できることであった。山崎寿春は名門の第一高等学校教授・岡田賽磨を『受験英語』の執筆者として迎えたが、ただ執筆を依頼するだけでなく、一高の教員が執筆陣に名を連ねているという事実を広告宣伝で積極的に活用していた（駿河台大学七十年史編纂委員会

1998：7）。名門校の教員が蓄積している象徴資本に対して高い商業的価値を認め、投資を行っていたのである。

受験雑誌や受験参考書は、商品としてのみならず、教え手・書き手が受験<界>で持つ象徴資本を増幅し、可視化するメディアとしても機能していた。そして、受験メディアによって教員の象徴資本が可視化されたことで、既存の学校間序列や予備校での授業の評判と同様に、受験雑誌記事や受験参考書の執筆経験・執筆物の評判といった要素が、人材登用時に重視されるようになったのである。受験<界>における教員の象徴資本の量をより精緻に測定できるようになったということである。

『受験英語』創刊時、出身校である東京外語のつて以外に山崎寿春が頼ったのは、まさにこうした受験参考書や受験雑誌に執筆していた受験界の著名人たちであった。先に述べた第一高等学校教授・岡田賽磨もこの文脈での登用である。彼ら執筆陣の中には、ただの協力者に留まらず、駿台高等予備校の講師にまでなった者もいる。岡田はその一人であり、第一高等学校教授、明治大学教授を経て、多数の受験雑誌記事・受験参考書を執筆し、最終的には駿台高等予備校英語科講師の座に収まった（駿河台大学七十年史編纂委員会 1998：7）。受験参考書や受験雑誌は、教育<界>から受験<界>への人材移動のハブとしても機能していたのである（駿河台大学七十年史編纂委員会 1998：7）。

このように、受験産業は、教員が受験<界>で持つ象徴資本に対して投資を行っていた。それでは、教員の側は、どういった理由で受験産

業での勤務を選択したのだろうか。自らの象徴資本と何を交換しようとしていたのだろうか。大きな理由としては、当時の教員が恵まれない経済環境に置かれていたことが挙げられる。時期によってある程度の改善は見られるものの、昭和40年代に至るまで、教員は経済的安定とはほど遠い雇用環境に置かれていた（門脇 2004）。高い学歴資本や文化資本とは裏腹に、少量の経済資本しか保有していなかった彼らは、自らの学歴資本や文化資本を経済資本に変換できる場を探していたのである。しかし、前節でも記述してきたように、教員が持つ学歴資本や文化資本は、教育<界>以外では象徴資本や経済資本に変換できないものだった。その

2.3 草創期の受験産業における「教授」と「教務」

本節では、「教授」機能と共に受験産業の両輪となる「教務」機能が戦前の受験産業においてどのような位置を占めてきたのか、誰によって担われたのかを検討していく。

まず重要なのは、前節の記述からも伺えるように、教授機能の担い手は、「組織・企業の成員」という形ではなく、「生活基盤や主たる収入源を受験産業に依存しない、外部の協力者」という形で調達されていたという事実である。

執筆者が受験産業の外部に籍を置いたままなのは当然のことではあるが、講師陣も、退職した元教授・教諭、人生設計の基幹となる職を探す途上にある若手学卒者、大学もしくはその他の学校に職を持ちながらの非常勤講師、の3類型でほぼ全てが占められていた。

河合塾の場合、昭和12年度講師陣容は前節で紹介した通り、元中学校教員を中心としたライ

ため、教育<界>で蓄積してきた資本が象徴資本や経済資本と交換可能な数少ない場として、受験<界>が選ばれたのである。

ここまで論じてきたように、草創期の受験産業の「教授」機能が教員のパートタイム労働で補われていたという事実は、教員という教育<界>のエリートが保有する経済資本の乏しさ、産業<界>での象徴資本の乏しさに起因するキャリアパスの狭さを反映していた。次節では、同時期における「教務」人材の登用方法を検討することで、本節とは別の側面から産業<界>と教育<界>との関係を浮き彫りにしていく。

ンナップであり、学校長を除いた全7名中、専任講師は3名である（河合塾五十年史編纂委員会 1985：75-76）。

昭和28年度になると、講師陣は学校長を除き全12名へと拡大する。昭和12年度の陣容と比べると現職の大学教授の割合が増えているが、専任講師の割合は依然として12名中3名と低いものに留まっている（河合塾五十年史編纂委員会 1985：134-137）。また、専任講師となった者の属性・経歴を見てみると、河合邦人は創業者一族、洞田一典は健康上の理由で教員としてのキャリアから退いた若手（河合 2013b：124）であり、現役の教員が転職するパターンはほとんど見られなかった。駿台でも状況は同様で、昭和15年当時の主要講師15名のうち、専任は4名のみであった（駿河台大学七十年史編纂委員会 1998：18-20）。

河合も山崎も、講師は予備校事業の中核を成す経営資源だと認識しており、それゆえ、これといった講師を招聘するためには、三顧の礼などの手間を惜しまなかった（駿河台大学七十年史編纂委員会 1998：17）（河合 2013b：115）。しかし、経営戦略上それほど重要な位置を占めてはいても、あくまでパートタイムという形で彼らの手を借りるにとどまっていた。

一方、「教務」機能については、「教授」機能の担い手とは正反対の傾向が見られる。現在の受験産業の正規従業員のほとんどは「教務」機能の担い手として採用されている事は本論文の冒頭で述べた通りであるが、受験対策事業が一定の規模を備えた産業として確立する以前から、「教務」機能の担い手は、創業者の血縁関係者を初め、長期に渡りかつ専業で、企業活動に従事する事が期待される存在だった。

例えば、河合塾のケースを見てみよう。河合逸治は、塾の草創期である昭和9年の段階から、生徒個人の出欠状況や学習状況をファイルにまとめており、それを各講義の人気度把握やカリキュラムの改善のために活用していた。当時は既に講師陣容がある程度整備されていたが、他の講師は講義と担当教科のテキスト作成のみを請け負っており、塾経営の基礎となるデータ整備や進路指導は逸治が一手に引き受けていたのである（河合塾五十年史編纂委員会 1985：67-69）。また、テキストの印刷や塾の雑務など、教務機能のうちあまり専門性を必要としないものについては、逸治の家族ぐるみで請け負っていた（河合塾五十年史編纂委員会 1985：66-67）。

昭和30年代になっても、経営者である逸治

が教務機能を一手に引き受ける体制に変わりはなかった。河合塾の規模も講師陣も拡充する一方だったが、模試結果の指導への生かし方やプリント原稿の納期指示、生徒の出欠点検指示といった講師陣への事務的な連絡から、進路指導までを逸治が行う形であった（河合塾五十年史編纂委員会 1985：138-139）。

昭和30年代までの河合塾ではワンマン経営者である逸治が「教務」機能遂行の重要なプレイヤーとなったが、その一方で、河合塾を支える事務職員として若手を育てる事も重視していた。例えば、河合塾の事務職員第一号であり、逸治の死後は企画部長などの任を務めた田代正雄という人物は、高等小学校卒業後、書生として逸治に師事しながら事務員・予備校教師として長年に渡り河合塾の中核を担った。田代は河合塾で勤務する傍ら、逸治の援助を受けながら大学まで卒業し、最終的には逸治のついでで大学教員を勤めることになるのだが、事務職員については、田代の例のように、外部の権威を借りずに自前で育成していく方針が採用されていた（河合 2013b：74-80）。病気のため20代半ばの若さで高校教員から予備校講師に転身した洞田も、逸治の死後は教務部長を務めるなど、河合塾において他の講師とは一線を画した重要な職務を担っていた（河合 2013b：124）（河合塾五十年史編纂委員会 1985：178-180）。このように、教務に関わる人材の登用・養成プロセスは講師のそれとは大きく異なるものであった。

田代・洞田両名の共通点は、若年の頃から河合塾での業務をキャリア形成の中心に据えていた人物だという点にある。教育における専門性

よりも、永続的な勤務の可能性や河合塾に対する忠誠心といった要素が「教務」人材には求められていたのである。そして、「教務」人材として河合塾に採用され育成されるということは、パートタイム労働者にすぎない「教授」人材を管理する、パーマネントの基幹労働者としてのキャリアを歩んで行くことを意味していた。

河合塾は昭和43年になると、「教務」機能を象徴する職務として、生徒指導を行うチューター業務の整備を進めていく。チューター業務を担ったのは正社員であったが、チューター業務の専門職として登用・育成が行われたわけではなく、チューター業務はあくまでも他の日常の教務と平行して行われるものであった。それに加えて、業務の組織化や統制もなされておらず、本格的な進路指導を行うものから単純な事務連絡のみを行うものまで、個々のチューターの業務内容には大きくバラツキが見られた（河合塾五十年史編纂委員会 1985：515-522）。

3. 結論—敗北する教育専門職—

本論文では、受験業界の大手4法人を対象に、「教授」と「教務」という二つの軸で受験産業の職務を分割し、それぞれの職務を担当する者がどこからどのようにして調達されてきたのかを、教育<界>・受験<界>・産業<界>という3つの<界>の関係と、受験産業と労働者間での各種資本の交換という観点から記述してきた。

その結果、まず浮き彫りになったのは、教育<界>で不足していた経済資本を受験<界>で

このように、教務の職務はゼネラリストとしての正社員によって担われる、専門性を問わないものであった。

河合塾は昭和39年の逸治の死後、「教授」と「教務」の明確な分業を進め、「教務」の裁量権を大幅に拡大していく。その結果、「教授」機能から大幅に権限を移行された「教務」機能を正社員として職員が担い、パートタイム労働者が担当する「教授」機能を管理する体制ができ上がっていくことになる。また、「教務」のポストには、他業種を経験した社員が積極的に登用され、幹部候補として育成されていくようになる（河合塾五十年史編纂委員会 1985：178-179）。サラリーマンとしての「教務」人材が教育専門職としての「教授」人材を管理するという産業<界>と教育<界>の関係を象徴的に示す受験<界>のこの組織体制は、早期にその原型を確立し、今日まで続いてきたものだったのである^(注7)。

補填せざるをえなかったという教員たちの状況である。その上で、受験<界>という、産業<界>と教育<界>の結節点となる場においても、ゼネラリスト労働者としてのサラリーマン、つまり産業<界>の論理で駆動する労働者が担当する「教務」人材が専門職としての「教授」人材に優越するという、現在の受験産業でも顕著に観察される構造の原型が早期に確立していたことが確認された。

教員の主な排出元となったのは文学部をはじめ

め産業<界>で価値を持たない学部だったが、日本ではフランスと異なり、そうした学部は地方の農村出身者が階層移動を企図して進学してくる場であり、一方で都市部のブルジョワ階層が進学するのが、産業<界>で高く評価される経済学部であった（竹内 2003:109-129）。

この竹内の知見と本論文の分析から、日本の教育<界>で労働者として働く人々について、出身階層は高くなく、教育<界>でしか価値を持たない学歴資本を保持し、獲得できる経済資本は高くない、という類型が抽出できる。

受験産業は、教育専門職をめぐるこうした状況を背景に、サラリーマン労働者が教育専門職を管理・活用して利益を上げる事業として成立したのである。受験産業がこの特性を維持・強化しながら巨大化し、日本の教育と選抜の過程に大きな影響力を及ぼしたことは、教育専門職が自らの学歴資本を十分に経済資本に転化できないまま、産業<界>での地位達成と経済資本獲得においてサラリーマンの後塵を拝するという構造が同時に維持・強化されてきたことの裏返しだと考えられるのである。

註

- (注1) たとえば（ダイヤモンド社 2013）など。
- (注2) 教育関連職が文化資本に比して相対的に低い経済資本しか得られなかったこと、教育関連職のキャリアに接続された学歴ルートが産業社会での成功を企図した学歴ルートと別個に存在していたことは既に明らかにされている（竹内 1991:190-194）（竹内 2003:86-129）。また、この状況はBourdieuが分析対象としたフランス社会でも変わらず観察されるものである（Bourdieu 1979,1989）。本論文が探求の対象とするのは、そうした状況の有無そのものではなく、その状況を規定する構造そのものの特殊性である。
- (注3) 矢野経済研究所が発刊している『教育産業白書』では、教育産業における主要12分野が列挙されているが、本論文が「受験産業」として定義するのは、そのうち「学習塾・予備校」「学生向け通信教育」を提供している法人である。教育産業には「習い事・お稽古」「カルチャーセンター」「企業研修」等も含まれるが、それらは本論文で定義する「受験産業」には含まれない。
- (注4) 山崎寿春もまた、自ら創刊した受験雑誌で英語の記事を執筆するなど、高い教科指導能力を備えていた。（駿河台大学七十年史編纂委員会 1998：5-6）
- (注5) 教員としてのキャリアに嫌気を感じていた福武は、他の3名のように退職後すぐに教育出版事業を始めた訳ではなく、当初はブローカー紛いのことも含めて、儲け話には手当たり次第に手を出していた。（福武書店 1987：20-21）しかし、結局は『岡山県資料集成』（全15巻）『岡山県重要文化財図録』（全2巻）のような、郷土に根ざした大型で重厚な出版物のための資金稼ぎのために学習参考書事業に進出することとなる。（福武書店 1987：21-25）結局は教育<界>で蓄積した資本を経済資本に変換する場として、受験<界>に進出せざるを得なかったのである。
- (注6) 受験<界>でのキャリアは、必ずしも経済資本への変換効率が高いものではなかった。山崎寿春は、講師給与や添削料の負担により、創業当初の駿台の経営は苦しかったと術介している。（駿河台大学七十年史編纂委員会 1998：12）
- (注7) 福武書店などの出版社系の受験産業は、教材編集や成績処理などの「教務」機能の提供に事業内容を特化することで、学校教員などの外部の協力者を執筆者として採用し、彼らの「教授」技能や教育<界>・受験<界>における象徴資本を経済資本に変換していく経営戦略を採っていた。ここでも、サラリーマンとしての「教務」人材が教育専門職としての「教授」人材を管理・活用するという構造は変わらない。

参考文献

- 岩瀬令以子, 2006, 「現代日本における塾の展開—塾をめぐる社会的意味の変遷過程—」, 『東京大学大学院教育学研究科紀要第46巻』
- 潮木守一, 1978, 『学歴社会の転換』, 東京大学出版会
- 河合塾, 2013, 「採用情報(学校法人河合塾)」(2013年10月10日取得, <http://www.kawai-juku.ac.jp/corporate-info/mpl/>)
- 大橋勇雄, 1995, 「会社のなかの学歴社会」, 橘木俊詔・連合生活総合研究所編『「昇進」の経済学—何が「出世」を決めるのか』, 東洋経済新報社
- 駿河台学園, 2013, 学校法人駿河台学園採用情報(2013年10月10日取得, <http://www.sundai.ac.jp/saiyou/index.htm>)
- Z会, 2013, 「Z会グループ人材募集」, (2013年10月10日取得, <http://www.zkai.co.jp/home/about/career/index.html>)
- 河合恒人, 2013a, 『汝自らを求めよ —河合塾創立者河合逸治の生涯(上)』, 中日新聞社
- 河合恒人, 2013b, 『汝自らを求めよ —河合塾創立者河合逸治の生涯(下)』, 中日新聞社
- 河合塾五十年史編纂委員会, 1985, 『河合塾五十年史』, 河合塾
- 門脇厚司, 2004, 『東京教員生活史研究』, 学文社
- 駿河台学園八十年史編纂委員会, 1998, 『駿河台学園八十年史』, 駿河台学園
- 増進会出版社, 1986, 『理想・前進・調和 五十周年によせて』, 増進会出版社
- 増進会出版社, 2001, 『初心 —二十一世紀の始まりを機に—』, 増進会出版社
- 島一則, 1999, 「高度成長期以降の学歴・キャリア・所得—所得関数の変化に見られる日本社会の一断面」, 『組織科学』第33巻第2号
- 『週刊ダイヤモンド 特集 大学徹底比較』2013年10月12日号, ダイヤモンド社
- 園田英弘, 1983, 「学歴社会—その日本の特質」『教育社会学研究』第38集
- 竹内洋, 1981, 『競争の社会学—学歴と昇進』, 世界思想社
- 竹内洋, 1991, 『立志・苦学・出世—受験生の社会史』, 講談社現代新書
- 竹内洋, 1995, 『日本のメリトクラシー—構造と心性』, 東京大学出版会
- 竹内洋, 1999, 『学歴貴族の栄光と挫折』, 中央公論新社
- 竹内洋, 2003, 『教養主義の没落—変わりゆくエリート学生文化』, 中央公論新社
- 福武書店, 1987, 『福武書店三十年史』, 福武書店
- ベネッセ教育開発センター, 2006, 「第四回学校基本調査報告書」, ベネッセ教育開発センター
- 本田由紀・平沢和司, 2007, 「学歴社会・受験競争 序論」, 本田由紀・平沢和司編『学歴社会・受験競争』, 3-16, 日本図書センター
- 文部省調査局, 1962, 『日本の成長と教育—教育の展開と経済の発達』, 帝国地方行政学会
- 舞田敏彦, 2013, 「教育の使命と実態—データから見た教育社会学試論」, 武蔵野大学出版会
- 牧野剛, 1999, 『されど予備校』, 風媒社
- Bourdieu, Pierre & Passeron, Jean-Claude, 1970, *La Reproduction: élément pour une theorie du systeme d'enseignement*, Paris: Éditions de Minuit (= 宮島喬訳, 1991, 『再生産—教育・文化・社会』, 藤原書店)
- Bourdieu, Pierre, 1979, *La Distinction: Critique Sociale du jugement*, Paris: Éditions de Minuit (= 石井洋二郎訳, 1990, 『ディスタンス—社会的判断力批判 I・II』, 藤原書店)
- Bourdieu, Pierre, 1980, *Le Sens pratique*, Paris: Éditions de Minuit (= 今村仁司・港道隆訳, 2001, 『実践感覚1・2』, みすず書房)
- Bourdieu, Pierre, 1989 *La noblesse d' Etat: Grandes écoles et esprit de corps*, Paris: Éditions de Minuit (= 立花英裕訳, 2012, 『国家貴族 I・II』, 藤原書店)



庭野 匠 (にわの・たくみ)

[生年月] 1980年9月生まれ

[出身大学または最終学歴] 東京大学大学院学際情報学府博士後期課程単位取得退学

[専攻領域] 教育社会学

Paradox of high academic career - Workers management in the Japanese educational industry

Takumi Niwano*

Abstract

The aim of this thesis is to disclose the specific relationship between industrial "champ" and educational "champ" in Japan through analyzing workers and organization of Japanese educational industries.

The founders of educational companies had high academic and cultural capitals and careers as teachers or professors. They founded educational companies for two reasons. One was their academic capital. Their major was humanity that was not recognized as symbolic capital in industrial "champ." This meant their career was restricted as a teacher in educational "champ." The other was the characteristic of jobs in educational company. The knowledge of subjects required for university entrance examinations. This type of knowledge was indispensable because they had to deliver a lectures or write articles as a employer and worker. Their academic capital was accompanied this type of knowledge. Moreover, their social capitals were important. Having personal connections with teachers or professors was also indispensable because the founders themselves could not teach all subjects required for examinations. Thus, the founders' social capital was necessary for expanding their business.

They employed teachers or professors they knew as lecturers or writers. In the early days, people who taught in schools also often taught in private companies. The Japanese educational industry work force overlapped with that of schools.

A teacher's or a professor's symbolic capital also helped educational companies' business. Having high symbolic capital in educational "champ" lead to success by attracting many students to attend their lectures or read their articles. Moreover, their products also drew attention to them and further enhanced their reputations.

Although the founders considered lecturers and writers as important resources of commercial

Graduate School of Interdisciplinary Information Studies, University of Tokyo

Key Words : "champ" 、 social capital、 symbolic capital、 cultural capital、 academic capital、 economic capital、 educational industry、 teaching、 administration

value, they did not employ them as permanent full-time workers. The workers who are in charge of “teaching” (including delivering lectures and writing texts or articles) were employed as external associates. In those days, teachers or professors received poor salary and they needed the field where they could change their academic or cultural capital to economic capital. Thus, they selected to work as a part-time teacher in educational companies for money.

However, workers engaged in “administration” were expected to work long-time for the company. Certain educational companies concentrated their resources on providing the administrative functions. This business structure is very similar to the current business model of educational companies. This meant industrial “champ’s” superiority to educational “champ” were formed in early educational industries.

現代中国人が抱く対日イメージの形成における 情報源の役割

The Effect of Information Sources on Modern Chinese Images to Japan

江 暉*

Jiang Hui

1. はじめに

本稿は中国人の「対日イメージ」という現実問題に焦点を当てたい。ここ数年、日中両国の間に政治的、外交的摩擦が多発しており、緊張関係が高まる中、両国民の相互イメージがますます重視されており、様々な次元で語られるようになった。日本社会において、暴徒化までエスカレートする「反日」デモを繰り返している中国人は日本に対して深い憎悪を抱いているという「反日論」が定着する傾向にある。学術的に明確な定義づけをされているわけではないが、「反日」とは、社会通念上「日本の一部または総体に対して反対する感情・言論・行動の総称である」と理解されており、これまで多くの研究に目が向けられている。またそれと関わって「反日」感情の形成に関する議論も散見できる。中では、中国共産党が主導する「愛国教育」を主な原因とする見方が多くみられ、とりわけ学校の歴史教育（古森，2001）及び「反日ドラマ」、「反日映画」（武田，2005；水谷，2005）に対する批判が際立っている。

る。

しかし、中国人の対日イメージを単純に「反日」の一言に収斂できるのか、という疑問が浮かび上がる。これを明らかにしない限り、その形成過程を検討するのは無理があるだろうと言わざるを得ない。また、人間の「態度」形成の要因として、「個人のパーソナリティ」と「欲求充足の過程」という内的原因の他に、「情報への接触」と「集団からの影響」などの外部からの影響が指摘されている（Krech他，1962；榊，2004）。「態度」研究の延長線上にある外国イメージの形成に関しても、実際に教育やマスメディア、説得的コミュニケーション、直接接触などの情報源の効果が検証されている（御堂岡，1990）。これに基づいて考えれば、現時点では中国人の対日イメージの形成過程に対して行われた考察は内容的に体系的且つ充分であると言いきれない。また、研究方法の側面から見ても、上述の先行研究は歴史教科書やドラマ、映画に対してある程度内容分析を行っているもの

* 東京大学大学院学際情報学府博士課程

キーワード：対日イメージ、情報源

の、情報の受け手の立場から検証していないという問題点が無視できない。すなわち、現在の中国人の日本に関する情報源を全面的に把握することが現実的に要請されていると言えよう。

そこで、本稿はまず中国人の抱く対日イメー

ジの現状を示した上で、情報源の利用という側面からイメージの形成プロセスにアプローチし、実証的な考察に基づいて両者の関連性を明らかにしたい。



図1. 本研究のフレームワーク

2. 研究方法

2.1 調査の概要とサンプルの構成

本稿は著者が2012年5月から6月にかけて中国で実施した質問紙調査の結果を用いて分析を行う。調査はランダム・ロケーション抽出法に基づき、中国本土の全7地域（東北と華北、華東、華南、華中、西南、西北）で、地域ごとに省一つ、省ごとに市一つ、市の都市部ごとに区一つ（またそれに準ずる行政単位）、区ごとに大型集合住宅二つ（内の一つは予備用）をランダムに抽出し、留置回収法と集合調査を併用して実施した⁽¹⁾。有効回収数は合計1152票、全体回収率は59.6%となる⁽²⁾。サンプルの詳細構成は文末脚注⁽³⁾を参照されたい⁽³⁾。中

国の「第六次人口調査」の結果に比べ、今回抽出したサンプルにおいて20代、30代及び高学歴者の比率が高いことは否めない⁽⁴⁾。これに関して、本調査は教育が発達している都市部でサンプリングしたことが主な原因として挙げられ、加えて国際事情やメディア利用に関する合計41問の質問項目を含めた今回の調査票は、分量的にも内容的にも低学歴者や高齢者にとって大きな負担となることも回収率に影響を及ぼしたのではないかと考えられる。以下では、このサンプルの特徴を念頭に入れながら考察を進めたい。

2.2. 使用変数の説明

2.2.1 対日イメージの実態

御堂岡（1990）の指摘によると、「外国イメージ」は具体的に「認知」（対象の属性についての概念）と「評価」（優劣についての評価）、「感情」（好悪の感情）、「行動」（対象に対する行動意図）という4つの要素から構成されている。この知見に基づき、「好感度」を重視するこれまでの研究と異なり、本研究は調査で「認知・評価」と「感情」、「行動意図」の多指標を用いて対日イメージを測った。また、日本を含む8ヶ国を比較し、国と国民、国民では男性と女性を区別してそれぞれに対するイメージを考察したのも本調査の特徴と言える。

具体的に、「認知・評価」要素の測定は日本に関する9組、日本人に関する18組のSD項目を用いた⁽⁵⁾。「感情」要素は「好感度」尺度、「行動意図」は「警戒度」（「日本に対して

警戒を持つべきだと思うか」と「模範度」（「日本を見習うべきだと思うか」）、「親密志向」（「今後日本ともっと協力して、親密な関係を築くべきだと思うか」）、「関心度」（「日本に対して関心を持っているか」）、「社会的距離」（日本での「短期滞在」と「長期居住」の希望、及び「日本男性に対する行動意図」と「日本女性に対する行動意図」計4項目⁽⁶⁾）の5つの尺度を用いて五件法で考察した。

図2は日本を含む8ヶ国に対する「認知・評価」の平均得点を示している。全体として、発展途上国に比べ、日本の先進的要素が高く評価されているものの、先進国の中では最も脅威な存在として認知されていることが印象的である。日本の得点に因子分析をかけると、「脅威性」と命名し得る第1因子と「先進性」と命

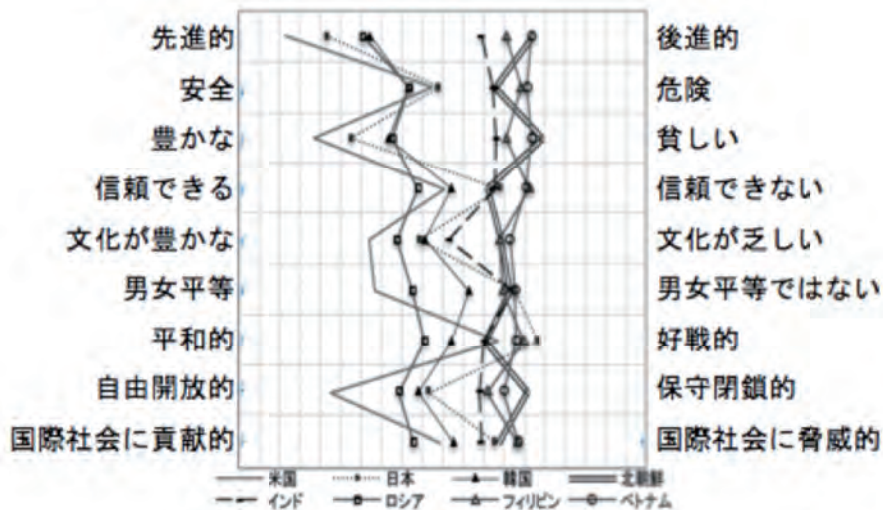


図2. 国に対する「認知・評価」得点の8ヶ国比較（江, 2014a）

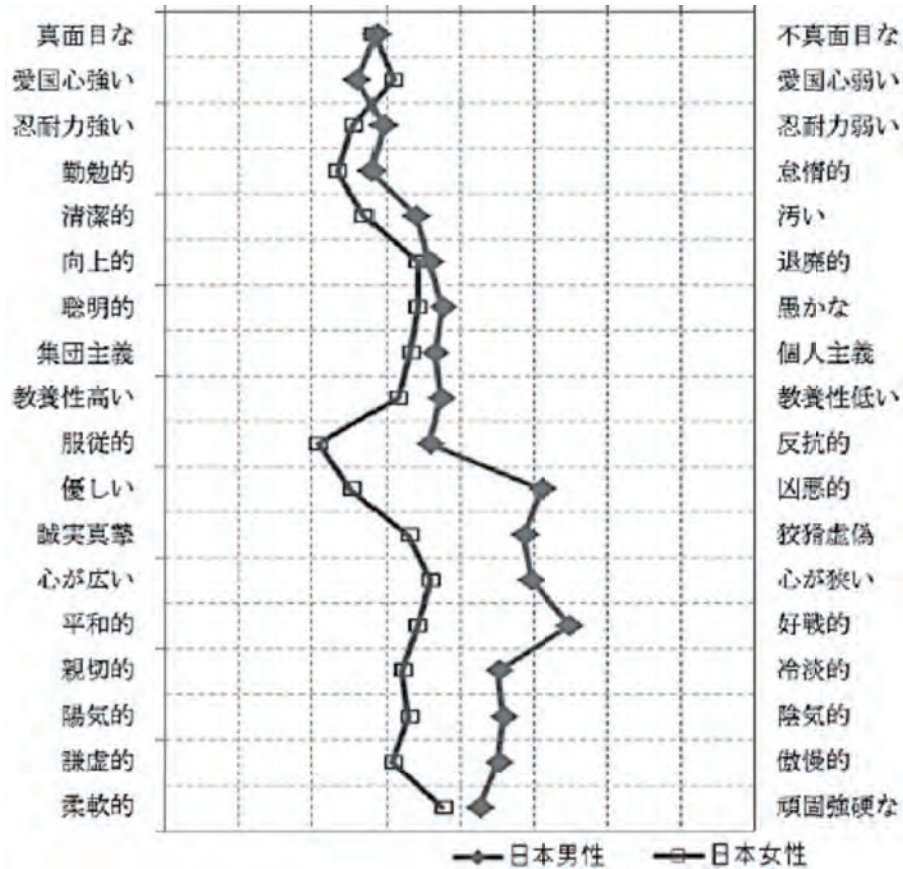


図3. 日本人に対する「認知・評価」(江, 2013a)

名した第2因子が抽出された。日本人に対する「認知・評価」は図3に示されるように、日本男性と日本女性イメージに見られる歴然とした差が非常に興味深い。因子分析の結果で、男性は2因子が抽出され、それぞれ「行動性」と「人間性」と命名した。それに対して、女性では因子1つのみが抽出され、「不真面目な-真面目な」や「狡猾虚偽-誠実真摯」など伝統的な日本人の特性と思われる項目の因子負荷量が

上位にあったため、「伝統性」と命名した(因子分析の詳細は文末の注7を参照)⁽⁷⁾。

感情要素と行動要素に関する考察結果を表1にまとめた。日本に対する好感度の低さが一目瞭然であり、警戒度と親密志向の結果も決して楽観的であるとは言えないが、模範度及び関心度はアメリカに次いで高かった。全体的には、対日イメージにおいて、アンビバレントな部分の存在が目立っている。

表1. 感情及び行動意図の平均得点の8ヶ国比較 (江, 2013a)

順番	国好感度	関心度	警戒度	模範度	親密志向	国民好感度
1	口 3.35(0.90)	米 3.50(1.03)	日 4.09(0.94)	米 4.16(0.81)	口 3.72(0.92)	口 3.25(0.89)
2	米 3.20(1.04)	日 3.28(1.13)	米 3.95(0.95)	日 3.88(1.05)	米 3.58(0.95)	米 3.24(0.99)
3	韓 3.16(1.03)	韓 3.17(1.05)	フィ 3.74(1.07)	口 3.73(0.95)	韓 3.38(0.96)	韓 3.11(1.04)
4	朝 2.79(0.91)	口 3.10(1.07)	越 3.62(1.02)	韓 3.72(0.99)	朝 3.36(0.93)	朝 2.93(0.88)
5	印 2.69(0.90)	朝 2.86(1.05)	印 3.57(0.96)	印 3.01(1.08)	印 3.18(0.92)	印 2.76(0.87)
6	日 2.48(1.12)	フィ 2.74(1.13)	韓 3.47(0.97)	朝 2.74(1.12)	日 3.03(1.10)	日 2.50(1.07)
7	越 2.35(0.94)	印 2.69(1.01)	朝 3.29(1.01)	越 2.62(1.12)	越 2.86(1.01)	越 2.48(0.93)
8	フィ 2.26(0.97)	越 2.56(1.06)	口 3.25(1.05)	フィ 2.59(1.13)	フィ 2.71(1.06)	フィ 2.43(0.96)
分散分析(一般線形モデル)	N=1145	N=1138	N=1147	N=1143	N=1141	N=1145
反復測定)	F (5.50,6296.52)	F (5.17,5879.87)	F (5.08,5818.84)	F (3.34,3815.46)	F (5.10,5812.88)	F (5.60,6401.58)
	=294.05, p<.001	=214.68, p<.001	=186.91, p<.001	=629.12, p<.001	=242.64, p<.001	=232.78, p<.001

※尺度:1全くそう思わない~5非常にそう思う。 ※平均値の後ろの括弧内の数値は標準偏差である。

2.2.2 情報源の分類

情報源に関して、本調査は【直接接触】（「旅行や出張による短期滞在」、「半年以上の長期居住」、「日本人の友人がいる」、「友人ではないが、日本人と接触がある」の4項目）、【学校教育】（「教科書・学校教育」、「日本語の学習経験」の2項目）、【メディア】（24項目）及び【対人コミュニケーション】（「家族・友人との会話」の1項目）という4カテゴリー、合計31項目を設置した。メディアの詳細項目については、龐（2012a;2012b）を参考にし、国産メディアと海外メディア、国営メディアと地方メディア、及び伝統的マスメディアとニューメディアであるインターネット、特にドラマ・映画に関して戦争ドラマ・映画をその他題材の作品と区別し、以下のような5カテゴリー合計24項目に分類した。

【テレビ】：「中央テレビ（以下は「CCTV」と記述する）のニュース報道」、「地方テレビのニュース報道」、「海外テレビのニュース報道」、「国産戦争ドラマ」、「国産その他ドラマ」、「海外ドラマ」、「国内のテレビ番組」、「海外のテレビ番組」の8項目

【ラジオ】：「国内ラジオ」、「海外ラジオ」の2項目

【出版物】：「機関紙」、「地方紙」、「機関誌」（政府機関が発行した雑誌）、「一般雑誌」（スポーツ、ファッション、音楽、旅行、文学誌等）、「国内の評論教養類書籍」、「国内の小説・随筆・漫画」、「海外の出版物（翻訳作品を含む）」の7項目

【映画】：「国産戦争映画」、「国産その他映画」、「海外映画」の3項目

【インターネット】：「国内のネットニュース」、「国内のSNS・BBS・ブログ」、「国内の動画サイト」、「海外のウェブサイト」の4項目

3. 日本に関する情報源の利用状況

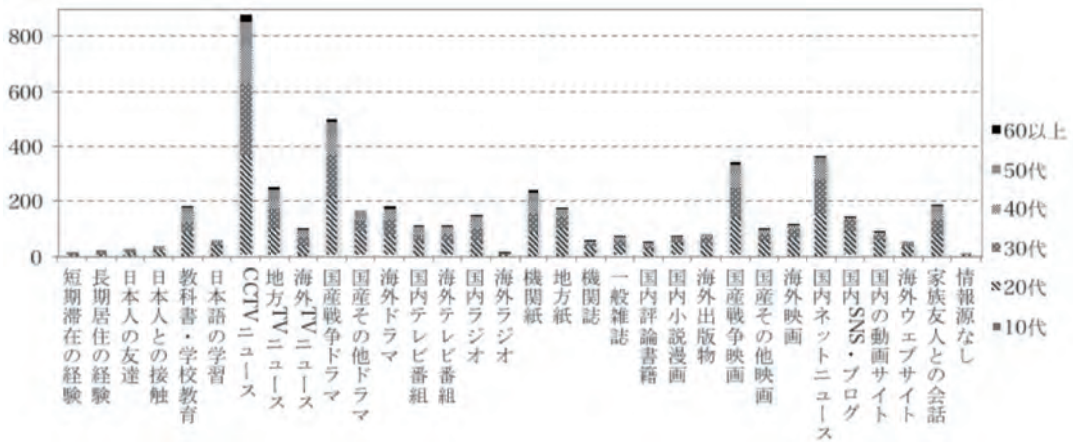


図4. 年齢別の日本に関する情報源（複数回答）

実際に、中国人はどのように日本に関する情報を入手しているのか。回答者の「日本に関する重要な情報源」（複数回答、5つ以内）は図4に示されている通りである。大きな分類から見れば、現時点で中国人の日本に関する情報の獲得は依然としてメディアに依存していることが明らかである。その中で、「CCTVのニュース報道」が一番高く、利用者数はサンプル全体の76.9%に達しており、しかもこの傾向は各年齢層で共通している。それに次いで、2割を超えたのは「国産戦争ドラマ」（43.5%）と「国内のネットニュース」（31.3%）、「国産戦争映画」（29.8%）、「地方のテレビニュース」（21.3%）、「機関紙」（21.0%）である。すなわち、海外メディアと比べ、国内メディアの絶対的優位性がうかがえる。また、ネットニュースを除けば、SNS・ブログやオンライン動画サイトなどインターネットツールの利用は

若年層に限られており、未だに伝統的マスメディアの影響に及んでいないという現実が示されている。

性別と学歴による差異を見るために、各群のサンプルにとって重要な日本情報源の上位5位を表2に示した。上述の年齢別の分析結果と同様に、「CCTVのニュース報道」と「国産戦争ドラマ」の支配的地位が確認されている。男女の間では大きな差異が見られなかったが、低学歴者が主に「地方のテレビニュース」や家族、友人など身近の情報源を通じて情報を獲得しているのに対して、学歴が高くなるにつれて、「国内のネットニュース」の重要度が高くなっている、という学歴による差異が明らかにされている。また、その他の学歴者にとって重要な情報源としての「国産戦争映画」は、大学院卒のサンプルでは上位5位に入ることができず、その代わりに「海外ドラマ」や「学校教育」の

重要性が認められていることも新しい発見である。但し今回高学歴者サンプルにおいて若年層

が多かったことが調査結果に影響を及ぼしている可能性は否めない。

表2. 性別・学歴別の日本に関する情報源の上位5位

	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
男性(N=508)	CCTVnews (74.6%)	国産戦争ドラマ (42.5%)	国内 Netnews (33.3%)	国産戦争映画 (26.8%)	地方 TVnews (20.5%)
女性(N=623)	CCTVnews (79.9%)	国産戦争ドラマ (44.9%)	国産戦争映画 (32.7%)	国内 Netnews (30.2%)	機関紙 (22.8%)
中学校以下 (N=72)	CCTVnews (80.6%)	国産戦争ドラマ (38.9%)	国産戦争映画 (26.4%)	地方 TVnews (25%)	家族友人の話 (16.7%)
高校(N=268)	CCTVnews (81.3%)	国産戦争ドラマ (45.1%)	国産戦争映画 (31.0%)	地方 TVnews (25%)	国内 Netnews (22.8%)
大学(N=725)	CCTVnews (76.8%)	国産戦争ドラマ (44.7%)	国内 Netnews (35.3%)	国産戦争映画 (30.8%)	機関紙 (21.4%)
大学院(N=84)	CCTVnews (60.7%)	国内 Netnews (41.7%)	国産戦争ドラマ (31.0%)	海外ドラマ (23.8%)	学校教育 (22.6%)

※学歴の分類：「中学校以下」（「小学校」と「中学校」）、「高校」（「中専」と「高校」）、「大学」（「大専」と「大学」）、「大学院」（「修士」と「博士以上」）；
※パーセンテージ数は各該当サンプルの人数を母数として計算したものである。

4. 情報源利用と対日イメージ

本章では上述の調査結果に基づき、中国人が抱く対日イメージの各要素と情報源の利用との関連性を実証的に考察したい。そこで、第3章の分析結果にも示されているように、年齢と性別、また学歴などの個人の属性が結果に大きな影響を与える可能性が考えられるため、本研究はこれらの属性を統制して偏相関分析を行う

ことにした（表3、表4）。分析においては、対日イメージの各項目の平均得点（「認知・評価」要素については因子得点）が使用されている。この結果については、4.1以下で情報源別に、中国の社会的背景を踏まえながら詳細に考察する。

4.1 接触効果の検証

社会心理学では、ある刺激に繰り返しさらされることで、刺激に対する態度の変化が生じ、特に好意度や印象が高まるという「単純接触効果」が長年提唱されてきた（R.B. Zajonc, 1968；宮本他, 2008）。異文化コミュニケーションの研究分野でも、異文化集団間の接触回数を増やせば、その対象に対する偏見や排外意識が低減されるという考え方（「接触仮

説」）がある（稲増, 1982）。では接触経験が中国人の対日イメージの形成においてどのような役割を果たしているのか。

全体として、両者の間にポジティブな関連性が確認されている。具体的に言えば、国のイメージに関して、日本での滞在経験及び日本人の友人との接触経験は日本に対する好感との間に正の関連性が認められ、また短期滞在の経験

表3. 性別、年齢及び学歴を統制した対日イメージと情報源利用の偏相関分析

	認知・評価		感情 好感度	警戒度	模範度	行動意図			
	脅威性	先進性				親密志向	関心度	短期滞在	長期居住
接短期滞在	-		.09**	-	.08*	-	.08**	.08**	-
触長期居住	-.12***	-	.12***	-	-	-	.07*	.08**	.06*
経日本人友人	-	-	.06*	-.07*	-	-	-	-	-
験日本人接触	-	-	-	-	-	-	-	-	.08*
教教科書・教育	.07*	.10**	-	-	.11***	-	-	.10**	-
育日本語の学習	-.11***	-	-.17***	-.07*	.07*	.11***	.14***	.11***	.09**
GGTVnews	.10**	.13***	-.09**	.08**	.06*	-	.06*	.08**	-
地方TVnews	-	-	-	-	-	-	-	-	-
海外TVnews	-	-	.07*	-	-	.09**	-	-	-
戦争ドラマ	.08**	.11***	-.12***	.15***	.10**	-	.08**	-	-
その他ドラマ	-	-	-	-	-	-	.06*	-	-
海外ドラマ	-.09**	.08*	.12***	-	.08**	.13***	.07*	.07*	.09**
TV番組	-	-	-	-	-	-	-	-	-
メ海外TV番組	-	-	-	-.12***	-	-	-	-	-
デラジオ	-	-	.09**	-	-	-	-	-	-
イ海外ラジオ	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ア機関紙	-	.06*	-.06*	.10***	-	-	-	-	-
地方紙	-	-	-	-	-	.06*	-	-	-
機関誌	-	-	-	-	-	-	-.06*	-.08*	-
一般雑誌	-.08**	-	.06*	-	-	.06*	-	-	-
評論書籍	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小説随筆漫画	-	-	-	-	-	.07*	-	.06*	-
海外出版物	-	-	-	-	-	-	-	.02*	-
戦争映画	-	.10**	-.06*	.11***	.12***	-	-	.08*	-
その他映画	-	-	-	-	-	-	-	-	-
海外映画	-	.10**	-	-	-	-	-	.13***	-
Netnews	-	.14***	-	-	.10**	-	.07*	.14***	-
SNS/BBS/Blog	-	-	-	-	-	-	.06	.09**	-
Web動画	-	.07*	-	-	-	-	-	-	-
海外Website	-	-	-	-	-	-	-	-	-
家族・友人の話	-	.08*	-	-	-	-	-	-	-

※数値は相関係数である。統計的に有意な数値のみ表示した。 ※*** p<.001, ** p<.01, * p<.05.

は日本の模範作用に対する肯定と正の相関、長期居住経験は日本に対する脅威感と負の相関、日本人の友人との接触は日本への警戒感と負の相関も示されている。一方、接触経験と日本人イメージとの間に、特に「認知・評価」面において有意な関連が見られた項目は比較的少ない。とりわけ友人関係を含む日本人との接触経験は日本人イメージとの関連性が非常に低く、日本人への好感と正の相関を持つのは長期居住経験のみである。すなわち、日本人との接触経験に比べ、日本での滞在経験の方が対日イメージの諸要素との相関関係が顕著であると捉えら

れる。

この結果をどのように解釈すれば妥当だろうか。「接触仮説」に関する諸知見を再確認すると、実はこの仮説が成立する前提として、接触行為は「等階層の接触」、「対象集団の高い地位の人との接触」、「社会的権威や世論の支援」、「親密な接触」、「快適な状況下での接触」、「協力的場面での接触」、「文化的基盤を同一にする民族間での接触」、「先進国の国民との接触」などの条件を満たす必要があるとこれまでの研究に指摘されている（稲増,1982）。すなわち、人との接触はその具体

表4. 性別、年齢及び学歴を統制した日本人のイメージと情報源利用の偏相関分析

	認知・評価			感情 好感度	行動意図	
	男性行動性	男性人間性	女性伝統性		対男性	対女性
接触	-	-	-	-	-	.08*
経験	-	-	-	.11***	.09**	.09**
教育	.10**	-	.09**	-	-	.08*
教科書・教育	-	.09**	-	.10**	.10**	.11***
GCTVnews	-	-	-	-	.08*	.08**
地方TVnews	-	-	-	-	-	-
海外TVnews	-	-	-	-	-	-
戦争ドラマ	.10**	-.06*	.09**	-.08**	-	-
その他ドラマ	-	-	-	-	-	-
海外ドラマ	.09**	.07*	.11***	.10***	.09**	.10*
TV番組	-	-	-	-	-	-
メディア	-	-	-	-	-	-
ラジオ	.07*	-	-	-	-	-
海外ラジオ	-	-	-	.06*	-	-
ア	-	-	-	-	-	-
機関紙	.07*	-	-	-	-	-
地方紙	-	.07*	-	-	.08*	.10**
機関誌	-	-	-	-	-.08**	-.07*
一般雑誌	-	.13***	-	.09**	.07*	-
評論書籍	-	-	-	-	-	-
小説随筆漫画	-	-	-	-	-	-
海外出版物	-	-	-	-	-	-
戦争映画	.15***	-.07*	.11***	-	-	-
その他映画	-	-	-	-	-	-
海外映画	.10**	-	.07*	.08*	.09**	.11***
Netnews	.13***	-	.08**	.07*	.11***	.14***
SNS/BBS/Blog	-	-	-	-	-	-
Web動画	-	-	-	-	-	.08**
海外Website	-	-	-	-	-	-
家族・友人の話	.11***	-	.06*	-	-	-

※数値は相関係数である。統計的に有意な数値のみ表示した。 ※*** p<.001, ** p<.01, * p<.05.

的なシチュエーションにより、異なるイメージが形成される可能性が示唆されている。

実際に、中国人留学生の日本人イメージを考察した李（2007）によると、調査対象の大半は日本で差別された経験を持ち、それが日本人に対するネガティブなイメージにつながっているという。それゆえ、今回の調査結果では接触経験と日本人に対する認知・評価との間に有意な相関が見られなかったことは、両者の間に関連性が存在しないというより、一貫した関連の傾向性が見出されなかったと理解したほうが適切だろう。その中で、日本で長期居住の経験

があるサンプルが、日本人に対して高い好感を持ちながらも、日本人をより肯定的に認知・評価する傾向が見られなかったのはやや意外な結果である。その原因の一つとしては、恐らく日本人に対する理解が深まっていく内に、その認知・評価が多面的なものとなり、中では肯定的と否定的な部分が相殺されてしまい、今回の調査結果に反映されたのではないかと思われる。すなわち、理解の深まりにより、認知・評価における偏りが解消され、中庸的なものになっている可能性が考えられる。このような日本人との接触経験と比べ、日本に滞在する間に自ら

体験した、日本の先進的な政治体制や経済の発展ぶり、良好な社会秩序などは直感的なものであり、日本に対するポジティブなイメージの形成につながりやすかったのではないと思われる。

但し、上述のように接触経験と日本（特に国）に対する好意的イメージとの有意な関連性が確認されたものの、現時点では両者の間に因果関係が明確にされていないことを指摘しておきたい。なぜなら、日本に対して好感を持つ人

4.2 「反日教育」に関する検証

学校教育の影響については、「教科書・学校教育」及び「日本語の学習」の2項目を用いて検証を行った。前者は日本の脅威性に対する評価との間に正の相関を示しながらも、日本の先進性や模範作用に対する肯定、更に日本で短期滞在する希望との間にも正の相関が見られた。日本人イメージについては、日本男性の「行動性」及び日本女性の「伝統性」に対するポジティブな評価との間に正の関係を持つことが確認された。上述の接触経験と異なるのは、一般学校教育と教科書の内容は基本的に利用者の能動性と無関係であるため、従って対日イメージの形成との因果関係において曖昧な部分が少ないと言って良い。それゆえ、今回の調査では、学校教育は日本に対する脅威感の増加につながっている可能性が示されていると同時に、全体として日本と日本人双方のイメージ形成にポジティブな影響も与えている可能性が示唆されている結果となった。

では、「反日教育」批判一辺倒のこれまでの観点と矛盾するよう見える上述の結果を如何

が積極的に日本へ渡航し、日本人との友人関係を構築する可能性が排除できないからである。とはいえ、行動者の能動性が比較的低いと思われる「友人ではない日本人との接触」の項目も日本での長期居住志望との間に正の相関が見られ、また、全体として対日イメージとネガティブな関連性を持つ項目がなかったことから、接触行為は対日イメージの形成に負の影響を及ぼす可能性が低いと推察できよう。

に理解すれば良いのか。中国の「歴史」と「国語」教科書の内容分析を行った李（2007）によると、中国の教科書において日中戦争中、日本の侵略行為によって中国社会にもたらされた被害が重点的に言及されている一方で、明治維新後に近代化の道を歩み始め、戦後著しく発展を遂げて「経済大国」に成長した日本に関する諸事情も詳しく紹介されている。これに基づき、今回の研究で学校教育と日本の先進性に対する賞賛や日本の模範作用に対する肯定との間に正の相関が見られたのもうなずけるだろう。また、李（2007）は「大多数の日本人民」について、中国の教科書において「一部の資本家や帝国主義者」と区別され、「好意的に」取り扱われている特徴も言及した。過去の戦争相手の国民であるにもかかわらず、そのイメージと「教科書・学校教育」との間にポジティブな関連性が検証されたという結果は、この点から解釈し得るのではないかと。

無論、学校教育と日本に対する脅威感との間に正の関連性が検証されたのも事実である。こ

の結果は、これまでの「反日教育」に対する批判にも指摘されたように、中国の学校教育（教科書）における過去の戦争に関する記述との関連性が否めないと思われる。しかし上述の考察から総合的に見れば、そのネガティブな影響は非常に限定的なものであると言わざるを得ない。要するに、効果論の観点から言えば、中国の学校教育を完全に日本に対するネガティブな感情を育つものというイメージに収斂させてはならない。

一方、日本語の学習は、対日イメージの15項目の内の12項目と正の相関を持ち、両者の極めて緊密でポジティブな関連性が示されている。但し、日本語学習行為の背後には行動者の

4.3 メディアの影響

メディアの影響については全体の傾向として以下の特徴が挙げられる。テレビに関して、CCTVの影響力が地方と海外テレビを遥かに凌駕し、ニュース報道とドラマがその他のテレビコンテンツより対日イメージとの関連性が強かった。活字媒体においても、地方や一般出版物と比べて政府機関の発行物の影響力が大きく捉えられる。映画項目では、国産戦争映画と海外映画が諸項目において対照的な影響力を示

4.3.1 国営メディアの立場

日本に関する重要な情報源として強い存在感を示した「CCTVのニュース報道」は、一方では、日本への好感と負の相関、また、日本に対する脅威感と警戒感との間に正の相関があるなどネガティブな関連性が明らかにされ、しかし同時に、日本の先進性と模範作用に対する肯

高い能動性が無視できないため、日本語の学習が一方的に対日イメージを向上させると断言できない。実際に、95年に中国の5都市で実施された日中共同調査⁽⁸⁾の報告によると、日本語を第一外国語とする人の学習動機について、「学校の指定する必修科目だから」（40%）を挙げる人が最も多く、次いで「進学のため」や「学びやすいため」、「仕事・研究上の必要があるため」（26%）が「日本が好きだから」（13%）を大幅に上回っているという結果も示されている（劉,1998）。これに基づいて、日本語の学習が肯定的な対日イメージの形成あるいはイメージの改善にポジティブに寄与している可能性が大きいと思われる。

し、この特徴はドラマ項目でも見られた。これらに対して、国内のネットニュースを除き、インターネットのその他の項目による貢献は目立たないレベルであった。また、ラジオと書籍類の利用効果もそれほど顕著ではなかった。この全体像に基づき、本稿は国営メディアと国産戦争ドラマ・映画、海外ドラマ・映画、及びインターネットを取り上げて考察を行いたい。

定、また日本への関心や日本で短期滞在する希望との間にポジティブな相関も示されている。同様の傾向は政府機関が発行した新聞や雑誌にも見られた。すなわち、国営メディアの利用と対日イメージとの関連性は一元的なものではないことが示唆されている。

そもそも、CCTVをはじめとする国営メディアは「党・政府の対日方針・政策を宣伝し、世論に影響を与えることを主な任務としている」（劉, 1998）と指摘されたように、体制的に決められた役目として民間メディアと大きく異なるのは自明である。地方紙や一般雑誌では社会や芸能、スポーツに関する情報が多く取り上げられるのに対して、政治や外交摩擦のような国際問題は、多くの中国人は主として国営メディアの報道を通じて知るようになると考えられる。川竹他（2004）は、社会一般、文化芸術に関する「ソフトニュース」と比べ、戦争・紛争・事件・事故・災害・犯罪などと関連する「ハードニュース」の報道自体は外国イメージ

をネガティブなものにしやすくと主張している。当然、メディアの報道姿勢にも左右されるのだが、国営メディアはその性質上報道姿勢に制約が多いことは否めない。

その中で、国営メディアの利用は日本国の先進性や模範度などの項目と正の相関にあることも注目に値するだろう。実際に、阪神大震災（1995年）と3・11東日本大震災（2011年）に対する中国新聞紙の報道では、機関紙も地方紙も共通して日本の健全な法律制度に基づいた社会秩序や日本国民の集団意識を称賛する姿勢を示したようである（劉,1998；雷,2013）。一例に過ぎないが、そこから中国政府の対日報道の一側面がうかがえるだろう。

4.3.2 「反日ドラマ・映画」の真相と「日本ドラマ・映画」の魅力

これまで批判を浴びてきた中国の国産戦争ドラマ・映画、所謂「反日ドラマ」と「反日映画」について、今回の調査結果では、その視聴行為と対日イメージとの間に負の相関が確認された。すなわち、先行研究に指摘されたこれらの作品における日中戦争や日本軍人に関する描写は、中国人の日本に対する脅威感と警戒心、日本男性に対するネガティブな評価、更に日本（国・人）への嫌悪感をもたらしたことが否定できない結果となっている。

但し、留意すべきなのは、この負の関連性は全項目において一貫しているわけではなく、日本の先進性と模範作用との間に正の相関も見られたことである。また、日本人イメージとの関連性では、日本男性と女性との相違に注目されたい。とりわけ日本男性の「人間性」に対するネガティブな評価と「行動性」に対するポジ

ティブな評価ともに国産戦争ドラマ・映画の視聴と相関していることは興味深い。これを理解するには近年の作品における戦争描写に現れた新たな特徴を確認する必要がある。実のところ、80年代以降は、日本軍の残虐な侵略行為に重点をおいて批判した過去の作品とは異なり、「戦争の悲惨さと無意味さを訴え、反戦を掲げる」（劉,1998）ものが増えてきた。その中に登場した装備優良で高い戦闘力をもつ日本軍隊や、武士道精神を重んずる軍人たちはこれまでの矮小化された愚かで滑稽な日本兵と一線を画すことができる（江,2013b）。この変化は日本男性に対する「行動性」と「人間性」の評価における相反するイメージの形成に寄与しただろうと考えられる。それに対して、日本女性イメージとメディア利用との間に全て正の相関が認められた。このような好意的なイメージの

形成には、中国の戦争ドラマ・映画、特に80年代の作品において極端に好意的に作り出された「美貌」と「剛柔兼備の性格」を有する「理想的な」日本女性像（江，2014b）が大きく貢献していると思われる。無論、これらの人物像の生産と消費は中国社会の政治・文化的背景と結びつけて語る必要があるが、いずれにせよ、中国の戦争ドラマと戦争映画を、必ずしも単純な「反日」イメージを醸成する要因と定義すべきではないのだろう。

他方、海外ドラマ・映画の視聴は対日イメージの諸項目とのポジティブな関連性も際立って見られる。実際にこれまでの研究に言及されている日本ドラマ・映画の中国での人気、また中国に輸入された各国のドラマ・映画の数量⁽⁹⁾から考えても、中国人の対日イメージの形成において日本のドラマと映画が大きな影響を与えたことは想像できる。劉（2006）の考察によると、70年代末期に中国で一般公開された『君よ憤怒の河を渡れ』（佐藤純彌監督、1976年）や『愛と死』（中村登監督、1971年）

4.3.3 インターネットへの期待

2000年以降、インターネットが中国で急速に普及し始め、2012年12月31日時点でのユーザー数は5.64億に達している⁽¹⁰⁾。伝統的マスメディアが中国政府の代弁者として批判を受け続ける中、インターネットは検閲を突破し、言論の自由を保持できる革命的な存在として期待が寄せられている（石、2011）。今回の調査結果では、ネットニュースと動画の利用は対日イメージとポジティブな相関を持つことが確かに確認されている。但しこの結果に関しては個人

をはじめとする数々の日本映画は「社会現象になるほどの熱狂的な人気を巻き起こした」という。その中に映し出された「資本主義社会の物質的な豊かさ」やモダンなライフスタイル、主人公の「洗練されたファッション」が、長年政治運動の混乱に巻き込まれていた当時の中国人に想像を絶するほどの衝撃を与えたようである。80年代後半になると、テレビの普及によって日本製ドラマが広く受容され、CCTVで放送された『おしん』や『赤いシリーズ』に描かれた「勤勉、質素、仁愛、忍耐強い」女性主人公が、中国人の日本人理解に大きな影響を与えたと言われている（劉、1998）。90年代以降も、日本のトレンドドラマが現代の都市生活、若者の恋愛、仕事、流行を一種のモデルとしてタイムリーに中国の新興ホワイトカラー層に示したと指摘されているように（劉、2006）、中国人が抱く現代日本、特に現代日本人イメージの形成において、日本ドラマ・映画の果たした役割は非常に重要で、無視できない存在である。

の好みで情報を取捨選択するというユーザーの能動性による影響を完全に排除することができないため、インターネットの影響を単純に評価してはならない。また、中国ネット上の「反日」サイトの存在を懸念する意見も少なくないが、現時点ではその利用効果が検証できていない。ネットユーザーはインターネットを通じて日本に関する多種多様な情報に接することができ、特にSNS・ブログのような個人発信のサービスではこの特徴がより顕著である。今回の

調査で、対日イメージとSNS・BBS・ブログの利用との間に有意な関連が見られなかったものの、それは当該項目の利用者数が少なかったのも一因といえ、更には、イメージの形成に及ぼした影響が一定の方向性を持っていない可能性、所謂相殺効果も考えられる。インターネットの更なる普及が予想される今後、ネットユーザーを対象に改めて調査研究を行う必要があるだろう。

上述の「直接接触」と「学校教育」、「メディア」と比べ、家族や友人との会話という対

5. おわりに

以上、本稿は2012年に中国で行ったアンケート調査の結果に基づき、中国人の抱く対日イメージが形成されるプロセスにおいて情報源が果たしている役割を検討した。本論は社会心理学分野における「イメージ」の定義を再確認し、日本の国と国民に対するイメージ、また国民イメージにおいて日本男性と日本女性イメージを区別して「認知」と「評価」、「感情」、「行動意図」という4要素から定義された「対日イメージ」の15項目と、「直接接触」と「学校教育」、「メディア」、「対人コミュニケーション」の4カテゴリー、合計31項目の情報源利用との関連性を実証的に考察した。結果として、以下のことが明らかになった。

まず、直接の接触経験と対日イメージ、特に国としての日本に対する好意的なイメージとの間に正の相関が見られたが、現時点で大多数の中国人は依然として間接の情報源、主としてマスメディアに依存して日本に関する情報を得て

人コミュニケーションの項目は、日本国の先進性、日本男性及び日本女性に対するポジティブな評価との間に正の相関が見られたが、しかしその影響力は日本に対する「認知・評価」の段階にとどまっており、「感情」と「行動意図」要素まで影響が見られないのが特徴である。この意味で、中国人の日本に対する「感情」や「行動意図」は対人コミュニケーションによって容易に左右されるものではない可能性が示唆されている。

いることがわかった。すなわち、直接接触は中国人の日本認識においてポジティブな役割を果たしているものの、未だにこの情報手段が十分に利用されているとは言えない。無論、渡航する際にビザの発行や滞在費用など現実の問題が存在する。しかしこれらの問題がもし解決できれば、直接接触は最もストレート且つ有効な手段として期待できるのではないと思われる。

また、本稿はこれまで「反日」感情を醸成する源とみなされる学校教育や国産戦争ドラマ・映画と対日イメージの関連性を検証した。確かに、これらの情報源と対日イメージにおけるネガティブな部分との間に有意な相関が認められ、特に戦争ドラマの視聴は対日（国・国民）好感度に負の影響を与えていることが明らかにされた。しかし、分析結果から見れば、これらの情報源は完全にマイナスな対日イメージを作り出しているとは限らない。例えば、日本の先進性や模範度、また日本女性に対する賞賛との

間に正の相関も見られた。それゆえ、この3つの情報源に単純に「反日」のラベルを貼るのは妥当とは言えないだろう。それに対して、日本ドラマ・映画が対日イメージの形成に与える影響は確実にポジティブなものであると捉えられる。

但し、上述のように情報源利用と対日イメージの諸項目との間に有意な関連性が確認されたものの、相関係数で言えば、0.1前後にとどまるものが多いことを強調しておきたい。すなわち、中国人の対日イメージは、複合的な情報環境において形成された多面的なものであると捉えられ、その形成要因を個別の情報源に帰すると考えることには無理があると結論づけすることができる。従って、「反日」であると問題視されてきた中国の国産戦争ドラマ・映画、また学校教育に対する批判は過剰評価のではないかと思わざるを得ない。

ところが、今回の考察はサンプルの属性変数を統制したうえで行ったものであるため、全体の傾向性がある程度把握できたとはいえ、属性別に更に検討を深める必要があると考える。例えば、学歴が上がるにつれ、戦争ドラマの重要性が下がっていく結果から、教育レベルによって日本に関する情報源も、当然対日イメージも異なっていることが示唆され、すなわち、高学歴者の割合が高くなると、社会全体の対日イメージにおいて変化が生じる可能性を継続的に観察しなければならない。その他、本研究は情報源の利用状況と対日イメージとの関連性を考察したが、各情報源（特にメディア）の具体的な内容に対する分析は十分とは言えない。これらを今後の課題として中国人の対日イメージの形成プロセスに関する研究を進めていきたい。

註

- (1) 調査を計画する段階で、農村部での実施も予定していたが、予備調査の結果に基づいて今回の調査は教育レベルが比較的低い農民層にとって困難であると判断し、都市部のみでの実施にした。都市部では、各年齢層のサンプルを集めやすい大型集合住宅で実施した。華東、華南、華中、西南では社区のビル番号、階数、部屋番号の偶数のものを抽出し、調査員（雇用した現地の大学生、華中と西北では現地の調査会社の協力も得た）が対象世代を訪問し、18歳以上（中国の法定成人年齢）の常住人口の人数分の調査票を配布して当日また翌日に回収した。東北、華北、西北では調査員の人数や実施期間など実際の状況に制約されたため、集合住宅の住民管理委員会の協力を得て集合調査を行った。
- (2) 各地の有効回収数及び回収率（江蘇省と広東省、江西省はアタック成功率となる）は以下の通りである。遼寧省169票（78.2%）、河北省159票（64.4%）、江蘇省212票（52.6%）、広東省112票（58.3%）、江西省227票（62.3%）、重慶（直轄市）114票（57.6%）、陝西省159票（71.3%）。
- (3) 男性44.1%、女性54.1%、無回答1.8%。18～83歳（10代0.7%、20代42.8%、30代31.3%、40代13.3%、50代8.9%、60代以上2.5%、無回答0.5%）。「小学校」（1.2%）、「中学校」（5.1%）、「中専（中等職業専門学校）」（10.0%）、「高校」（13.2%）、「大専（高等職業専門学校）」（28.6%）、「大学」（34.3%）、「修士」（6.6%）、「博士以上」（0.7%）、無回答0.3%。
- (4) 中国第六次人口調査（2010年11月～2011年4月に実施）によると、中国大陸の人口年齢分布は、「0～19歳」24.1%、「20～29歳」17.1%、「30～39歳」16.2%、「40～49歳」17.3%、「50～59歳」12.0%、「60歳以上」13.3%であり、学歴構成は「大学」8.9%、「高校」14.0%、「中学校」38.8%、「小学校」26.8%となる。但し、地域間また都市部と農村部とのバラツキが非常に大きいことに留意されたい。
- (5) SD項目は、左端にポジティブな項目で、右端にネガティブな項目となる。五件法で測定されている。例えば「先進的（1点）～

後進的(5点)」の場合は、得点が高くなるほど「後進的」であると評価されていることを意味する。

- (6) 「1」.日本男性(女性)があなた・あなたの家族と結婚する」、「2」.日本男性(女性)があなたの子どもの学校の先生になる」、「3」.日本男性(女性)があなたの家の近くに住む」、「4」.日本男性(女性)がレストランやバスなど公共の場所でああなたの近くに座る」、「5」.日本男性(女性)があなたの同僚になる」合計10項目を設置した。各項目の得点を加算して得た平均値を「日本男性に対する行動意図」と「日本女性に対する行動意図」得点として分析に使用した(α 信頼性係数は0.92と0.93となる)。
- (7) 主因子法・プロマックス回転、固有値1以上の基準で因子抽出。数値は反転後の因子負荷量である。全項目は五件法で測定したため、平均得点が3.00以下の項目に対して反転処理を行った。(反転後)と標示した項目は、反転処理したことを意味する。

日本国項目	因子 I	因子 II
平和的-好戦的	.88	.13
信頼できる-信頼できない	.82	.01
国際社会に貢献的-国際社会にとって脅威である	.80	-.07
男女平等-男女平等ではない	.71	.04
安全-危険	.50	-.23
貧しい-豊かな(反転後)	.10	.94
後進的-先進的(反転後)	.12	.89
文化が乏しい-文化が豊かな(反転後)	-.29	.54
保守閉鎖な-自由開放な(反転後)	-.30	.40
固有値	4.07	1.92
α 信頼性係数	0.86	0.80

日本男性項目	因子 I	因子 II	日本女性項目	因子 I
不真面目な-真面目な(反転後)	.98	.18	不真面目な-真面目な(反転後)	.84
愛国心が弱い-愛国心強い(反転後)	.90	.21	狡猾虚偽-誠実真摯(反転後)	.84
忍耐力が弱い-忍耐力強い(反転後)	.84	.10	傲慢な-謙虚な(反転後)	.81
怠惰的-勤勉的(反転後)	.75	.01	退廃な-向上的(反転後)	.80
汚い-清潔な(反転後)	.69	-.12	汚い-清潔な(反転後)	.79
退廃な-向上的(反転後)	.66	-.19	凶悪な-優しい(反転後)	.79
愚かな-聡明な(反転後)	.59	-.24	教養性が低い-教養性が高い(反転後)	.78
個人主義-集団主義(反転後)	.59	-.20	冷淡な-親切的な(反転後)	.77
反抗的-服従的(反転後)	.58	-.07	愚かな-聡明な(反転後)	.76
教養性が低い-教養性が高い(反転後)	.51	-.32	心が狭い-心が広い(反転後)	.76
優しい-凶悪な	-.12	-.92	忍耐力が弱い-忍耐力が強い(反転後)	.74
誠実真摯-狡猾虚偽	-.01	-.87	怠惰な-勤勉な(反転後)	.74
平和的-好戦的	-.16	-.85	愛国心が弱い-愛国心強い(反転後)	.73
心が広い-心が狭い	-.00	-.83	好戦的-平和的(反転後)	.73
親切的な-冷淡な	.10	-.72	個人主義-集団主義(反転後)	.72
陽気な-陰気な	.04	-.71	陰気な-陽気な(反転後)	.71
謙虚な-傲慢な	.12	-.67	頑固強硬な-柔軟な(反転後)	.70
柔軟な-頑固強硬な	.34	-.40	反抗的-服従的(反転後)	.68
固有値	9.20	2.28	固有値	10.84
α 信頼性係数	0.93	0.90	α 信頼性係数	0.96

- (8) 1995年1月~3月に日本国立国語研究所と中国人民大学の共同研究で中国の北京市、大連市、西安市、ウルムチ市、唐山市で実施した調査。サンプル(778名)の47.3%が日本語学習経験者。
- (9) 1980年から90年まで、中国で放送された日本ドラマは38本、アメリカ(45本)に次いで第2位(劉,1998)。2005年~2011年の間、中国で輸入許可された海外ドラマの内、日本ドラマ合計43本、香港、台湾、韓国に次いで多い(JRTEO『中国コンテンツ市場調査2012』)。また1978年~91年、日本映画合計81本、年間平均7本が中国で一般公開された(劉,2006)。現在テレビとインターネットの映画チャンネルでの公開や、ウェブ上やDVDなどのルートを通じて流通している日本映画・ドラマは完全に把握できないほど大きな数にのぼると考えられる。
- (10) 中国互聯網絡信息中心CNNIC (<http://www.cnnic.net.cn>)、2014年1月12日現在。

参考文献

- 石平 (2011) 『中国ネット革命』 海竜社
- 稲増龍夫 (1982) 「直接接合の効果」 辻村明・金圭煥・生田正輝編 『日本と韓国の文化摩擦—日韓コミュニケーション・ギャップの研究』 出光書店
- 川竹和夫・杉山明子・原由美子 (2004) 「日本のテレビ番組の国際性」 『放送研究と調査NHK放送文化研究所年報』 48,213-250.
- Krech, D. & Crutchfield, R.S., Ballachey, E.L. (1962) *Individual in society*, McGraw-Hill.
- 江暉 (2013a) 「中国における日本イメージ及びその構造モデルに関する検討」 『情報学研究・調査研究編』 29,221-249.
- 江暉 (2013b) 「『対立』から『対話』へ—中国の戦争映画に描かれる日本人像に対する考察」 『中国研究論叢』 13,125-144.
- 江暉 (2014a) 「中国人の『外国認識』の現状図—8ヶ国イメージ比較を通じて日本の位置づけに焦点を当てて」 日中関係学会第2回宮本賞最優秀賞受賞論文
- 江暉 (2014b) 「『美』と『哀』—中国の戦争映画に描かれる日本女性像について」 (『中国研究論叢』 14号に掲載予定)
- 榊博文 (2004) 「態度と態度変容」 青池慎一・榊博文編 『現代社会心理学』 慶応義塾大学出版社
- R.B.Zajonc (1968) Attitudinal effects of mere exposure, *Journal of Personality and Social Psychology* (9) ,1-27.
- 武田雅哉 (2005) 『『鬼子』たちの肖像—中国人が描いた日本人』 中央公論新社
- 古森義久 (2001) 『日中再考』 産経新聞ニュースサービス
- 龐井君 (編) (2012a) 『中国広播電影電視発展報告2012』 社会科学文献出版社
- 龐井君 (編) (2012b) 『中国視聴新媒体発展報告2012』 社会科学文献出版社
- 御堂岡潔 (1990) 「文化集団のイメージ：マス・レベルにおける文化理解」 大坊郁夫・安藤清志・池田謙一編 『集団から社会へ』 誠信書房
- 水谷尚子 (2005) 「抗日戦争映画最新反日ドラマで中国共産党が創る極悪なる日本兵」 『諸君』 37,54-68.
- 宮本聡介・太田信夫 (2008) 『単純接合効果研究の最前線』 北大路書房
- 雷紫雲 (2013) 「東日本大震災をめぐる中国の新聞報道についての考察」 『国際広報メディア・観光学ジャーナル』 16,105-124
- 李洋陽 (2007) 「中国人の日本人イメージとその形成要因」 東京大学文学部大学院人文社会系研究科博士論文
- 劉志明 (1998) 『中国のマスメディアと対日イメージ』 エピック
- 劉文兵 (2006) 『中国10億人の日本映画熱愛史』 集英社



江 暉 (こう・き)

【生年月】 1982年10月生まれ

【出身大学または最終学歴】 東京大学大学院学際情報学府修士課程修了

【専攻領域】 社会情報学、異文化コミュニケーション学

【主たる著書・論文】 (3本まで、タイトル・発行誌名あるいは発行機関名)

(共著) 「北京五輪に関する東大生、精華大学のメディア接触とその影響」 (2009) 『東京大学大学院情報学環・調査研究紀要』 No.25, pp.25-72、「中国における日本のイメージ及びその構造モデルに関する検討」 (2013) 『東京大学大学院情報学環・調査研究紀要』 No.29, pp.221-249、「『対立』から『対話』へ—中国の戦争映画に描かれる日本人像に対する考察」 (2013) 『中国研究論叢』 No.13, pp.125-144.

【所属】 東京大学大学院学際情報学府博士課程、桜美林大学北東アジア総合研究所客員研究員

【所属学会】 マス・コミュニケーション学会、日本社会学会、日本社会心理学会、日中関係学会、異文化コミュニケーション学会

The Effect of Information Sources on Modern Chinese Images to Japan

Jiang Hui*

Abstract

Based on a survey conducted in 2012 at China, this paper empirically discussed how information sources affect the Chinese images to Japan. According to the criticism towards the “Anti-Japanese Sentiment” in current China society, this study covered four elements: “Recognition”, “Evaluation”, “Emotion” and “Behavior”, on the basis of the definition of “Image” in social psychology. In addition, study objects are categorized into Japan nation, Japanese male and female residents. Moreover, four types of source information, such as “Direct Contact”, “School Education”, “Media” and “Interpersonal Communication”, included a total of 31 items according to the development and usage of media at China. In particular, this paper set up individual investigation items about “Anti-Japanese Education”, “Anti-Japanese TV Dramas” and “Anti-Japanese Movies” that were criticized severely in previous studies.

Initially, it is obvious that the most of Chinese people at present are relying on various information sources, especially the media, to get information about Japan. On the other hand, as the result of the consideration to find out the relationship between the usage of information sources and the images to Japan of Chinese, it shows that there are certain kinds of relevance between them, however, the tendency is unidentified there. In conclusion, it is unreasonable to consider the formation of modern Chinese images to Japan only from single information source. It needs to be perceived as a pluralistic product formed in a complex information environment.

Doctoral Course, Graduate School of Interdisciplinary Information Studies, the University of Tokyo

Key Words : Images to Japan, Information Sources

時間意識の近代

一元号、皇紀、新暦を素材として一

Modernization of Consciousness on Time in Japan
-A Case Study of Name of Era, Imperial Periodization and New Calendar-

鈴木 洋仁*

Hirohito Suzuki

1. はじめに

本稿は、明治初期の日本語圏における時間表象の複数性を観察することを目的としている。時間をめぐる表象を題材にして近代の日本語圏における重層性や錯綜を見る。日本語圏の時空間における近代の生きざまを探る営みである。江戸期から明治期への移行にあたっては、元号、神武天皇紀元、暦、という3つの時間表象の変更が同時ではなかった。本稿は、まずこの単純な事実を確かめる。そしてこの作業は、日本近代は単純ではなく複雑で厄介な対象であるとの認識に基づいている。なぜか。それには2つの理由がある。(1) 時間に関して近代社会は統一された社会であり、さらにその統一の仕方もまた統一されている、という伝統的な近代化論が魅力を失ったこと(佐藤1998)。そして、(2) 明治維新とともに時を支配する天皇制が始まったという議論への疑義、この2点である。つまり、近代化にあたって、外在的な制度を取り入れたことと、天皇制による知識の面からの支配によって、一斉に変化したのだとす

る見方それ自体の相対化を目指しているからである。そして、この厄介な事態、錯綜に向き合うのが学知なのである。

そこでまず次章で先行研究を概括し、それらとの差分を示すことによって本稿の意義を明らかにする。次に、改元、皇紀の導入、改暦、という3つの時間表象の変化それぞれの特徴を記述する。すなわち、元号、皇紀、新暦のそれぞれについて、これらの時間表象が突然導入されたものではなく、一定の先行過程を前提にして可能になったものだと示す。そして、近代天皇制によって全てが変わったとする言い方それ自体が、実は西暦的な時間感覚に基づく、ゼロ地点からの積み重ねという考え方に強く影響されている点を示す。そして最後に今後の議論の展開可能性として、従来の近代化論の陥穽と、そこからの脱出の方途という視点において、近代以前の時間表象との比較が求められている、と説く。

*東京大学大学院学際情報学府博士課程

キーワード：元号、近代化、時間意識

2. 先行研究の検討

「明治」に関する先行研究は膨大だ。三谷博が整理するように「維新に関する歴史叙述や史料編纂は、ほぼ同時代に始まっている」（三谷2010:179）ため、維新研究の歴史じたいが、すでに150年におよぶ¹。

本稿が目指す時間表象の探索に関する先行研究を、2つに分けてみよう。

ひとつは制度をめぐる議論であり、もうひとつは知識やイデオロギーに関する議論である。前者を眼に見える具体的な次元に、後者はその背景となった抽象的な次元に、それぞれ着目する論である。

前者の代表例として、西川長夫（2012）を見てみよう。西川は、明治の改暦をフランスの革命暦と比較し、「実用的実利的であった」（西川2012:41）と位置づける。その上で、鉄道開通、学制の公布、日本政府郵便汽船会社の設立、富岡製糸工場の開業、神武天皇即位紀元の制定、徴兵令の発布といった、近代化にむけた制度の整備が明治5年1年間に行われた点に注目する。そして最後に、「神武天皇即位日の決定は、天皇制にもとづいた新しい祝祭日の制定と同時に、近代的な時間が遠い過去における神話的時間をも支配しはじめたことを意味する」（西川2012:43）と結論づける。西川は、いくつものシステムの導入が、天皇制による時間支配に行き着く点を指摘し、そして、それを批判する。

西川と同様にさまざまなシステムの変化に焦点を当てた先達として、時計の誕生が人々の時間意識に及ぼした影響について考察した

角山栄（1984）や、明治初期の日本をめぐる歴史記述から改暦の意義を解明した岡田芳朗（1994）、時間だけではなく徴兵制や公衆衛生等における標準化と均質化がもたらす秩序を説き明かした成沢光（1997）、また、時間への正確さが形成される過程を採った橋本毅彦・栗山茂久（編）（2001）や、その問題意識を敷衍した西本郁子（2006）が挙げられる。

あるいは、後者の、知識やイデオロギーに関する先行研究として、李孝徳（1996）を例示してみよう。李は、「風景の変容と近代的メディアの成立と国民国家『日本』の顕現とは、互いに互いの成立を条件付け合いながら連関・連結しつつ生じた事態」（李1996:256）と定義する。だから、「（近代）天皇制という政治形態すらがその近代的メディアのつくる循環作用に浸潤することで成立し、その権力構造をつくり上げ、さらに近代的メディアのネットワークを強化していった」（李1996:257）（原文ママ）と述べる。このように李は、天皇制を頂点とする権力構造によって近代的な国民国家の支配が始まったと説く。

李と同様に時間表象の背景にある知に関して展開した先駆者として、近代の日本語圏だけではなく、古代・ユダヤ・ギリシャを含めた4つの時間意識を鮮やかに対比した真木悠介のモノグラフ（真木1981）がある。そして、文学や歴史をめぐる「国民の物語」において、いかなる歴史意識が見られたのかを多様な視点から考察した論文集・小森陽一・高橋哲哉（編）（1998）や栗原彬・小森陽一・佐藤学・吉見

俊哉（2000）がある。加えて、歴史学の歴史＝史学史の観点から、近代日本語圏での時間に関する変化の意義を探った成田龍一の一連の著作（成田（2001）（2006）（2012））がある。

こうした先行研究、とりわけ、本稿で引用した西川と李については、それぞれ制度と知識を対象としていながらも、ともに、日本語圏における近代的が天皇によって一元的に支配されたとする観点に立っている。明治初期において、いっぽうではシステムの側面で、他方ではそれを支えるイデオロギーの側面で、近代的な時間表象が唐突に導入されたという立場に西川も李も立っていること、そして2人がその理由を天皇制に見ていることを指摘できる。さらには、西川と李は、そうした天皇制を批判しており、おそらくは、そうではない社会（たとえば共和制に基づく政体）の方が望ましいとすら述べているかに見える。

先行研究は、制度や知識を生み出したものが天皇制であったとしているのに対して、本稿

3. 「一世一元」という時間支配

「明治」という元号は、慶應4年9月8日、『周易』説卦伝の「聖人南面而聴天下、嚮明而治」＝「聖人南面して天下に聴き、明に、嚮いて治む」を出典として、いくつかの年号候補の中から、天皇が籤を引いた上で選んだ（佐々木2005）。

歴史学者の所功は、この「改元」の特色を、「西洋的な革命（revolution）をめざすのではなく、本義への復活（restoration）と現状に

は、元号、皇紀、新暦のそれぞれについて、これらの時間表象が、天皇制に基づいて突然導入されたものではなく、一定の先行過程を前提にして可能になったものであることを示す。本稿が先行研究との差分として示したいのは、前章で提示しているように、①近代化論の相対化、②天皇制を用いない解明、の2点である。日本語圏が近代社会と呼ばれるに至る変化は、外からの強引な制度の導入や、天皇制という強権的な支配者によってもたらされたのだ——と、単純に割り切れないのではないか。これこそ、先行研究との最も大きな差分として示す点にはかならない。日本近代は天皇制の否定／肯定、という単純な二分法によって理解できないにもかかわらず、あたかもそのように理解できるかのように語られてきた点の相対化にこそ本研究の意義があり、また同時に、先行研究を批判する理由がある。

このためにまずは、この天皇制と時間表象の関係、すなわち、明治への改元に際して導入された「一世一元」について検証する。

対する革新（renovation）の両面をあわせもっている」（所1996:177）と定義している。そして、明治改元について次のように位置づける。

年号は本来、帝王の即位紀年に漢字の年号を冠したものであるから、「吉凶之象兆」（祥瑞・災異の現象や辛酉・甲子の革年など）による迷信的な改元を廃止することによって本義の「一世一元」（御一代一

号)のみに純化し、それを今後の「永式」として内外に布告したのは、まさに年号制度の復古と革新を同時になしとげた画期的な出来事とってよいと思われる(所1996:178)。

所がこのように述べる理由は、以下の経緯に基づいている。

明治天皇の先帝・孝明天皇の崩御は、慶応2年12月25日(太陽暦1867年1月30日)。旧暦で年が明けた慶応3年正月9日、当時数え年で16歳の睦仁親王が踐祚する。正式な即位と改元は、その1年9か月後の慶応4年9月8日にまでずれ込む。江戸時代の通例では、踐祚後ほぼ1年を経てから即位と改元が行われていたが、それよりも9か月遅れての実施であった。これは、先帝の定めた年号を途中で変更する方が礼儀に反するという思想に基づいていた。

明治期において一世一元を主張した中心人物は岩倉具視だが、構想自体はその百年近く前から見られた。大坂の中井竹山や、その弟子・山片蟠桃、さらに、水戸藩の藤田幽谷といった数名の学者によって提唱されていたのである。さらに、西欧君主国の文書にあった国王即位紀年に岩倉が触れることによってその採用が容易になった面、そして、中井や山片、特に藤田の主張などの理論的根拠が、木戸孝允などを通じて、岩倉具視に伝わった可能性を所は指摘している(所1996:179-184)。

中世や近世においては、災害を契機にした災異改元が頻発しており、たとえば、堀河天皇朝では在位22年間に7回も行われていた。「明治」の直前にも、ペリー来航の嘉永6年からの

15年間で6回も元号が変わっていた。実生活上の便宜を図る上でも、こうした頻繁な改元をやめる機運は、元号が「明治」に改まるとともに高まっていた。

だからこそ、この「一世一元」を「年号制度の復古と革新を同時になしとげた画期的な出来事」と所は評するのである。学者たちの知識が基礎づけとともに、実用的な必要にもとづいて制度的な側面があらためられたのが、「一世一元」だったのである。

ここで着目したいのは、所が述べるように「一世一元」が「幕末(慶應四年)に至って急に出てきた考え方ではない」(所1996:143)点だ。山崎闇斎や新井白石といった江戸前期の学者だけではなく、中井竹山や藤田幽谷といった江戸後期の学者たち、とりわけ、後期水戸学を代表する藤田が、一世一元を唱えた様子が興味深い。しかも、藤田は「大日本史」の編纂を担っており、寛政3年(1791年)の時点で、中国の明における一世一元を参照し、日本での導入を訴えていた(所1996:182)。日本の歴史記述を担った中心人物が、学問的な知識に則って、「一世一元」を唱える。後期水戸学という日本独自の学知を目指し、具現化していた人物が、歴史を記述するとともに、「一世一元」を提唱していたところにこそ意味があるのではないか。

その意味とは、後期水戸学と国学が密接な相互の影響関係をもっていた(梶山1997)ように、歴史記述と日本の起源への探究が合流する地点において、「一世一元」が見られた点にあるのではないか。吉田俊純は、「水戸学は明治維新の思想的推進力であった」と指摘した

上で、尊王思想と道徳論という「二重双頭の構造」の重視を促している（吉田2003:215）。また、遠山茂樹は、幕末における水戸学の本質を「解体に瀕する幕藩制秩序の再建をめざすもの」と定義し、「慶應年間に至って、尊王と攘夷は、表向きは、いよいよ強調されながら、内実は倒幕のための戦術的スローガン化された。このことによって、尊王攘夷運動は、統一権力樹立のための倒幕と富国強兵のための開国をめざす運動に発展できた」と分析している（遠山1992:168-171）。

後期水戸学は、天皇を尊び、道徳に重きを置くことによって、崩れつつあった江戸末期の秩序を立て直そうとした。その後期水戸学は、日本に古くからある伝統を重視する国学と、互いに影響を及ぼしあっていた。こうした思想的な流れの中で、「一世一元」が唱えられてきたのである。

江戸期から明治初期への移行にあたって見られるのは、西川長夫が唱える「近代的な時間が遠い過去における神話的時間をも支配しはじめた」性格や、李孝徳が見出す「（近代）天皇制という政治形態すらがその近代的メディアのつくる循環作用に浸潤する」（原文ママ）仕組みではない。江戸末期の知識体系に内在した運動として「一世一元」が浮上した点にこそ、着目すべきではないか。明治期への移行を象徴する「一世一元」の制定は、近代化に伴って突然用意された外在的な権力装置ではなく、後期水戸学と国学という、日本語で営まれていた学知によって準備されたのである。

このように述べる理由は、「一世一元」が皇室典範に明文化されるのが、明治改元直後どこ

ろか、その終焉間近の明治42年に至った点からも補強できる。もし西川や李が主張するように、天皇制という制度の設計が権力構造をつくり上げたのであれば、「一世一元」もまた同じように法律等のかたちで、はっきりと打ち出されなければならなかったはずだ。実際、天皇や皇族に関しては、明治22年に「皇室典範」として法制化されたのであり、「一世一元」も同時に明文化されてしかるべきではなかったか。にもかかわらず、導入から42年、「皇室典範」制定からも20年ものタイムラグが生じた理由は、後期水戸学と国学という日本固有の知的営為が「一世一元」の理論的背景となったからである。

加えて言えば、知識階級以外の層にとってもまた、わざわざ明文化しなくても違和感なく受け入れられるほどに、「一世一元」は慣れ親しんだ考え方だったからだ。

制度の導入が時間支配をもたらしたのではなく、既にあった思想的潮流こそ、「一世一元」の導入にあたっての大きな背景となったのである。

このことは何を意味しているのだろうか。

いっぽうでは、日本に固有の知的な営みが、自らの内部において既に起源から積み重ねる時間意識を有していたと捉えられるかもしれない。しかしながら、尊王と道徳の重視を旨とする後期水戸学と、古代からの伝統に重点を置く国学、その2つの学知が合流する地点において「一世一元」が、それも近代の入り口にあたって唱えられたということは、この変化への対応として、天皇と徳と伝統が呼び出された事態なのである。もともと起源から時間を積み上げる

意識が確固として根付きそして広まっていれば、わざわざ「一世一元」を唱えなくても、疾うの昔に導入されていたに違いない。が、既にあった思想的な流れが、このとき、つまり、近代化にあたって浮上してきたのは、まさにそれへの対応としての側面にほかならない。

「元号」の次に見るべきなのは、時系列で言っても、そして、内在的に言っても、神武天皇紀元、すなわち、皇紀²と呼ばれる時代区分だ。さらに、その直後に、太陰暦から太陽暦への改暦が行われた点でもこの時間表象は注目に値するのである。

4. 「神武天皇御即位紀元（皇紀）」による神話的時間の挿入

明治2年4月、改元からわずか半年を過ぎたばかりのころ、刑法官権判事・津田真道は、「年号を廃し一元を可建の議」なる議案を公議所に提出する（大久保1986）。津田は、この議案提出以前から、「我国鎌倉以遷の形成、天皇の下に將軍あり専ら国政を執り大権を握る。あたかも国に二王あるが如く人に二頭あるが如くははなだ体裁をなさざる事にて国体よろしいを得ざるなり」（津田2001:277-280）として、王政復古こそ、こうした「二頭」状態からの脱却と捉えていたのである。だからこそ、津田は議案の中で次のように主張する。

年号は本歳月を紀する為に、設けたる者なれ共、其弊や一代数号あり、煩雑の極み遂に年号ばかり聞ては、用意に弁識し難きに至れり、明清に至り此弊を矯て、一代一号とせし如く、此度御一新に就て、御改正被仰出、一等簡便になりたれ共、猶未可なりと思う、其故は、目今世界万国と御交際の秋、西洋諸国は皆彼教祖生年を以て、元を紀し、千八百幾年、（中略）皇国に於ても此度、御一新の秋を好機会とし、樞原の聖世御即位の年を以て、元を建、

百万世是を用いたまわば、紀伝歲月簡易明亮ならん事、論を待たざる所なり（津田2001:280）。

他の国学者たちも「改元」では不十分だと不満を抱き、キリスト教暦やイスラム暦を上回る神国として喧伝すべきだと主張していた（古川1998）。その後押しもあり、津田の議案は、明治5年11月15日太政官布告による「神武天皇御即位紀元（皇紀）」として結実する³。

「一世一元」と同じくこの「皇紀」にも前史がある。神武天皇即位2500年にあたる天保11年（1840年）に国学者の大国隆正が、「中興紀元」を提唱している（芳賀・佐伯（校注）1973:415）（岡田1994:255）。さらに外国からの脅威を受けた攘夷運動が尊王に結びついた側面も指摘できる。もとより、いわゆる王政復古の号令には「神武創業の始めに原づき」とあるように、明治天皇とそれ以前の天皇との違いを強調するにあたって「神武」が呼び出されていた。

こうした事態について、フランスの日本研究を代表するフランソワ・マセは次のように問う。「神武天皇の即位の年月日が中国の辛酉の

革命説に基づいていることをはっきり認識した上で、皇紀を定めた明治の識者たちが、完全に作られた歴史の構築を意図することにどんな意味があったのか」（マセ1997:60）と。そして、「これらの動きと並行して、明治における近代日本の国家建設のために、歴史学を初めとするヨーロッパの諸科学をとり入れるための甚大かつ不自然とも言える過去に例をみない努力が行われていたにもかかわらず」紀元を導入した理由は、「明治の識者たちの考えでは、日本の近代化には『古事記神話』よりも『歴史』そのものの改善こそが急務として認識されていたこと」（マセ1997:60）にあるとする。

マセは、明治国家建設にあたっての歴史学等の近代的な知識の導入と、紀元の制定という日本固有の歴史への遡及が、逆方向のベクトルを描いている点に着目し、「にもかかわらず」という逆説を用いている。しかしながら、事態は次の2つの点でマセの認識と重なりつつ少しズレているのではないか。

まず1点目。「ヨーロッパの諸科学をとり入れるための甚大かつ不自然とも言える過去に例をみない努力」が費やされれば費やされるほど、日本の独自性、あるいは、土着性の探究が行われることは、尊王攘夷やそれを準備した国学の潮流から考えれば、きわめて自然な事態だ。近代化先進諸国から啓蒙「される」立場だからこそ、より日本的なものを求める。あるいは、ナショナリズムを身につけているからこそ、彼我の差異に敏感となり、「ヨーロッパの諸科学をとり入れるための甚大かつ不自然とも言える過去に例を見ない努力」に邁進する。

また、2点目としては、「『歴史』そのもの

の改善こそが急務として認識されていた」というよりも、「歴史」という概念そのものを、日本語の時空間に取り入れようと試みていたととらえるべきだ（鈴木貞美2007:374）。マセ自らが述べるように、この時期に行われていたのは、「明治における近代日本の国家建設のために、歴史学を初めとするヨーロッパの諸科学をとり入れる」努力であり、それは、歴史を学問として記述する、という文体の発明だった。藤田幽谷による『大日本史』の編纂は江戸時代前期の明暦3年（1657年）から着手されており、神武天皇以来永々と営まれてきた歴史、という観念自体が長い前史を持っていた。そして、明治2年4月4日、輔相・三条実美に天皇が下した「修史の詔」に端を発する正史編纂事業は、その具体的な顕現だ（田中1991）。本章冒頭で提示したように、皇紀制定にあたって、津田真道や国学者・大国隆正は、こうした歴史を、いかにして論理的あるいは学問的に正しいものとして位置づけるかをめぐって議論していた。

マセが着目する近代的な知識と皇紀制定との関係は、「にもかかわらず」という逆説ではなく、「だからこそ」という順接でつながるのではないか。

西欧近代の学知を受け入れようとすればするほど、日本固有の「歴史」にこだわろうとする。それは矛盾ではなく、きわめて自然な論理であり、またその「歴史」は「完全に作られた歴史の構築」というよりも、理屈として学知としての正当化を目指したものだだった。

「一世一元」について前章で述べたように、「皇紀」もまた、すでに日本語圏に存在していた歴史への意識にもとづいて制定されたのであ

る。

次に、この「皇紀」制定の外で起きていたこ

5. 「改暦」にともなう時間意識の混在

ここで時計の針を少し戻した上で、明治4年に行われた時間にまつわるひとつの出来事について触れておこう。

それは、丸の内の午砲、いわゆる「丸の内のドン」である。まだ時計が貴重品であったために、「旧本丸ニ於テ来ル九日ヨリ昼十二字大砲一発ツツ毎日時号砲施行候条為心得相達候事」という9月2日太政官布告によって9日の正午から午砲の号音が響くようになる。それ以前は、旧江戸城西丸の東隅に設けられた太鼓、それに、かぐらから時報太鼓が成っていた。その音は2里四方に伝わり、人々に「ドン」と呼ばれて親しまれ、大正11年9月15日まで続く。昭和4年5月1日に東京市が引き継ぎサイレン時報になるまで58年間も市民に正午を知らせ続けた（三菱地所株式会社社史編纂室編1993）。

またこの「ドン」は東京だけではなかった。石井研堂の『明治事物起源』によれば、和歌山藩岡山兵学寮では明治4年7月12日から、広島でも明治4年12月22日からこの「ドン」があったことが記載されている（石井1997:408）。角山栄が明らかにしているように、「日本では城下町が形成される17世紀初めから、城鐘および城鐘から分離独立した時鐘が出現し、17世紀中ごろ以降、全国的規模で時鐘による時間システムがぱっと拡大」（角山1984:82）し、その数は、全国で3万から5万に及んだ。17世紀初頭に約14000あったイギリス国教会のすべ

ととの関連に目を移さねばならない。それは、わずか2週間あまり後に行われた改暦である。

てが鐘をもっていたか定かではない状況に鑑みると、かなりの数と言える。また、前田愛が述べるように、同じ年には、竹橋陣営の正面入り口に東京市内で最初の時計塔が作られる（前田1992）。身体感覚として身に付いていた時間は、しかしまだ、（日の出明六つ）から日没（暮六つ）までを昼、日没から日の出までを夜として、それぞれを六等分して「一刻」にする不定時法（橋本1978）にとどまっていた⁴。

だから、三戸祐子が指摘するように、「明治5年に日本に最初の鉄道が現れると、ただちに列車⁵は「一分違わず」正確な運行を始めたのではない」（三戸2005:75）。それよりもむしろ、「新しい時刻制度に人々が慣れるのは、明治も30年代になってから」（三戸2005:55）なのである。

その「新しい時刻制度」とは、不定時法とは逆の定時法であった。明治5年11月9日、太政官権大外史家・塚本明毅の建議により改暦式がおこなわれ、その後、急遽、旧暦の明治5年12月3日を新暦の明治6年1月1日にする改暦であった。

日本に最初に伝わりそして使われた暦は、持統天皇4年（690年）の「元嘉暦」（げんかれき）とされている（能田1966）。その後、貞観4年（862年）に定められた宣明暦が約800年間使われる。その後、貞享2年（1685年）から天体観測に基づく貞享暦からは、幕府の天文方

が暦を改定、朝廷が名目的な発行者となる。そして、寛政10年（1789年）から使われてきた寛政暦が、天保13年（1842年）、天保の改暦によって改められ天保15年に頒行された「天保壬寅元暦」が、いわゆる「旧暦」にあたる。これは、太陽の位置に基づいて太陽の軌道位置を24等分する定気法によって二四節気を定めたものだった。それまでは不定時法で営まれたが暦上の時刻には定時法だったのに対して、この改暦では暦上も不定時法に合わせた。すなわち、暦上で公式に不定時法を定めたのは、わずか29年間だけだったのである（沼田2010:47）。

確かに、それ以前に8回行われた改暦がすべて同じ暦法の中での、いわば微調整に過ぎなかったのに対して、この明治5年の改暦は暦法そのものを変更し、さらに、定時法を導入する点で、大幅な変更ではある。しかし、明治期以前から有していた時間への土着の身体的な感覚にこそ着目すべきであり、単純に公式な制度が変わったからといって、それを「近代化」と名指すだけでは一面的に過ぎる。

もちろん、「明治改暦というテーマは先行研究者の史料調査によって調べつくされた感がある。近世と近代という二つの時代の大きな境界上に位置づけられ、明治初期の西洋化政策と啓蒙思想に象徴される日本近代化を出発点とする理解が優勢を占めている」（川和田2001:214）と指摘されている。加えて、改暦の真相として、旧暦の12月の抹消によって、「12月分の月給を支給しないとう腹づもりがあった」（岡田1994:183）ことが取沙汰される。

岡田芳朗は、大隈重信の日記を根拠として、翌

明治6年6月の閏月6月と明治5年12月の「直前の経費節約こそ大きな節約であったはずである」と推測している。このように「改暦」をめぐる評価は定まっているのかもしれない。

李孝徳は、「改暦に発動された最大の政治性は、『時間』が『日本』の統治者である天皇の『時間』であると公的かつ明示的に宣言されたこと」（李1996:297）と述べ、フランソワ・マセは、「過去との決別、別の言葉で言えば過去の古い因習、または伝統的な時間の感覚と一線を劃すること」（マセ1997:57）と指摘する。

けれども、明治の改暦が、太陰暦から太陽暦に、しかもほとんど周知期間を設けずに変更するという乱暴さを伴っていたように、そして欧米列強が太陽暦を採用し紀元を用いているから（岡田1994:256）という理由で導入した⁶のは、岡田の言葉を借りれば、反動的なものから革命的なものまでを含む「ごった煮」であり、それこそが文明開化にほかならない（岡田1994:3）。さらに、法制史家の鈴木一郎が明らかにしたように「東京でも地方でもまだまだ国民の「百分の一」程度にしか新暦は理解されていなかったのであるが、（中略）当時の時間生活は、官庁・軍・学校鉄道を中心とする太陽暦・定時制と農民を中心とする太陰暦・不定時制とに二分化していた」（鈴木1989:20）。

突然、「天皇の『時間』」が訪れたわけではないのである。

歴史学者の平山昇が注意を促しているように、政府が官歴における旧暦併記を廃止したのは、導入から37年もの歳月を経た明治43年を待たなければならない（平山2012:188）。政府の公式文書ですら、旧暦の廃止までこれほど

の時間が費やされているのである。その明治43年ですら、「『太陰暦廃止』『旧暦廃止』『新暦施行』（!?)」などと称されたことからわかるように、“今度こそ本当に旧暦廃止”という印象を人々に与えた重要な改正であり、「人々の生活にはさまざまな影響や混乱が生じたが、なかでも社寺の年中行事は旧暦に行われたものが多数あったため、当事者たちはしばしば対応に苦慮することになった」（平山2012:189）（原文ママ）のである。

だから、「傾城に誠あれば晦日に月が出る」（傾城＝遊女が、もし誠実であれば、本来なら月が出ないはずの晦日に月が出る。それほど、嘘ばかり、口にする）という江戸川柳をもじった、「傾城に誠ないとは、そりゃ嘘の皮、今は

6. 本稿の結論と今後の課題

高木博志が述べるように、「太陽暦をはじめとする西欧文明の導入はどこよりも早くまず宮中からはじまった」（高木1997:177）のである。だから高木は、この時期の時間意識のズレについて、こうまとめている。

農村部における旧暦から新暦へ実際の生活現場における転換は、おそらく小学校教育をへた世代が成長し社会の大転換が起きる日露戦後になってからと考えられる。近世以来の社会の大転換が起きる日露戦後、農村生活・生活暦の基層の復元を試みる民俗学が発生するのもこの頃である（高木1997:177）

「一世一元」「皇紀」「改暦」という3つの

晦日に月が出る、禁さん帰して徳さん呼んで、元の正月してみたい」という歌が流行した。こんな嘘だらけの世の中にした禁裏（天皇）を京都に帰し、徳川の世に戻りたい、というわけだ（牧原2008:187）。

加えて、この「皇紀」の導入に伴って制定された紀元節は、本来ならば、神武天皇の即位日＝紀元前660年元旦なのだが、明治政府は、まじめに、と言うべきか、無防備にと評すべきか、わざわざ太陽暦に換算した2月11日に制定している。明治初年には9月22日だった明治天皇の誕生日＝天長節も律儀に太陽暦へと置き換え、11月3日にしている。これもまた、もちろん、人々の混乱に拍車をかけたのは想像に難くない。

時間にまつわる制度の変更が、しかし、一元的な管理だけを意味するわけではなく、混在し、しかも、その混在が、明治期以前からの知識や身体のあるかたを基盤としていた、という事実の確認であった⁷。

これはいったい何を意味するのか。それは、カレンダーの重要性の発見にほかならない。本稿では、日本語圏の近代における時間表象の探究が、天皇制に行き着いてしまう点を指摘した。明治初期の時間をめぐる表象の変化が、一斉に行われては「いない」点を確かめた。つまり、一世一元、皇紀の導入、改暦といった、時間表象の変化が、外から突然取り入れられたものではなく、江戸期以前から日本語圏の有していた先立つものによってこそ可能になった点を

示した。それは、この次期の時間表象の変容が、天皇制のイデオロギーだけに基づいていないことを意味している。天皇制にすべての解答を求めてしまう態度それ自体が、ゼロからの積み重ね、という今現在の日本語圏で主流となった時間感覚の顕現にほかならないのである。

明治初期に行われていたのは、同時多発の試行錯誤であり、同時に、ゼロという起源から積み重ねる時間表象の構築であった。それは、この時期に日本が国家として目標にした西ヨーロッパ諸国における時間意識が、キリストの再臨という強烈な原点回帰から始まっていたことを、多分に意識していた。このことは、キリスト紀年が、「キリスト教暦」といった形で宗教的色彩を帯びることなく、西洋紀元、あるいは、紀元、ないしは、西暦といった形であらわされてきた点に明らかだ（佐藤2004）（佐藤2009:66）。キリスト教という特定の宗教観に基づくのではなく、あくまでも、西欧における暦の数え方として日本語圏の社会は「西暦」を取り入れたのである。目指すべき先進国で基準とされている時間意識を、宗教的なものではなく、あくまでも「西暦」だと日本近代は捉えた。本稿第4章で見たように、津田真道が皇紀の導入にあたって、「目今世界万国と御交際の秋、西洋諸国は皆彼教祖生年を以て、元を紀し、千八百幾年」と述べていた通りである。

だからこそ、1人の天皇が死ぬとともにゼロから始まる元号として一世一元を導入したのだし、西洋の暦と比べた上でそれよりも古い起源を持つ神武天皇紀元を作ったのだし、さらに西洋と合わせるために改暦を行った。これらの事態は、単純な近代化にとどまらないし、もち

ろん天皇という時の支配者による一元的な支配でもない。そうではなく、近代化への対応として、起源から時間を積み重ねる表象を産み出そうと試みた痕跡にほかならない。だからこそ、同時期に3種類もの時間表象が混在していたのである。

そして、この混在・多層性は、実際には何を意味しているのだろうか。学知に関する学知、いわば、メタ知識論を本稿は示しているに過ぎないのかといえば、そうではない。

前節で、改暦に伴う人々の混乱を指摘した。ただ、これは、為政者の気まぐれに振り回される弱者としての人々、という図式を描きたいからでは決してない。多様な時間表象を目の当たりにして、確かに混乱をしつつも、しかし、強かに生きてきた点にこそ、日本語圏の近代の醍醐味がある点に留意したかったからだ。外在的な制度を、天皇という權威によって担保して、強制的に導入した、というストーリーは、非常にたやすく理解できるし、また、実際にそのような側面もあったのかもしれない。けれども、本稿で指摘してきたとおり、時間表象は突如として外から強権的に取り入れられたわけではなく、それぞれの前史をもっていたからこそ可能になったのである。つまり、人々が混乱したという事実それ自体が、本稿で見てきた事実を如実に裏書するのであり、同時に、冒頭で述べたように、時間に関して近代社会が統一された社会であり、さらにその統一の仕方もまた統一されているとする従来の議論に対する疑いの目を向ける地点まで連れてきてくれるのである。

いまなお過去ではない近代という時空間は、いったいどのようなものであったのかという大

きすぎる射程をもった問いに、すぐさま答えられるわけもないし、また、おそらくその答えは永遠に出ない恐れすらある。ただ、近代を生きる経験とは何なのかを、身をもって示そうとする態度それ自体が、社会科学であり、少なくとも社会学ではないか。そしてその社会科学ないしは社会学をすること自身は、学知に関する学知に拘泥するのではなく、いまを生きることを不断に問い直す真摯な、そして、人々の混乱に即した知的な営みにほかならない。

すると本稿の次の課題は明らかだ。今後の議

論の展開可能性として、「近代化」や「天皇制」論それら自体が、どのような陥穽を孕んでいるのか。即ち、「近代化」／「天皇制」論が実際にどの程度、先行研究の疑われざる前提となっているのか、といった、それぞれの議論の検討にあたって、本稿で行った時間表象の混在という視点が、どのような知見をもたらしているのかを検討する作業が待ち受けている。そのためには、近代以前の時間表象との比較を今後の課題としたい。

註

- ¹ あるいは、この時期を国民国家の成立と見る議論を展開しようとするれば、Anderson (2006⁷)をはじめとして、Gellner (1983=2000) やHobsbawm (1992)、Smith (1986) が挙げられる。
- ² 太平洋戦争が終わり、GHQによって神武天皇の実在性がほぼ否定され、一旦は、「紀元節」は廃止される。その後、1966年に建国記念日として復活したものの、とりたてて神武天皇を称揚することはない。しかしながら、皮肉なことに、閏年の数え方は、神武天皇即位紀元に基づいている。つまり、グレゴリオ暦とユリウス暦の大きな違いのひとつとして、より正確な暦にするために、400年に3回の閏年を省略するにもかかわらず、太陽暦の簡便さを説きたいがために、その部分については定めなかった。かわりに、神武天皇紀元から660を引いて100で割った年のうち4で割り切れる年のみを閏年とすることとした。すなわち、神武天皇即位紀元の年数が4で割り切れる年を閏年とし、660を引く、すなわち、いったん西暦と揃えたうえで、400の倍数以外の年は平年とする、という込み入った計算を用いている。そして、この計算法は、いまだに廃止されておらず、また、別の法的根拠もないため、神武天皇紀元の歴史的根拠はほとんど失われているいっぽうで、ここに亡霊のように残っている。
- ³ 藤井貞文は、この時期に神武天皇景仰の思想が頂点に達した理由について、「一つには神武天皇が第一大の天皇に座して統を長く垂れ給う事実は道統に立つ志士有志の拠り処であった。二には天皇が日向を発して途中諸種の困難を克服して大和に入り、橿原宮に即位し賜うた事実は艱難の業を成就した範として仰いだことであり、尚武の人々の憑り処となり、特に「神武」という語は兵法上の権威として考えられた」としている (藤井1961:180)。
- ⁴ すなわち、「秒」という単位についても、西本郁子が指摘するように、「どこかあいかわらず不定時法的な発想を引きずっていた」 (西本2006:108-109) とやる。
- ⁵ 本論文では主題的に扱えないものの、鉄道と日本近代の時間意識をめぐる画期的な営みとして平山昇は「初詣とは、「正月にどこかの神社仏閣にお詣りする」という程度の中身しかない、きわめてアバウトな行事」 (平山2012:36) とした上で、「現在ではすっかり「正月の伝統行事」のように思われている「初詣」は、実は都市から郊外へ延びる鉄道ができたことによって誕生した、まことに「近代的」な参詣行事だった」 (平山2012:48) と結論づける。
- ⁶ 高木博志が丁寧述べる通り、太陽暦を導入した1873年元日、「外国人への嫌悪感・穢観が根深く残る守旧的な宮中に」、歴史上はじめて、御雇外国人が拝賀した。さらに、皇后が天皇と揃って拝賀を受けた点を「カップルで儀式を執り行うこと自体、欧州王室・キリスト教国の儀礼のあり方である」と意義付けている (高木1997:176)。
- ⁷ 中山久四郎は、明治13年に、東京大学予備門が発行したCOVERS OF INSTRUCTION in TOKIO DAIGAKU YOBIMON の紀年が、「2540 (1880)」とされている点を指摘している。中山の意図は、その論文のタイトル通り「明治初年における皇紀の尊重」の明確化に向けられているが、本研究の視点では、この事実は、時間表象の混在を明らかにする要素として言及しておきたい (中山1961:225)。

参考文献（アルファベット順）

- 阿部謹也 1995 『「世間」とは何か』 講談現代新書.
- Anderson, Benedict (2006) *Imagined Communities reflections on the origin and spread of nationalism*, London and New York: Verso.
- 藤井貞文 1961 「明治維新前後における神武天皇景仰の思想と紀元節の制定」 中山久四郎（編）『神武天皇と日本の歴史』 小川書店 226-236.
- フジタニ, テツオ 1994 『天皇のページェント 近代日本の歴史民族誌から』 NHKブックス.
- Gellner, Ernest (1983) *Nations and nationalism*, Oxford: Blackwell Publishers.
- 芳賀登・佐伯有清（校注）1973 「大國隆正」 『日本思想体系50』 岩波書店.
- 橋本万平 1978 『日本の時刻制度』 塙書房.
- 原武史・吉田裕編集 2005 『岩波 天皇・皇室辞典』 岩波書店.
- Hobsbawm, Eric J (1992) *Nations and nationalism since 1780: programme, myth, reality*, Oxford: Blackwell Publishers.
- 石井研堂 1997 『明治事物起源7』 筑摩書房.
- 川和田晶子 2001 「明治改暦と時間の近代化」 橋本毅彦・栗山茂久（編・著）『遅刻の誕生 近代日本における時間意識の形成』 三元社 210-232.
- 川和田晶子 2012 「明治改暦！ 福澤諭吉の啓発と新暦への胎動」 『歴史読本』 57 (10) :152-157.
- 木下直之 2010 「1000年を超える時間」 『建築雑誌』（社団法人日本建築学会）1611:22-23.
- 小森陽一・高橋哲哉（編）1998 『ナショナル・ヒストリーを越えて』 東京大学出版会.
- 栗原彬・小森陽一・佐藤学・吉見俊哉 2000 「内破する知 身体・言葉・権力を編みなおす」 東京大学出版会.
- 前田愛 1982 『都市空間のなかの文学』 筑摩書房.
- 真木悠介 1981 『時間の比較社会学』 岩波書店.
- 牧原憲夫 1990 『明治七年の大論争 建白書から見た近代国家と民衆』 日本経済評論社.
- 牧原憲夫 2008 『文明国をめざして 日本の歴史13 幕末から明治時代前期』 小学館.
- マセ、フランソワ 1997 「近代日本における「起源」の思想」 『文学』（岩波書店）8 (2) :56-61.
- 三谷博 2010 「明治維新の史学史——「社会科学」以前」 『ヨーロッパ研究』（東京大学総合文化研究科・教養学部ドイツ・ヨーロッパ研究センター）9:179-187.
- 三戸祐子 2005 『定刻発車 日本の鉄道はなぜ世界で最も正確なのか？』 新潮文庫
- 三菱地所株式会社社史編纂室（編）1993 『丸の内百年のあゆみ 三菱地所社史』 三菱地所
- 中山久四郎 1961 「明治初年における皇紀の尊重」 中山久四郎（編）『神武天皇と日本の歴史』 小川書店, 205-225.
- 成田龍一 2001 『歴史学のスタイル 史学史とその周辺』 校倉書房.
- 成田龍一 2006 『歴史学のポジションナリティ 歴史叙述とその周辺』 校倉書房.
- 成田龍一 2012 『歴史学のナラティブ 民衆史研究とその周辺』 校倉書房.
- 成沢光 1997 『現代日本の社会秩序』 岩波書店.
- 西川長夫 2012 『国民国家論の射程 あるいは<国民>という怪物について（増補版）』 柏書房
- 西川長夫・渡辺公三編 1995 『幕末・明治期の国民国家形成と文化変容』 新曜社.
- 西川長夫・渡辺公三編 1999 『世紀転換期の国際秩序と国民文化の形成』 柏書房.
- 西本郁子 2006 『時間意識の近代 「時は金なり」の社会史』 法政大学出版局.
- 沼田尚道 2010 「今日、旧暦と呼ばれるのは～天保壬寅元暦～ 時計と暦と経緯度の話 第21話」 『ITUジャーナル』（日本ITU協会）40 (12) :44-47.
- 能田忠亮 1966 『暦 技術の上から時代の歴史を見る』 至文堂.
- 岡田芳朗 1994 『明治改暦』 大修館書店.
- 大久保利謙 1986 「津田真道の著作について」 『幕末維新の洋学 大久保利謙歴史著作集 五』 吉川弘文館, 119-223.
- 佐々木克 1990 「東京「奠都」の政治過程」 『人文學報』（京都大学人文科学研究所）(66) :41-64.
- 佐々木克 2005 『幕末の天皇・明治の天皇』 講談社.
- 佐藤健二 2012 「暦」 『現代社会学事典』 弘文堂, 463.

- 佐藤正幸2004『歴史認識の時空』知泉書館。
- 佐藤正幸2009『世界史における時間』山川出版社
- 佐藤俊樹1998「近代を語る視線と文体 比較のなかの日本の近代化」高坂健次・厚東洋輔（編）『講座社会学1 理論と方法』東京大学出版会,65-98.
- Smith,Anthony,D（1986）*The Ethnic Origins of Nations*, Oxford:Blackwell Publishers.
- 鈴木貞美2007「日本における『歴史』の歴史」『日本研究』（国際日本文化研究センター）35:357-403.
- 鈴木一郎1989「明治暦制改革問題の周辺（四）」『東北学院大学論集 法学』35:1-20.
- 田中彰1991「明治前半期の歴史変革観」田中彰・宮地正人（編）『日本近代思想大系13 歴史認識』岩波書店,484-509.
- 津田真道2001「天皇陛下に上る書」大久保利謙・桑原伸介・川崎勝（編）『津田真道全集上巻』みすず書房,277-280.
- 高木博志1997『近代天皇制の文化史的研究 天皇就任儀礼・年中行事・文化財』校倉書房.
- 多木浩二1988『天皇の肖像』岩波新書.
- 角山栄1984『時計の社会史』中公新書.
- 遠山茂樹2007『福澤諭吉』東京大学出版会.
- 遠山茂樹1992「水戸学と明治維新」『遠山茂樹著作集 第二巻』岩波書店.
- 所功1996『年号の歴史<増補版>』雄山閣
- 吉田俊純2003『水戸学と明治維新』吉川弘文館.
- 吉田俊純2011『寛政期水戸学の研究 翠軒から幽谷へ』吉川弘文館.
- 李孝徳1996『表象空間の近代 明治「日本」のメディア編成』新曜社



鈴木 洋仁（すずき・ひろひと）

[生年月] 1980年5月生まれ

[出身大学または最終学歴]

京都大学総合人間学部（2004年卒業）、東京大学大学院学際情報学府修士課程（2011年入学、2013年修了）、東京大学大学院学際情報学府博士課程在学中

[専攻領域] 歴史社会学

[主たる著書・論文]（3本まで、タイトル・発行誌名あるいは発行機関名）

『「平成」論』（青弓社、2014年）、『「明治百年」に見る歴史意識 桑原武夫と竹内好を題材に』『人文學報』（京都大学人文科学研究所）第104号、117-140、2014年6月、「元号の歴史社会学・序説」（『東京大学大学院情報学環紀要 情報学研究』第86号、225-241、2014年3月）

[所属] 東京大学大学院総合文化研究科・教養学部附属共生のための国際哲学研究センター（UTCP）

[所属学会] 日本社会学会、関東社会学会、表象文化論学会

Modernization of Consciousness on Time in Japan -A Case Study of Name of Era, Imperial Periodization and New Calendar-

Hirohito Suzuki*

Abstract

This paper analyses about a consciousness on time in Japan, especially at the beginning of Meiji era from the viewpoint of the historical sociology.

In some academic fields, there are several arguments on the relation between imperial system and unification of a consciousness on time at that moment. But this paper highlights a multiplicity in the representation of time, including Gengo(the name of a Japanese era), an epoch brought about emperor Jinmu, and reform on an almanac.

Doctoral student, the Graduate School of Interdisciplinary Information Studies The University of Tokyo

Key Words : Name of Era, Modernization, Consciousness on Time



フィールド・レビュー

FIELD REVIEWS

新しい史料学としての歴史情報論

菊地 大樹（大学院情報学環・准教授）

はじめに

明治以来、何度か訪れた近代史学の大きな転換点の一つが、1975年前後にあると著者は考えている。戦後歴史学において主体的な地位を占めてきた唯物史観が大きく後退し、学界における議論が分散化していったのが、このころの研究史的状况であろう。このようななかで注目を浴びたのが、網野善彦に領導された、いわゆる「社会史」ブームに支えられた列島再考論

である。言説という意味でも分野を超えて多くの知識人に影響を与えたこの傾向は、しかし単なるブームではなかったのであり、歴史研究者の間にも大きな方法論的再考を促した。「実証主義」歴史学もまた、自己を支える史料の扱い方に対する根本的な検討を迫られたのである。その中で進められた試みが、歴史を「ひろげる」作業であった。

1. 史料を「ひろげる」

歴史を「ひろげる」とは、それまで史料とは認識されていなかった様々な対象を史料学の中へ引き込み、歴史研究の素材として活用することである。そもそも「史料学」と言っても、70年代までは研究分野として十分に認識されておらず、せいぜい古典的な古文書学がイメージされる程度だったことを考えれば、どのようなものが歴史研究を進めてゆくうえで、史料としてその視野に入ってくるのかを自覚すること自体が、歴史を「ひろげる」作業としてまず重要となってくる。

著者の専門の日本中世史に即して言えば、

『平家物語』や『古今著聞集』といった軍記や説話、あるいは和歌などの文学作品、紙背文書、荘園絵図や洛中洛外図などの絵図類、絵巻物（絵と詞書の双方）、起請文のような護符や聖教、地名や伝承、石造物や金石文、そして遺跡や遺物などの考古学的資料等々である。従来の個別分野における「たこつぼ型」の研究が批判され、歴史・民俗・考古・文学等の協同が最も声高に叫ばれて、学際的な研究に、多くの研究者が新たな段階へのステップアップを期待したのも、1990年代歴史学の大きな特徴であったと言えるだろう。

そこでまず触れたいのが、こうした史料学的な展開の中で見直されてきた古文書学である。はやく70年代前半には、古文書の要件を差出人と受取人の関係に見出し、機能論を軸として展開する方法が提唱されていた。パレオグラフィの翻訳でもなければ、筆跡や真偽鑑定などの直観的な「審美眼」を要請するものでもない、それまでの古文書学をおおきく「ひろげる」研究が開始されたのである。このような先駆的な研究の基盤に立って、史料を「ひろげる」作業の過程では、古文書そのものの読解を再検討することはもちろん、古文書をモノ史料としてとらえ直し、折り目や料紙といった新しい視点に即して分析してゆく方法も進められるようになっていく。

以上のような研究動向のなかで視野に入ってきたのが紙背文書（裏文書）である。これは、一般に紙が貴重品であった前近代社会におい

2. 中世宗教史と史料学

次に、著者が専攻する中世宗教史について述べると、聖教史料の調査の著しい進展を挙げることができる。従来、中世宗教の頂点は法然・親鸞・道元・日蓮などであると考えられ、彼らの残した著作に著しく研究の重点が置かれたが、やがて議論は閉塞的になっていった。しかし、70年代後半以降、じつは法然らの活動の背景としか考えられてこなかった東大寺・興福寺・延暦寺・園城寺・東寺・高野山などの研究が中世宗教史の全体像を知る上で極めて重要であると認識されるようになり、それまで研究の視野に入っていなかった寺院に残された大規模

で、自己のもとに届いた文書を、それが一次的役割を終えた後にも廃棄せず、紙の裏側を二次利用面として卷子や袋綴に加工して再利用して、典籍や写経などを行った結果、その裏（一次利用面）に副次的に残された古文書を指す。権利の保全等のために意識的に残され伝世した古文書と異なり、そこには中世人が後世に伝えようと意図しなかった別の世界が広がっているのである。

ちなみに、それまでいったんニセモノと鑑定されると史料としては見向きもされなかった偽文書にも、この時期に注目が集まるようになり、昨今では「偽文学書学」が提唱されるまでになった。すなわち、同時代におけるその作成契機を考察することは、あらたな課題の発見につながるのである。じつはこの分野でも主導的役割を果たした研究者のひとりに、網野を挙げることができるのである。

史料群に対する関心が高まった。

すでに、寺院に伝来した史料群の中で『東大寺文書』『東寺文書』などの古文書は早くから調査・活用が進んでいたが、それ以外の經典や教理書などの典籍、すなわち聖教史料はほとんど手付かずのままだったのである。もちろん、はやく大正時代に醍醐寺古文書聖教の調査が始められるなど、いくつかのパイロットケースはあるものの、大寺院の経蔵に膨大に残された經典や教理書、説草・論義草（説法や論義の際に作成された原稿）、儀式の次第書などの聖教史料の本格的調査が始まり、活用の方法が考えら

れるようになったのは、やはり80年代以降のことであろう。これらの聖教史料においては、いつ誰がどこで書写したのかを記す奥書の部分に注目が集まりがちで、その教理的内容についての歴史学的検討や方法論の開拓はいまだに十分に進んでいない。しかしそこには、インドに起源する漢訳經典に説かれたのとはおよそ異なる日本中世に固有のさまざまな言説が広がっており、その中からおびただしい儀礼の場が創出

3. 歴史情報論の課題

いままで、史料を「ひろげる」ということについて述べてきた。しかしながらそれは、単に新たな史料分野を「つげくわえる」という単純な発想であってはならず、そのことによって史料学さらには歴史研究に対して、根本的な方法的再検討を迫ってゆくようなものでなければならない。現代に生きるわれわれは、過去の時代からある部分を「きりとる」ことによって研究対象としての史料分野を獲得する。この意味で、史料学研究には常に盲点が生まれることが不可避である。それだからこそ、われわれは複合的な史料分野に視野を「ひろげる」作業を常に意識し続けることによって、現代人によって見失われてしまった歴史的コンテクストを明らかにする研究を目ざさなければならない。

最後に、著者が宗教史料の一つとして研究を続けている板碑を事例として、今後の見通しを述べておきたい。板碑とは、中世を通じて建立された供養塔であり、石を板状に成型して、その表面に本尊をあらわす種子（サンスクリット語起源の文字＝梵字）、種子を荘厳する天蓋や

されていたのである。これらの言説研究において、残念ながら歴史研究者は文学研究者におくれを取っていると言わねばならない。文学研究においては、『万葉集』『源氏物語』以下、従来正統的な位置を占めてきた作品研究に加え、これらの寺院聖教へと問題関心を「ひろげる」ことから、斬新な多くの研究が生まれつつあるのである。

蓮座、本尊を讃える偈頌（經典から引かれた韻文）、そして建立の趣旨を述べる願文や、建立した年月日が刻みつけられている。これは、関東地方だけで4万基以上が確認されており、文献史料の少ない地域の歴史を知る上で大きな手掛かりを与えてくれる。しかし、実際に板碑の分析にとりかかるのは容易ではない。なぜならば、板碑は先ほど述べたような種々の構成要素からなる複合的な史料であり、仏教学・美術史学・思想史・歴史学、さらには板碑そのものの材質や形状を分析する考古学的なアプローチや民俗儀礼との関係など、さまざまな



栃木県小山市民病院地内出土板碑
(千々和到『板碑とその時代』より転載)

研究分野の方法に関心を持ち、親しんでおくことが求められるからである。もっともこのことを、必ずしも重荷に感じる必要はない。むしろ上述のような複合的な史料であればこそ、中世

を「ひろげる」うえで大きな可能性を秘めているのであり、また他分野の研究者の共通の問題関心や議論のプラットフォームとして板碑が機能してゆくことが期待できるのである。

おわりに

では、このような歴史を「ひろげる」という作業や方法が、歴史情報論とどのようにかわってくるのか。

現在著者は、史料編纂所に残された、板碑を含む2000点以上の拓本のデータベース構築を進めている。これにより、板碑はさらに金石文一般の研究のなかに位置づけられるのであり、その分析はさらに高度化し、複合的になってゆ

かねばならない。すなわち歴史情報論とは、単に史料の所在情報や書誌情報をデータベース化して終わるものではない。そのことによって得られた歴史的な知識としての情報を集約して再構成し、史料を生んだ歴史社会の知識体系を復元する作業、すなわち「歴史知識学」こそが、歴史情報論の目指す方向であると言えるのである。



菊地 大樹 (きくち ひろき)

【生年月日】1968年9月8日生

【最終学歴】1994年東京大学大学院修士課程修了。博士(文学)。

【専門領域】日本中世史・仏教史

【著書・論文】

『中世仏教の原形と展開』吉川弘文館、2007年

『中世の寺院と都市・権力』(共編著)、2007年

『鎌倉仏教への道』講談社、2011年

【所属学会】史学会・歴史学研究会・日本史研究会・日本仏教総合研究学会

監 修 東京大学大学院情報学環

〒113-0033 東京都文京区本郷7-3-1

製 作 株式会社創志企画

平成26年10月8日